

青島町誌
全

特233

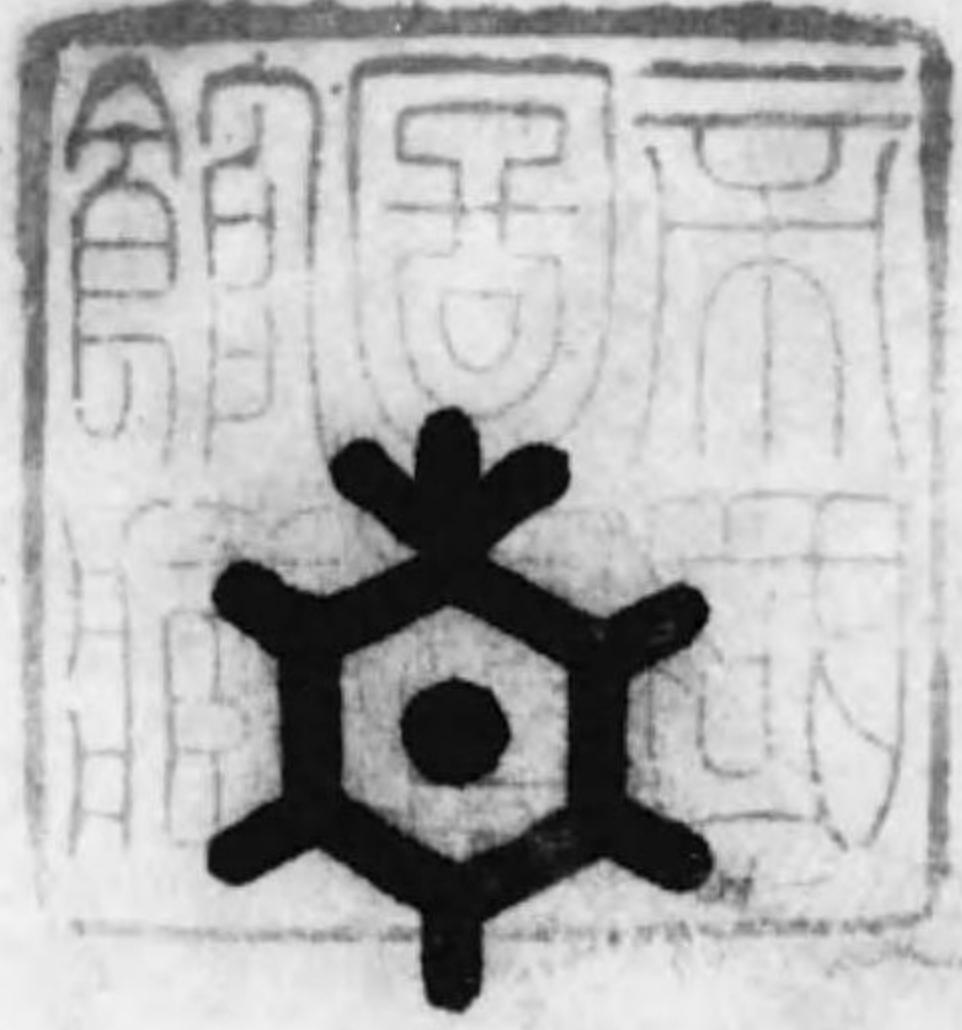
869

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4

始



特233
869



青島町誌



青島村誌

結言

大正元年八月時の志太郡長小山鑷太郎君郡下町村長に懇通するに町村誌編纂の事を以てす則ち時の村長山内與十郎君助役青島鑷太郎學校長八木定一両氏に囑するに編纂主任を以てし部下を督して銳意材料を蒐集せしめ或は實地に就き或は古老に聽き或は文書記録を渉獵して研究調査を重ね大正二年三月を以て稿全くなる名けて『青島村誌』と云ふ然れども當時僅に其一本を備へたるのみにして敢て之を刊行することなかりき其意蓋咄嗟短日月の事業にして或は事蹟の正確を欠き或は事實の詳細を盡さざるありて過誤遺漏なきを保し難く杜選の譏を招かむことを慮りたるものあればなり

爾來年を閲する十有五年 今や當年の『青島村』は躍進して『青島町』となり戸數人口の増加と共に面目自ら一新せるの狀あり爾後の沿革亦録して之を傳ふべきもの歎なからず

本誌は専ら『青島村誌』を基礎として爾後の事實を追録増補したる

もの固より完璧にあらずと雖も其不備の点は之を後賢の補正に俟つに意を決し御大禮記念事業として敢て之を刊行することとせり而して其配本の範圍は經費の關係に依り町内名譽職員、町功勞者、町吏員、官公署學校及び各團體に局限し別に若干の残本を留保することとしたり

讀者幸に之に依りて當町沿革の概要を知り兼て町勢の現況を知悉せられ益々愛郷の念を厚ふし當町發展の資に供せらるゝあらば予の望みは則ち足る

昭和四年三月三十一日

青島町長 青島鋼太郎

第一目 概説

青島町誌目次

第一目 概説	一頁
一 位置	一
二 地勢	一
三 氣候	二
四 區域	二
區域及名稱——村名選定の由來、町制の執行——行政區劃の改正——現在の大字別小字名	
五 面積及廣袤	八
種目別及別地價一覽表——大字別地目及別地價一覽表	
六 戶數及人口	一三
自治制施行當時と昭和三年に於ける大字別戶數對照表——自治制施行以來の戶數統計	

表——自治制施行以來の人口統計表——第一回國勢調査——第二回國勢調査	
七 町經濟及財産	二一
自治制三十二年度歳入決算表——自治制三十二年度至全三十四年度歳入決算表——自治制三十二年度歳出決算表——自治制三十二年度歳入決算表——自治制三十二年度歳出決算表——自治制三十二年度青島町歳入出豫算表——昭和三年度雜災救助基金歳入出豫算——昭和三年度自作農維持創設資金歳入出豫算——町有財産の沿革及現在——雜災救済基金の沿革及現在——窮民救助基金の沿革及現在——小學校基本財産の沿革及現在——大字部落有財産の沿革及現在	
八 生業及産物	三六

生業——現任戸數の職業別調——農家類別
統計表——國稅營業者及縣稅營業者分析狀
態一覽表——國稅營業者種別表——縣稅營
業者種別表
產物——農產物——工產物

九、交通及通信

四八

道路——國道——縣道——組合町村道及組
合規約——町村道
橋梁——勝草橋其他
車輛——統計表
鐵道——國有鐵道——藤相鐵道
交通機關進化の概要
通信——郵便及電信——電話

10. 灌溉用水

七三

木屋用水——庄右衛門待井——万太夫待井
——二ノ待井——横井待井——柳久保待井

前島待井——其他

第二目 沿革

七九

志太郡の由来——沿革概要——旧村の沿革
——古文書寫——大井川の河狀及流域の變
遷と田中城の興廢

第三目 名勝遺跡

一五三

名勝——烏帽子山——金比羅山——志太盆泉
遺跡——一里塚趾——明治天皇御小休跡——
——田中領榜石跡——古墳——小山街道——
——本宮山——池田屋敷跡並墓所——千貫堤
及報務寺跡——水上池——鏡ヶ池——護摩
壇——水上鳥越切通跡——桓武天皇右の墓
所——古木大樹——名勝遺跡天然記念物一
覽表

第四目 社寺教會

一七三

神社——神社一覽表——神社——村社——

源格社

佛閣——寺院佛堂教會一覽表——寺院——

佛堂——教會

第五目 官公衙學校

二一七

役場——巡查部長派出所及巡查駐在所——
藤枝停車場——青島郵便局——青島尋常高
等小學校——實業補習學校——青年訓練所
——准教員養成所——青島高等裁縫女學校
——幼稚園

第六目 各種團體

二七九

農會——尚武會——在野軍人會——青年團
——女子青年團——商工會——新田報德社
——修養園青島支部——青島高洲耕地整理
組合——青島耕地整理組合

第七目 消防、水防、衛生

二四三

消防——沿革及現況

水防——島田町、外十二ヶ町村水防組合——
瀬戸谷村外九ヶ町村水防組合——棚山川水害防組合
衛生——衛生組合——隔離病舎——町村醫
——傳染病患者一覽表——痘痘——トラ木
——ム検診——醫師齒科醫產婆其他——下水
及塵芥の處介——火葬場

第八目 銀行、會社、工場其他

三七一

銀行會社工場其他現況一覽表——銀行會社
工場其他沿革概要——青島實業銀行——丸
十銀行——藤枝銀行前島支店——駿河銀行
藤枝驛支店——三十五銀行前島出張所——
藤枝合同運送株式會社——藤相鐵道株式會
社——木谷川絹紙株式會社——志太煉乳株
式會社——青物市場株式會社——丸三製材
所——丸樹製材株式會社——日東飲料株式
會社——前島商事株式會社——日之出蚕業

株式會社——九十運送合資會社——正合資會社——磯部織物工場——會鈴木製材所——鈴木直田工場——④杉井製繩工場——八木製繩工場——岩堀織布工場——⑤製茶工場——煙草元賣棚所——駿遠塩業株式會社青島支店——櫛狀購買販賣利用組合聯合會——⑥青島信用購買販賣利用組合

第九目 娛樂及娛樂機關

三八七

娛樂の種類及其及遷——劇場東海俱樂部——公園

第十目 特種の言語、風俗

三九三

特種の言語——俗語、風俗習慣——風俗——展婚祭——年中行事

第十一目 災害及救済 四二三

水害——慶長九年の洪水——寛永年間の水害——文政十一年の洪水——明治四十三年の洪水——明治四十四年の水害
風害——明治十七年の暴風雨——明治三十二年の暴風雨——明治三十三年の暴風雨——大正七年の暴風雨
震災——安政元年の大地震——明治二十四年の震災——大正十二年の震災
火災——明治三十七年以降の火災
凶作及飢饉——大正七年の水騒動
師團鎮守府隊配属の及遷——兵事思想の普及徹底
戰役——明治十年の役——明治二十七八年戰役——明治三十七八年戰役——大正三四

第十二目 兵事及戰役 四三五

第十三目 人物及舊家 四六九

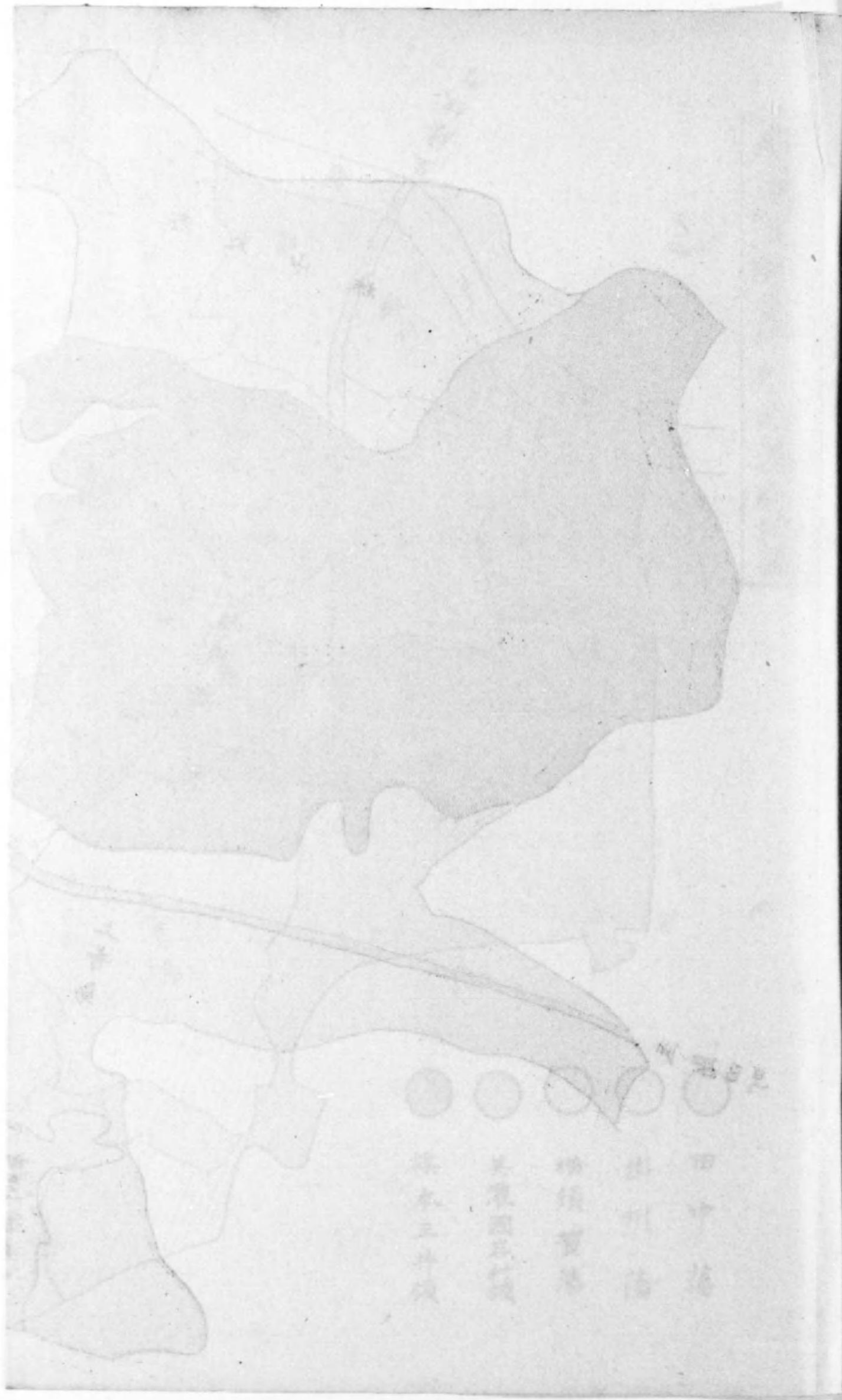
年戰役
教育家故小澤莊田郎君——元前村他入ヶ村組合戸長青地半三郎君——元青島材戸長故大楠敬君——元青島材長故青地雄太郎君——元青島材長故紅林儀三郎君——教育家故吉江得壽君——元村會識頭故八木九子君——元對繪識頭故鈴木吉藏君——元對繪識頭收田米吉君——青島町功勞表彰者一覽表——志太郎行表彰者
舊家——青島五郎兵衛系圖——岩本九次夫系圖——相垣武兵衛系圖——其の他の舊家

第十四目 雜錄及補遺 四九一

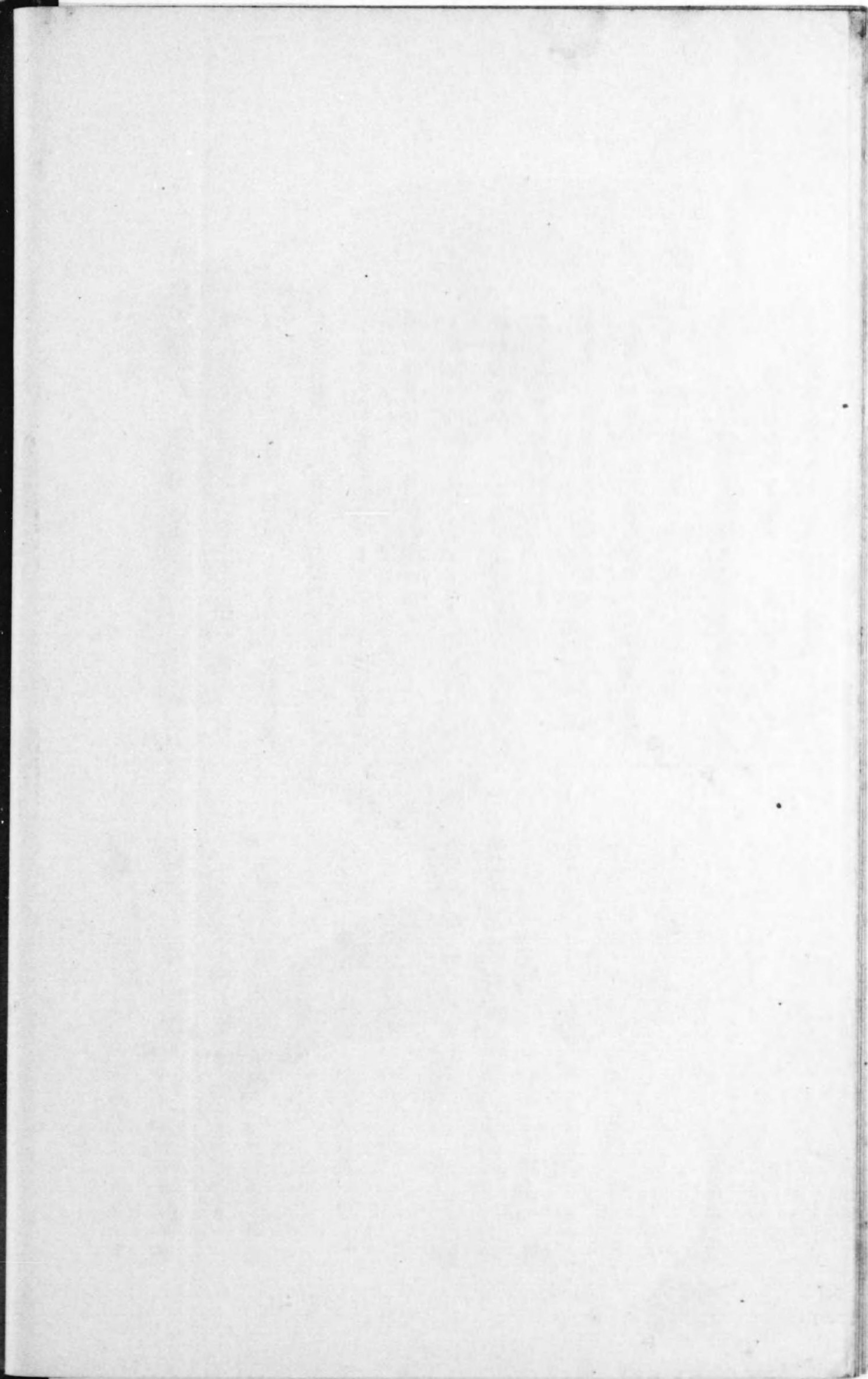
雜錄——葉煙草收購所の建設及町有の額末——町枚章制定の額末——南洋貿易の成功者岡野繁藏氏——交通調査の成績——電話

附錄

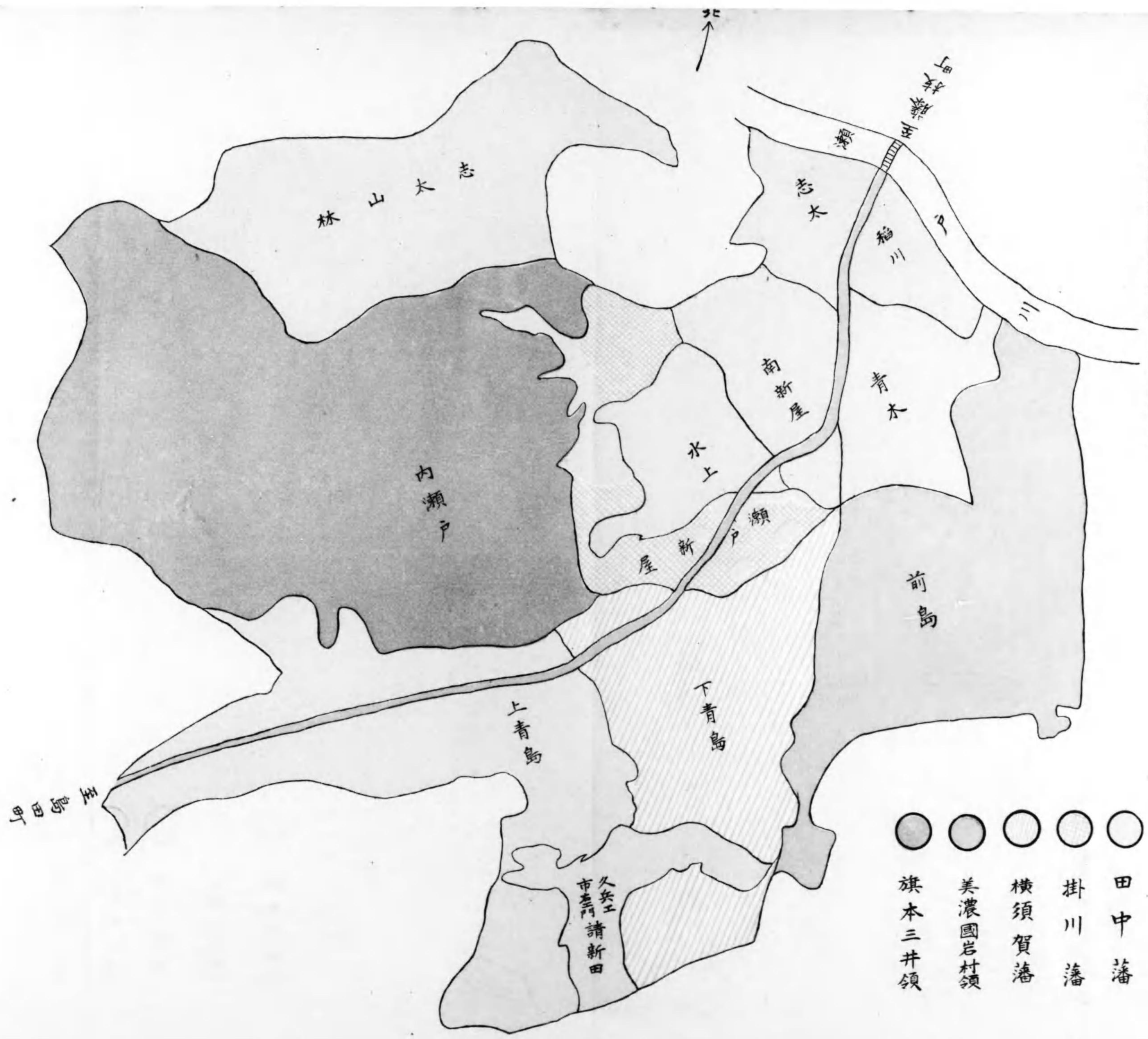
加入區域の改正
補遺——青木村鑑島——三軒家立の事——木屋水門の事——御下りの事——殖産溝の事
一 德川時代の民政 頁三八
一 青島町條例規則規程規約 頁二一八



泗水
巨港
坤甸
望加錫
三寶壟



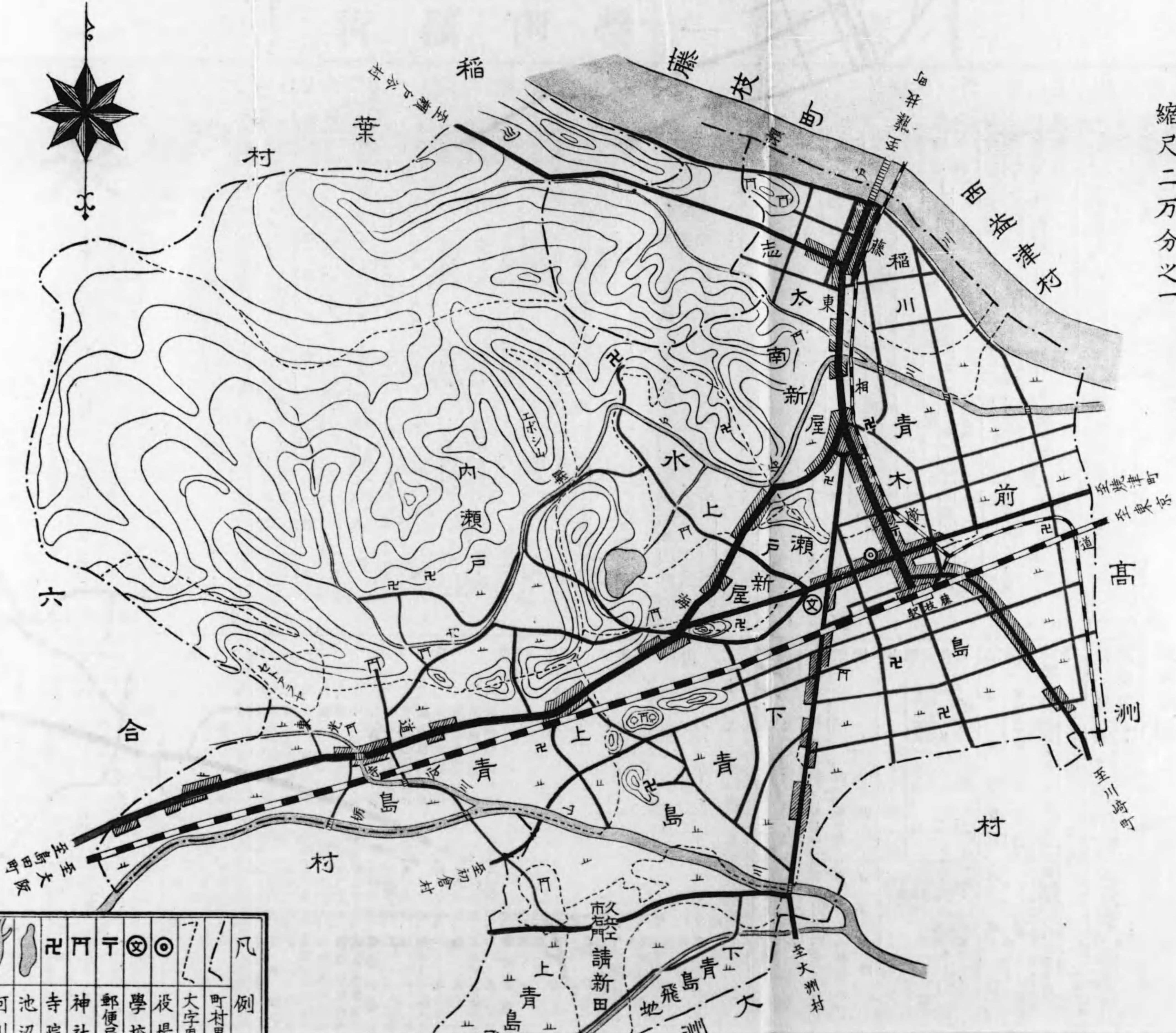
廢藩置縣當時於白藩別地圖



- 旗本三井領
- 美濃國岩村領
- 横須賀藩
- 掛川藩
- 田中藩

青島町全圖

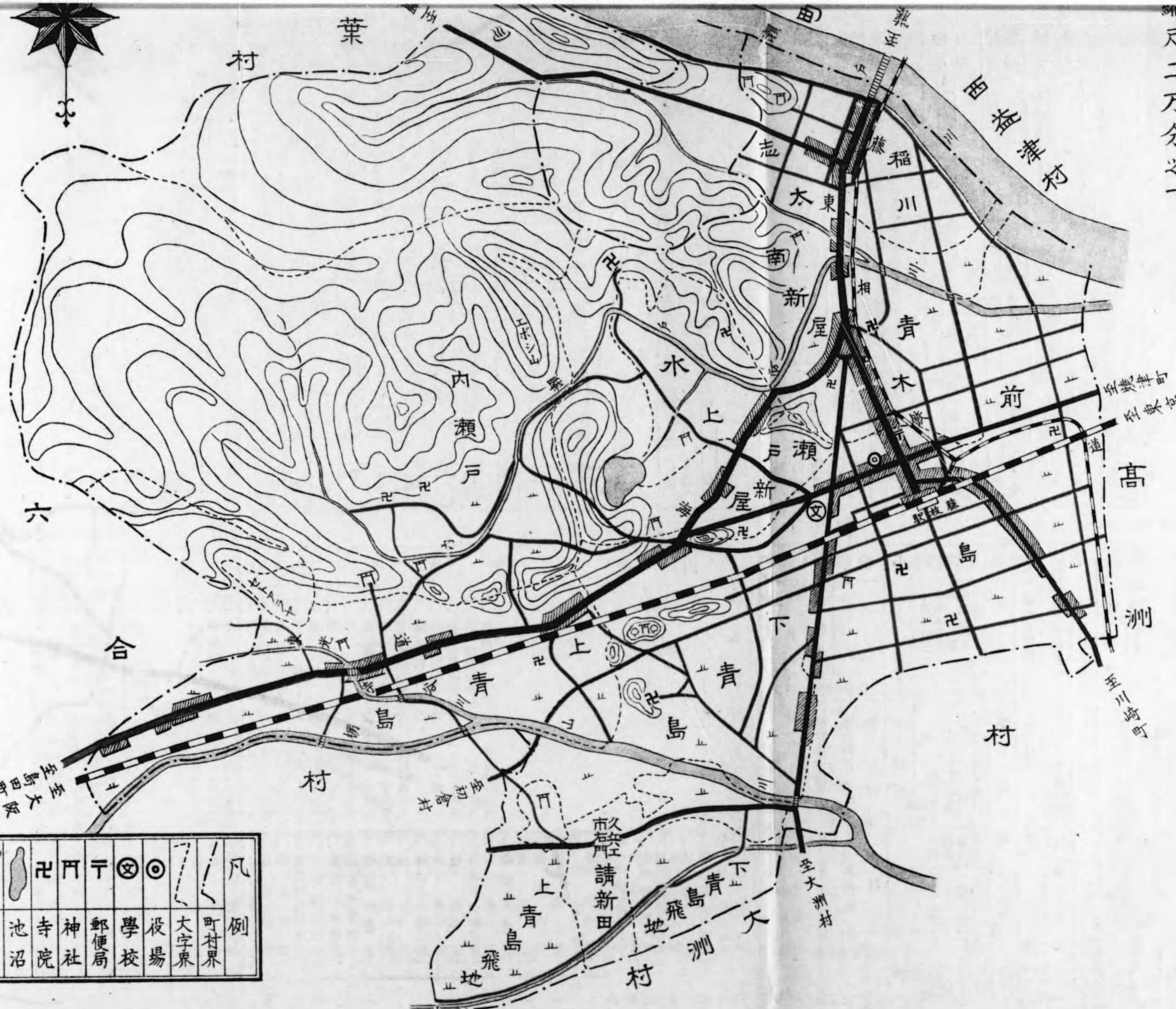
縮尺二万分之一



山	道	山	河	池	寺	神	郵	學	役	大	町	凡
温泉	道路	山岳	河川	池沼	寺院	神社	郵便局	學校	役場	大字	町界	例

島町全圖

縮尺二万分之一



山	道	山	河	池	寺	神	郵	學	役	大	町	凡
温泉	路	岳	川	沼	院	社	便局	校	場	字	界	例

役場位置		大字名		行政區劃		町吏員		及議院		官公署		及學校		面積		總士地		地租		民有地		地租			
青島町前島字芝田六百三十二番ノ六(電話藤枝十九番)		上青島、下青島、市工門、南新屋、水上、志太、隋川		第一區、第二區、第三區、第四區、第五區、第六區、第七區、第八區、第九區		町長 助役 收入役 書記 區長 代理者 組長 委員 委員 町會議員		一 一 九 九 一 一 二 五 四 三 一 八		青島町役場、青島郵便局、藤枝驛、前島巡查部長派出所、青島尋常高等小學校、青島高等裁縫女學校、私立幼稚園		青島町役場、青島郵便局、藤枝驛、前島巡查部長派出所、青島尋常高等小學校、青島高等裁縫女學校、私立幼稚園		〇、八七一〇方里		官有地 民有地 民有免租地 免租年期地		地租 地租		地租 地租		地租 地租		地租 地租	

現金		勸銀株券		富士製紙株		小學校		漸災救助		國民救助		建	
一、九二〇	新 舊 一、二六株	舊 六株	七、八九	一、四、五八	二、〇〇〇	物	役場、學校、附屬建	及倉庫、草收納所	火葬場、曬場、曬場	火葬場、曬場、曬場	火葬場、曬場、曬場	火葬場、曬場、曬場	

青島町前島字芝田六百三十二番ノ六(電話藤枝十九番)

梨		橘		牛		物及		材函		紙及		製及		物製		他子	
産額	元、五、五〇〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製
産額	九、八八〇	産額	六、〇〇〇	計	三、六〇〇	織	三、三〇〇	織	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	紙	三、三〇〇	製	製	製	製

義務者		小學校		小學校		小學校		小學校		小學校		小學校		小學校		小學校		小學校	
男	七八六	女	七六八	男	二四	女	二四	男	二四	女	二四	男	二四	女	二四	男	二四	女	二四
尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四
高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六
計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇
尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四	尋常科	二四
高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六	高等科	六
計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇	計	三〇



街市町島青るた見り地高方西社神山白

相鐵道株式會社、藤枝合同運送株式會社、志太煉乳株式會社、
 戶川、楊山川、東光寺谷川、内瀬戸谷川
 道一號線、縣道島田燒津線、縣道藤枝停車場線、縣道藤枝川崎線、町村組合道
 久身藤枝停車場線、町村組合道藤枝大洲線

相鐵道株式會社、藤枝合同運送株式會社、志太煉乳株式會社、
 戶川、楊山川、東光寺谷川、内瀬戸谷川
 道一號線、縣道島田燒津線、縣道藤枝停車場線、縣道藤枝川崎線、町村組合道
 久身藤枝停車場線、町村組合道藤枝大洲線

相鐵道株式會社、藤枝合同運送株式會社、志太煉乳株式會社、
 戶川、楊山川、東光寺谷川、内瀬戸谷川
 道一號線、縣道島田燒津線、縣道藤枝停車場線、縣道藤枝川崎線、町村組合道
 久身藤枝停車場線、町村組合道藤枝大洲線



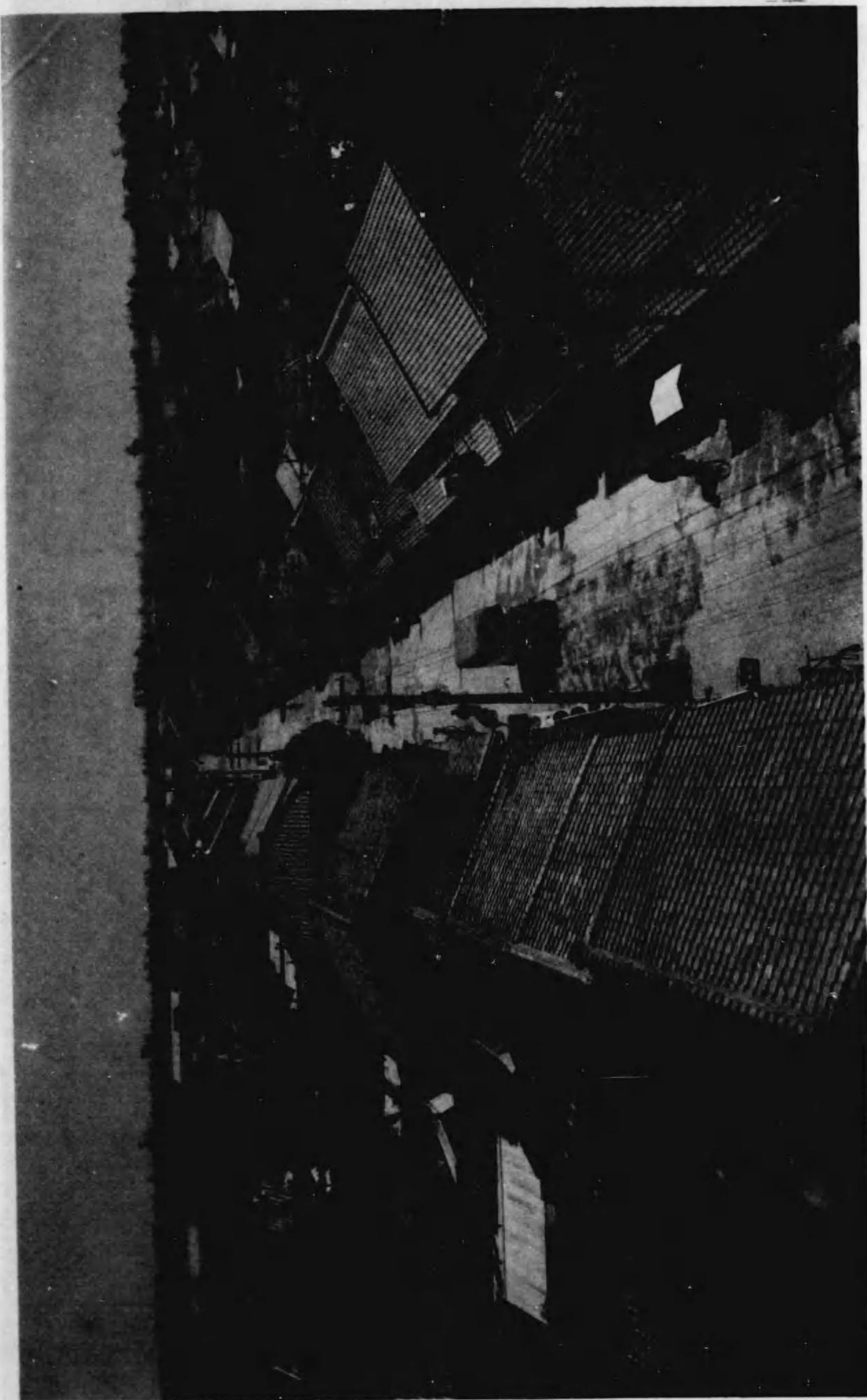
長村島青元
君郎太雄地青故



長町島青前
君郎十與内山



長村島青元
君郎三儀林紅故



通塲車停るた見りよ上屋社會式株業蠶出之日

第二次町會議員 (大正十四年四月一日當選)



篠本杉内圓外列 作榮田池 作仁村西 耶一與島青 列後
 作卯石大 耶治愛部服 吉廣科仁 吉幸月合 耶太七島青 吉宇松村 列中
 耶一誠森 助冷林紅 耶太新木鈴 吉友崎原 耶重喜田仲 藏竹本杉 耶次岩野佐 列前



頭組消防石大 醫町野松 長會分木八 長團年青本鈴 醫校田川 列後
 長會工商下松 長局便郵川石 長校學村中 長驛枝藤中山 長部查巡井久阿 列前



員 吏 場 役

前列右より 書記牧田儀三郎 收入役安藤榮 郎 町長青島綱太郎
 助役塚本繁吉 書記村松敏一郎 中列右より 書記堀田鍊 同山内
 松藏 同海老原森 同河島八郎 後列右より 書記曾根清一郎
 同仲田后治 同吉江文雄



場 役 町 島 青



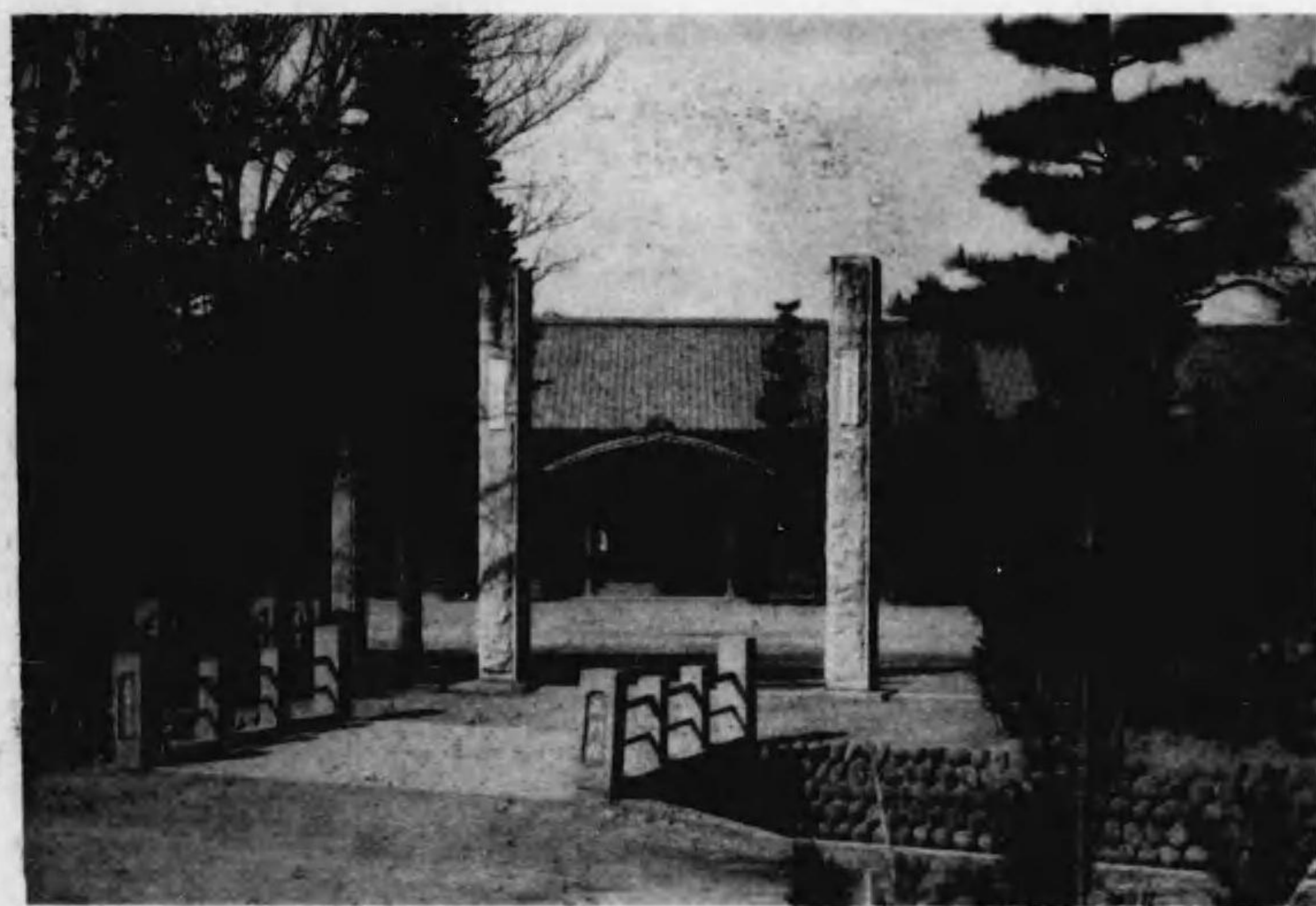
第二回國勢調査員 (大正十四年十月一日)

助貞田增 郎太七島青 作金田節 藏國原作 郎太常藤佐 助之清永松 記書原老海 記書田牧 作莊原杉 列四第
 平郎四藤安 作茂根曾 郎五半岡成 大川谷長 平吉口出 作仁村西 郎太郁島青 藏角石大 列三第
 郎次岩林紅 作榮田池 雄猛石大 郎次作野谷 郎一誠森 吉幸月合 平重堀赤 作印石大 記書本塚 列二第
 郎一喜田仲 吉兼塚坂 吉米田汝 役助島青 長町内山 郎次元橋石 郎太安島青 作金島青 市幸奈比朝 列前



第三次町會議員 (昭和四年四月一日當選)

一莊永松 助貞田曾 吉友崎原 次線野松 作金口柳 熊太郷西 大川長谷 列後
 郎一誠森 郎治愛部服 郎太七島青 郎一彌才松 郎一喜田仲 郎太常藤佐 列中
 役助本塚 藏竹木杉 助岩林紅 長町島青 郎次清川石 郎次龜根曾 三雅田堀 列前



青島尋常高等小學校



第一次町會議員 (大正十年四月一日當選)

記書本塚郎一與島青藏松田增助之清永松郎太佐島青役助島青郎一伏中田郎太安島青郎治金根曾郎治慶村西内圓 列後
 一魯田石 郎次岩野佐 郎次清川石 吉友崎原 郎次德島青 長町内山 郎重喜田仲 郎一清田堀 篠本杉 郎太金下松 列前



君吉米田牧故



君平九木八故



君藏吉木鈴故



君門衛右庄田増故



君藏喜字松村故



君一定木八



君吉房林小故



君作茂中四



君吉兼永松



君藏長井白故



君巖楠大故



翁碧秋澤小故



君耶一莊田内故



君吉鶴邊渡故



君藏甚田藤故



君吉豊崎山故



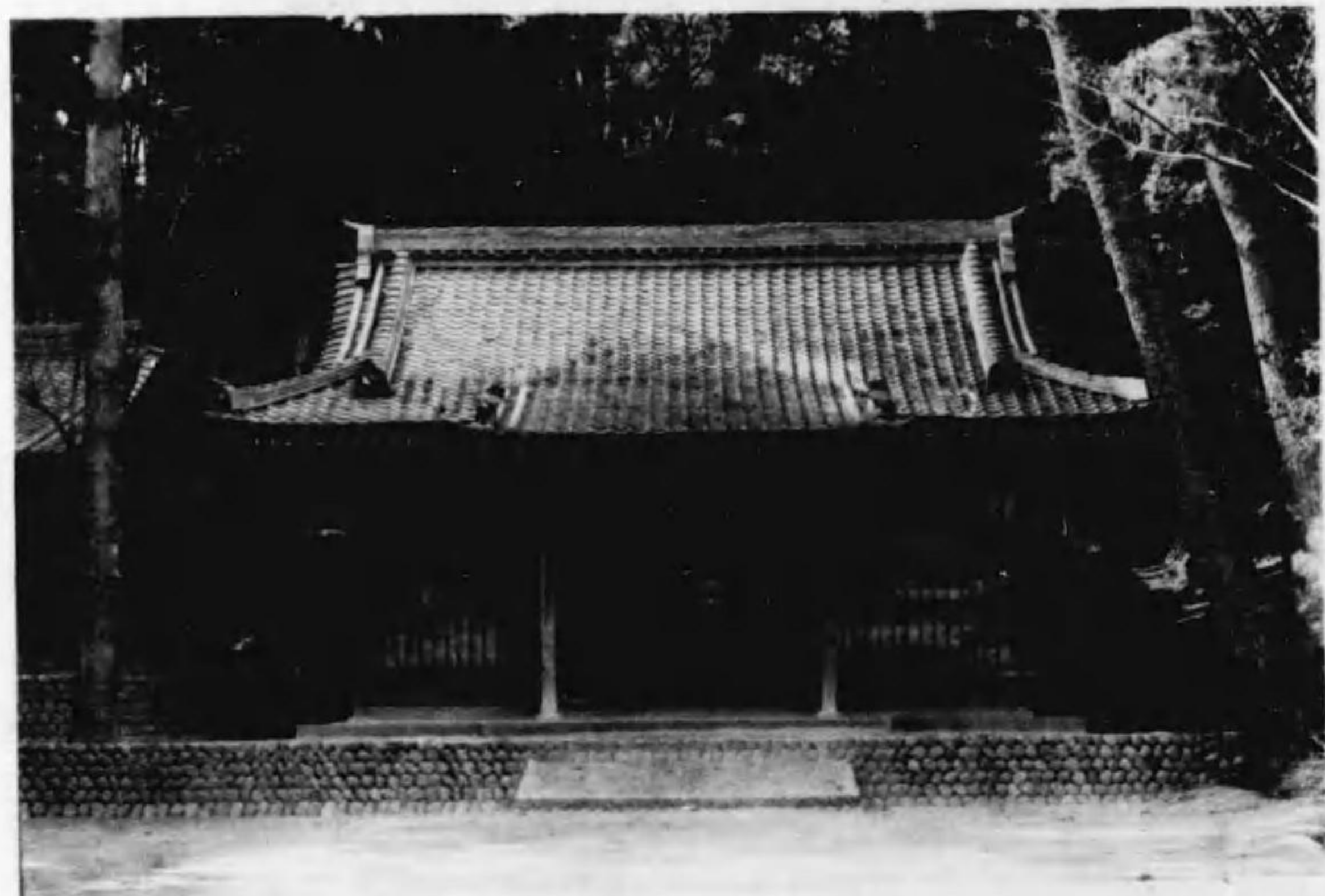
君吉和水塚



君壽得江吉故



郷社岩田神社本殿



郷社岩田神社拜殿



岡野繁藏君



故青島愛次郎君



故石川三都君



岩田神社境内ニ在リ廻リ壹丈五尺五寸郷社岩田神社、御神木ナリ

神明大松



社 會 式 株 道 鐵 相 藤



舎 廳 驛 枝 藤



部 樂 俱 海 東 場 劇



む 望 を り 通 本 場 車 停 り よ 頭 驛 枝 藤



岩田神社境内と櫻の馬場



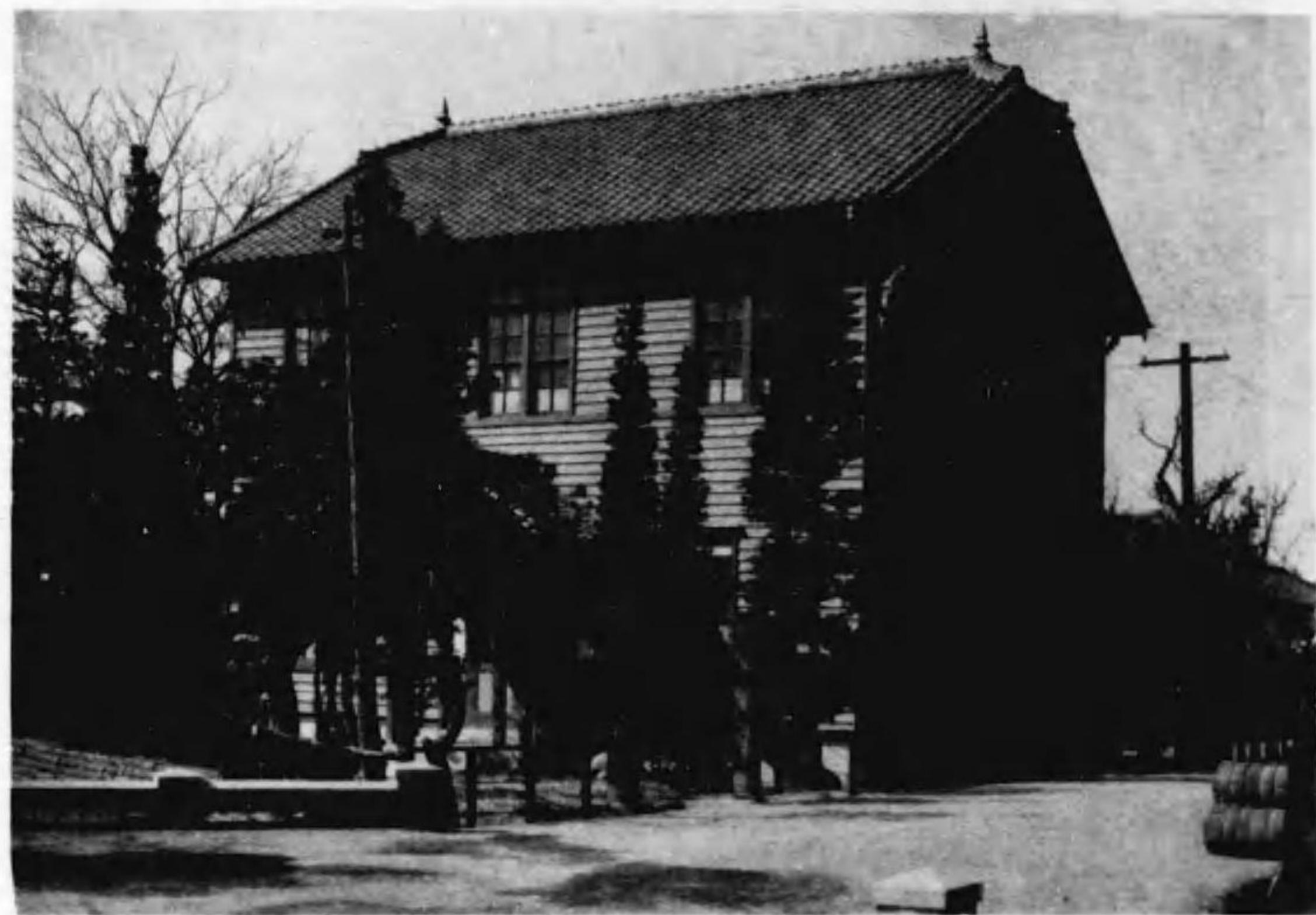
志太鑛泉



鏡ヶ池を隔てて水神社の杜を望む



瀬戸川堤防の松並木を隔てて高草山を望む



昭 和 圖 書 館



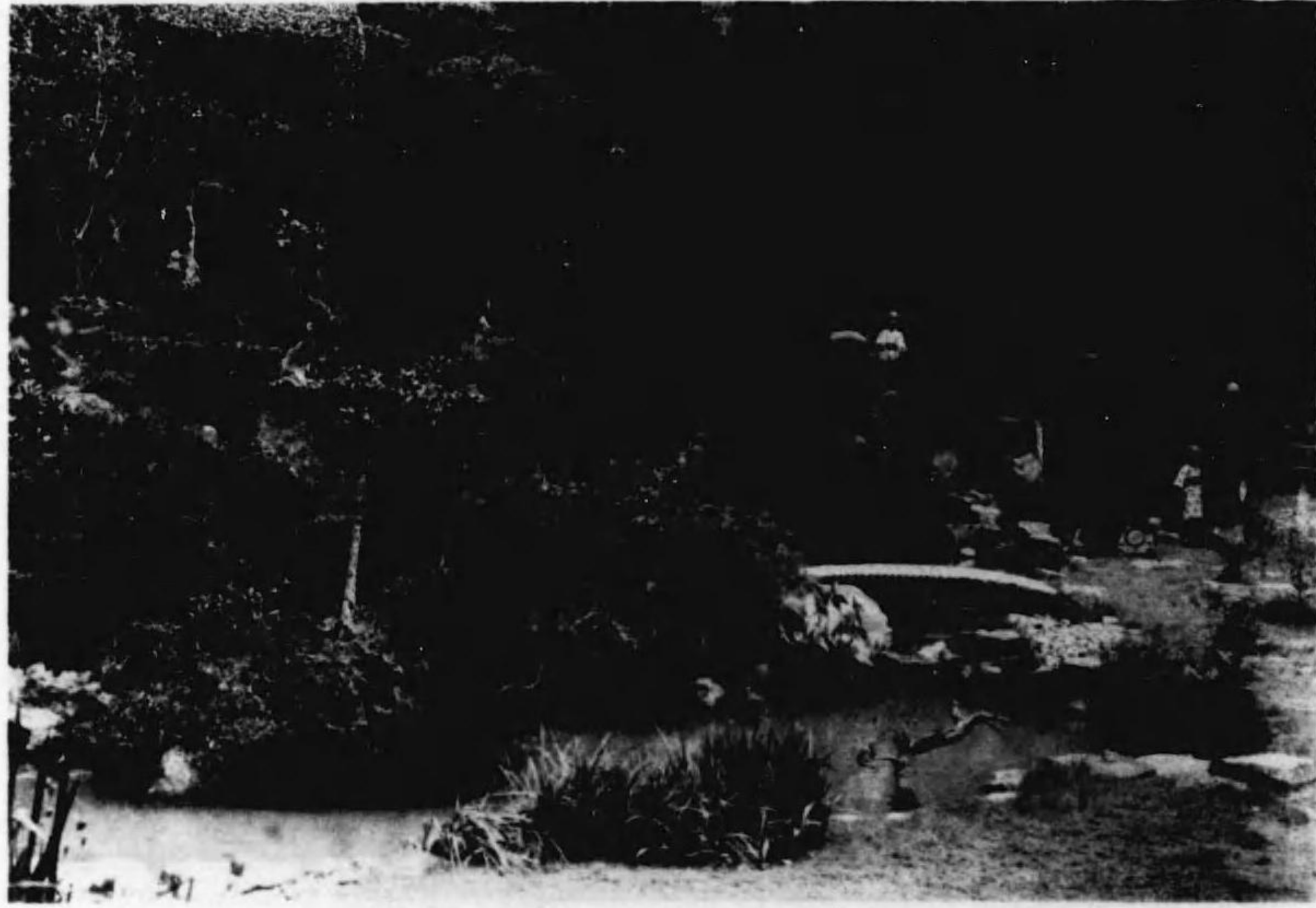
青 島 高 等 裁 縫 女 學 校



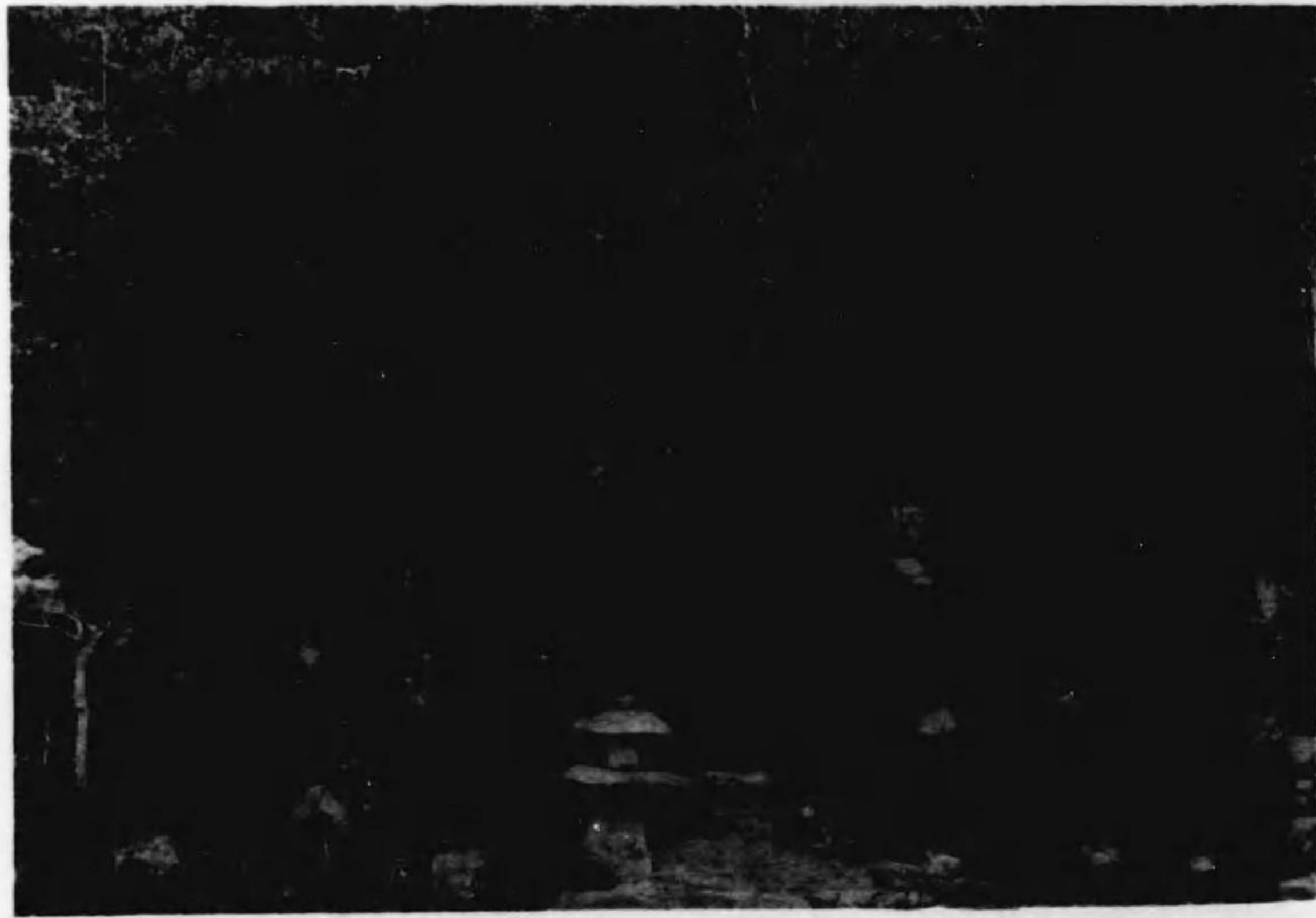
明 治 廿 七 年 戰 役 記 念 碑



明 治 卅 七 年 戰 役 大 正 三 年 戰 役 記 念 碑

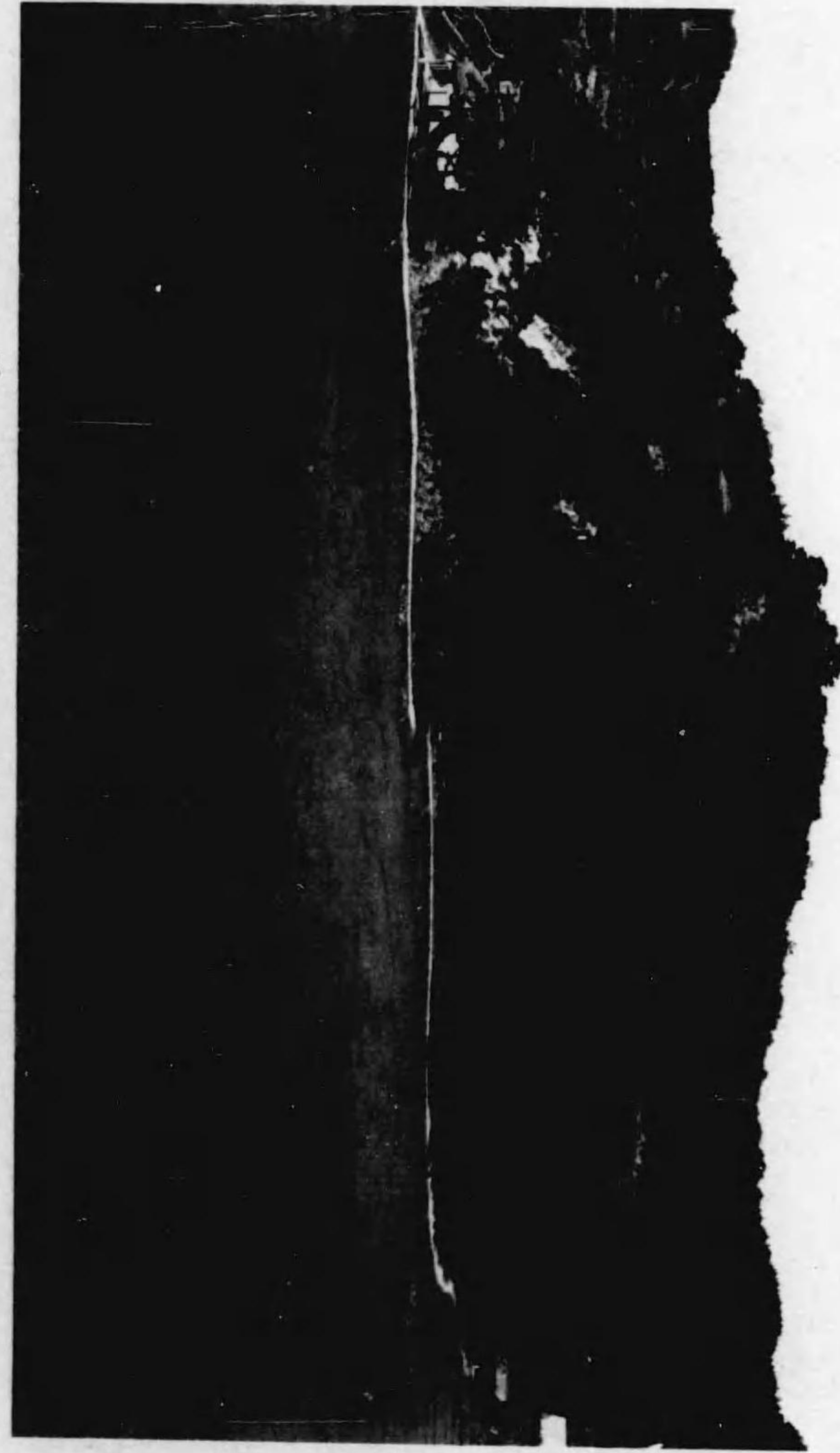


(一其) 園庭の院洞富



(二其) 園庭の院洞富

致風の前門院洞富





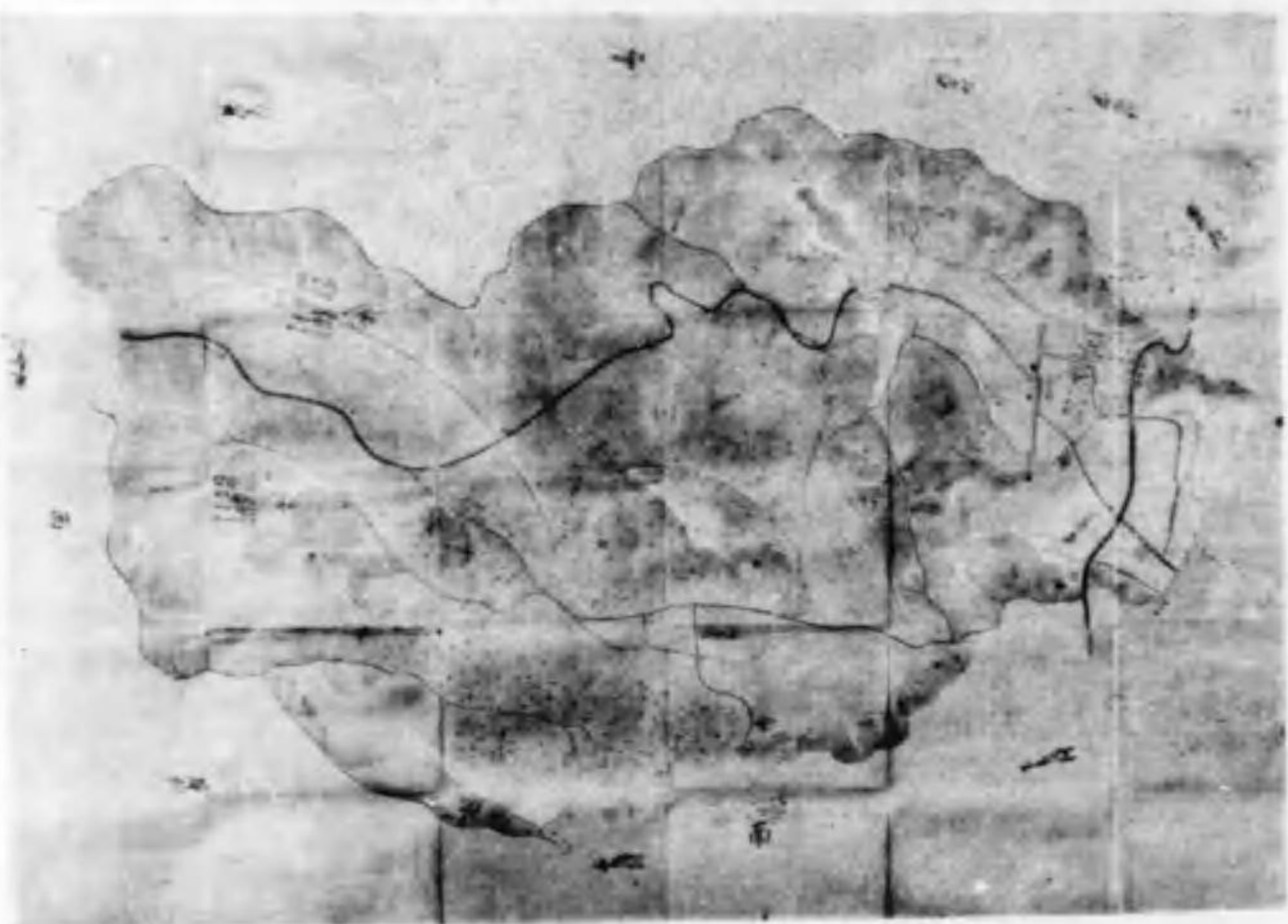
本宮山と千貫堤

大字下青島に在り正泉寺西の小山にして天正年中酒井忠次の備へを立てられし所左方に横けるが千貫堤の一部なり



古文書

(孫場入會争ひの判決書にして下圖は判決書の裏面に記されたる地圖なり)
(内瀬戸青島岩吉氏所蔵す)



宗乘寺本堂



青島五郎兵衛長忠の墓所 (右端が長忠の墓)



三子瀬戸と山字の

青島町誌

第一目 概説

一 位置

青島町は静岡縣駿河國志太郡の中央に位し東經百三十八度十五分北緯三十四度五十分のところにあり省線東海道鐵道藤枝驛の所在地にして東は高洲村に、西は六合村に、南は大洲村に、北は稻葉村に接し東北は瀬戸川を中心を以て藤枝町及び西益津村に界す。

二 地勢

地勢は西北部六合村大字東光寺、稻葉村大字谷栢葉に接するところ最も高く(海拔二百五十米)丘陵連亘起伏して其山脈一は東南に向ひ一は西南に進み共に中央部に出でて盡き其地域殆んど全町の四割を占む。東部南部及西南部は一帶に平坦(海拔二十米突五分)にして西部より東部に向ひて次第に緩傾斜をなせり。是を以て河川は概ね西北に發源して東に流る、町の北端に沿ひて東に流る、を瀬戸川と町云ひの西北に發源し東流して塩出谷川を併せ高洲村に入りて其の末瀬戸川に合するを内瀬戸谷川と言ひ町の西端より入りて東光寺谷川を併せ東に流る、を枋山川と言ふ。池沼山岳の大なるものなし只烏帽子山は其の形烏帽子に似たるを以て古來世に顯はれ水上池は其の面積比較的大なるを以て人に知らる。

1. 地盤は地質系統上山間部は第三紀層に屬すれども平坦部は概して第四紀新層に屬し所謂大井川の沖積地

2. にして悉く河床上に位置す。地味肥沃なりと言ふ能はざるも平地は水麥蔬菜に適し山地は茶柑橘及薪を産す。

國道第一號線(東海道)及省線東海道鐵道町の中央を東より西に貫通し藤枝停車場町の中央より稍東に偏せるところに在り府縣道町村道縱横に通じて交通便なり

三、氣候

氣候は溫暖にして一二月候最も嚴寒を極むるも華氏四十度を下ること少く降霜は十一月下旬に始まりて三月中旬に終り雪を見ることは甚だ稀なり。炎暑は七八月の候最も甚しと雖も概ね華氏九十度内外に過ぎず。然れども冬季は西風強くして氣温の割合に海寒を感じ夏季は夜間風の絶無なることありて往々溽暑を覺ゆることあるのみ。

四、區域

1. 區域及名稱

本町の區域及名稱は明治二十二年靜岡縣令第九十九號を以て定めらる。即ち舊上青島村、下青島村、久保新田、請新田、内瀬戸村、瀬戸新屋村、前島村、青木村、南新屋村、水上村、志太村及び楡川村の内瀬戸川以西を以て一區域となし「青島村」と稱せらる。

同年靜岡縣告示第六號を以て舊村名を爾今大字となす旨告示あり即ち本町の大字數は十一にして其の名稱左の如し。

上青島 下青島 久保新田 内瀬戸 瀬戸新屋 前島 青木 南新屋 水上 志太 楡川

2 村名選定の由來

村名を青島村と定めたるは自治區造成に際し(明治廿二年)時の郡長(松田寅卯)上青島村外四村(上青島村、下青島村、久保新田、請新田、内瀬戸村、瀬戸新屋村)人民總代を阿知谷村(阿知谷村)香橋寺に招集して村名選定の御諮問あり投票の結果青島村と記せるもの多數なりければ「青島村」と決定して御諮問に答へしに因ると云ふ。次点は「瀬戸村」「本宮村」等なりしと。或は云ふ。往昔此の地方を單に「青島」と稱せしことあるのみならず上青島下青島の兩村を合するときは地カ戸數共に新區域(上青島村、下青島村)の大半を占むるに依り上下の二字を除きて此の名を存したるなりと。一説として掲げ置く。

此の事ありてより幾何ならず前島村外八村の内、前島村、青木村、南新屋村、水上村、志太村、及び楡川村の内瀬戸川以西の各村と合併して自治區を造成することとなりたるが村名には修正を加へずして「青島村」と稱するに確定せらるなりと云ふ。

る町制の施行

藤枝停車場を中心として戸數逐年増加し商工業次第に發展して市街地増加したるに依り、村を町北島とさんとする輿論勃興し大正十年十二月十二日村會の決議を経て其筋に稟請せる結果同年十二月二十七日靜岡告示第四二七號を以て「青島村」を「青島町」に変更し大正十一年一月一日より施行する旨告示せらる。

3. 行政區劃の改正

4. 當町は明治二十二年自治區造成以來各大字の區域を以て行政區劃を設置し區長及代理者各一名を置き村行政事務を補助せしめ來りたるが大字の境界は大牙錯綜せるところありて處勢上不便少からざるのみならず戶數人口の分布にも非常の變化ありたるに依り大正十一年三月三十一日町會の決議を以て左の九區に改正し同年四月十五日より之を施行したり。

第一區 大字前島省線鐵道線路以南、但鐵道線路以北の内舊田沼街道以東を含む

第二區 大字前島省線鐵道線路以北、但田沼街道以東を除く

第三區 大字青木南新屋一圓

第四區 大字志太狹川一圓

第五區 大字瀬戸粕屋水上一圓但瀬戸新屋の内字谷川澤を除く

第六區 大字内瀬戸一圓

第七區 大字上青島下青島松嶺請新田の内枋山川以北、千賀堤以西及瀬戸新屋の内字谷川澤

第八區 大字上青島下青島松嶺請新田の内枋山川以北、千賀堤以東

第九區 大字上青島下青島松嶺請新田の内枋山川以南

5. 現在の大字別小字名は左の如し

(大字名)

(小字名)

上青島 瀬戸下、瀬戸、瀬戸南、松原、神明上、南三軒屋、北三軒屋、北二軒屋、玄力、玄力

東、谷川澤、新溝上、二ノ待井上、一里山、北一里山、南一里山、道悅境、岸境、南新溝上、陣屋道上、出井久保、紛島、紛島下、横井、山鼻、船垣、洲上、細島東、切戸南、新田下、源助境、八百島、宮下、道北、道南、後新田北、後新田、後新田下、寄合新田、屋敷廻り、川南、谷川南、川原、一本松、土下

下青島

杉ノ谷、十二社山、土井下、川久保、山裏、一本松、彌右衛門山、岩城山、廣島、池田前、墓所北、蒲谷、高畑、寺中、南、築上、光正田、重兵衛西、大芝原、川原、埋土井下、瀬戸、畑田、正蓮寺、本宮山、大藪、藤五郎山、山上、土井、二軒屋、瀬戸西、紺屋島、洲上、三軒屋、一里山、庄兵衛前、八百島、谷川南、横井、後新田、寺下

松嶺請新田

前新田、柳島、大道通、二反島、谷川南、谷川通、岩鼻、宮下、宮西、八百島、一里山南、離島、谷川北

5.

内瀬戸

向山、田ノ谷、セキヤカイト、サンダシヨ、坂下、トチダ、ヤダ、タテテフ、ナガウタリ、フカダ、ドウデン、ミトオリダ、大シマ、ヤサキ、ツツミンゾエトイダ、エボシ

山、エボシ山向、カンバヤマ、シヲノダ、サイミヤウジ、イリヨウメン、ビシヤ、ケン
ニルダ、コバタク、エノキダ、城ヶ澤、龍川、カジメン、ジツテ、ツカダ、コトクダ
ヨコマクリ、シモキド、トノガイト、マツシタ、マチマ、ホリアイ、イケダ、丸山、
コサグチ、シラヒゲ、ミロクデン、ムカイガイト、マリガサキ、イツチヨウダ、アラ
ヒダ、マブシタ、ヨカマチダ、マヘダ、ニタンダ、イシハラダ、ヒガシヤシキ、ウエ
ノダン、ナカノヤシキ、テラマヘ、ヤシキノウチ、クラマヘ、ウラヤマ、ナカノダン
カハバタ、マゴメ、ノダク、船ヶ久保、ドウウンダ、北ノ谷、中峰、ツチバシ、クラ
バサマ、谷本、クロチメン、ヲアラ、マコモザワ、タルノマ、西ノ谷、谷ノ澤、ヒ
カゲ、ジカイザワ、ホソマ、岩田山、谷川澤、ヤマサキ、トリコエ

瀬戸新屋

龍太寺山、坂下、街道下、新屋々敷、イカダバナ、中川原、溝添、龍太寺下、川ハギ
田、アラマキ島、和占、今井作、クネ下、チヤガイト、小池坂下、天ヶ谷、向山、グ
ザイ、ナキシク、イナバ田、堤内、麓ヶ谷、一ノ谷、七反田、谷川澤

前島

石神、藤島、御蔵廻り、横井、芝田、田中島、落久保、飯田島、神成島、川成島、植
松、新田一、新田二、新田三、前島境

青木

神樂田、三石島、松根、高島、ウタリ、寺下、ニトメ、長田、治石衛門田、ブタイ、
善七島、宮脇、子ブノ木

南新屋

川辨、敷先、寺下、新ナシ、山廻、宮前、了恩寺前、砂田、横割、芝田、治郎石衛門
島、カウマド、曲山、堀口、向屋敷、池廻り、蛭ヶ谷、秋合

水上

池端、長通、宮脇、小石衛門前、松根、砂田、寺脇、シヤクシ、榎田、鳥越、横子ヶ
谷、二反田、イカリ、前尻、八反田、麓ヶ谷、切戸、カハハギ田

志太

家地太、的場、ヒジイ、道上、和田、石ノ本、す株こき、ピツタラ、秋合、塚田、欠
下、西ノ宮、内和田、七反田、中島、大谷、日暮、万九郎谷、大官島、大島、なべづ
る、中尾、池ノ谷、又右衛門谷、清三ヶ谷、小路ヶ谷、塩場ヶ谷、茨ヶ谷、於たさか
谷、シヤリコウベ、右ヶ澤、左ヶ澤、葛蒲ヶ谷、欠ノ谷、助左衛門谷、木切谷

稻川

尼ヶ島、勘十、明石、清水、三ノ坪、松下、喜右衛門島

8. 備考、耕地整理施行に依り(大正八年六月三十日)小字名の増減されたるもの如し。

増之部、志太、内和田、七反田、中島、
減之部、志太、長敷、久保、

青水、溝合、大木夕、太郎助島、高島新田、ビンダ、前ノ島、清水ウタリ、甚兵衛田、
梅ノ木島、村下、鍛冶作田、重右衛門田、橋合、惣八島、惣太屋敷、長次郎後、
孫三屋敷、清左衛門島、
南新屋、大イ、

四、面積及廣袤

當町の面積は〇・八七一方里(陸地測量部の調査に依る)にして東西約一里七町二十間南北約一里五町四十間之を反別に換算するとさは壹千參百五拾四町五反八畝に相當す、

而して土地臺帳面に依る民有地有租地反別は壹千百參拾四町六畝十貳歩二合にして其の内譯は左の如し、

- 田、五百二十二町壹反參畝七歩六合壹勺
- 畑、百三十七町二反四畝二歩五合
- 宅地、五十九町六反壹畝四歩七合五勺
- 山林、百八十八町九畝十五歩
- 原野、貳百貳拾五町參反八畝參歩五勺七合

池沼 壹町六反七歩
鑛泉地 壹歩七合九勺

以上の如くにして總反別と土地臺帳面に於ける有租地反別との差貳百貳拾町五畝拾八歩七合は道路敷河川敷水路敷敷道用地社寺境内墓地學校地等官有地又は無租地に相當する譯合なるも官有地及び無租地の實際反別は百貳拾町歩内外なるべく思料せらるるにより約百町歩は臺帳面反別と實際反別との開きと見は大差なかるべきか

今昭和三年末現在反別地價等を表示すれば左の如し

1. 種目別反別地價一覽表

種目	有租		無租		種目	有租	
	反別	地價	反別	地價		反別	地價
田	五二二・一三〇七・六一	二二一・三二二・二〇〇	六・三二六	火葬場敷地	二反六二六		
畑	一三七・二四〇・二五〇	一五・三九九・五一〇	四二八	墓地	二八・三一三		
宅地	五九・六一〇・四七三	七五・六四四・四〇〇	三一三	神地	二一・一二六		
山林	一八八・〇九一・五〇〇	廿五・四四・九三〇	四〇九	寺地	一七・五〇九		
原野	二二五・三八〇・三五七	六一・一六三〇	一一〇	軌道敷地	二八・四〇二		
池沼	一・六〇七・〇〇	五・五八〇	一九・六一四	計	二九・〇一〇		
鑛泉地	一・七九	五・三七〇	二・四二三				
計	二三四・〇六一二・二〇	三三四・〇二一九・五〇					

口 大字別地目別地價一覽表

上青島						下青島					
大字名	地目	反	別	地	價	大字名	地目	反	別	地	價
請新田 久兵衛 市右衛門	田	九九・四一	一・五〇	四一・〇四	三・七八〇	内瀬戸	田	三〇・九五	一・五〇	一三・二三	〇・八六〇
	畑	七・七八	〇・四〇	一・〇九	三・一〇〇		畑	一・六九	一・六〇	三・三三	〇・四三〇
	宅地	七・七四	一・三〇	八・一八	一・二二〇		宅地	四・〇六	二・四六	三・八九	〇・三三〇
	山林	一・五九	三・三〇	一・三三	九・〇〇		山林	一・二一	九・〇〇	一・八一	〇
	原野	三・二一	〇・〇〇	三・二四	〇		原野	三・一〇	〇・〇〇	三・五〇	〇
	池沼	一・二〇	三・〇〇	三・八〇	〇		池沼	四・二一	〇・〇〇	三・七〇	〇
計		一一六・九八	〇・四五六	五〇・三三	五・六二〇	計		三六・九二	五・六七	一七・三五	二・八五〇
田	九五・五一	二・二〇	四〇・七〇	四・五一〇	田	三八・八八	〇・四〇	一七・六五	〇・二八〇		
畑	一二・三七	〇・八五	一・七四	〇・二七〇	畑	四七・一九	二・一〇	四・三九	〇・六六〇		
宅地	七・五一	一・五五	七・三三	七・〇八〇	宅地	三・七九	〇・四四	三・四一	六・八六〇		
山林	五・一一	〇・二〇	四九・一六	〇	山林	一〇・三三	五・八一	〇・〇〇	四七・一七	二〇	
原野	六・七二	一・〇〇	六・二九	〇	原野	一五・九七	一・〇五	〇・〇〇	三五・九一	一・五〇	
池沼	一・五二	八・〇〇	五・一〇	〇	池沼						
計		一二一・三五	〇・七〇	四九・八三	一・八二〇	計		三五三・一六	一・八四	四六・二六	二・九二

瀬戸新屋						水上					
大字名	地目	反	別	地	價	大字名	地目	反	別	地	價
前島	田	二〇・八四	八・〇八	一・四七	五・七三	青水	田	三三・四四	一・三〇	一四・七八	五・八六〇
	畑	一・三四	〇・〇〇	一・八二	七・二八〇		畑	三・六四	〇・〇〇	五・四三	九・九〇
	宅地	一・九七	〇・二二	二・九一	六・四五〇		宅地	五・一八	〇・三六	六・八一	九・八六〇
	山林	一・〇〇	一・四〇	九・九一	〇		山林	八・一一	〇・〇〇	一・八一	〇
	原野	六・三〇	〇・〇〇	六・一六	〇		原野	一・〇七	〇・〇〇	二・二一	〇
	池沼	五・五二	一・〇〇	三・四二	〇		池沼				
計		二四・三八	一・五八	九・七八	五・八六〇	計		四二・三六	〇・六八	二二・一五	八・六五〇
田	二九・三五	二・八〇	一一・二七	七・〇五〇	田	二七・〇九	二・三〇	一一・三三	二・五二〇		
畑	一・六三	三・〇〇	一・五七	二・二六〇	畑	三・七九	〇・〇〇	三・五八	一・二二〇		
宅地	二・五〇	二・三六	二・三六	一・四四〇	宅地	一・五六	一・一五	一・五四	六・九一〇		
山林	一九・九九	一・八〇	二〇・一九	四・〇〇	山林	二・七二	一・〇〇	一九・〇八	〇		
原野	五・四一	八・〇〇	二・九二	〇	原野	一・二二	七・〇〇	一・九七	〇		
池沼	二・二二	三・〇〇	一・七〇	〇	池沼						
計		六八・八八	二・〇六	二六・六一	六・四八〇	計		三五・七七	一・一五	一三・二四	七・九三〇

南新屋		志太										
田	畑	宅地	山林	原野	池沼	計	田	畑	宅地	山林	原野	計
二四・四七・二二・〇〇	九八七一九・〇〇	一一九一四・六〇	二七・一〇八・〇〇	七九・〇〇	二二・〇〇	三九・三六〇四・六〇	二一・八七〇三・〇〇	一四・六〇二五・〇〇	三・八五〇三・七一	五・一一二二・三〇〇	六三・一一一・〇〇	二一・八七〇三・〇〇
一〇・四二・二〇・六〇	九三・二一九・〇	二・九五六一・六〇	一三・八九〇	三三・〇	四〇・〇	二四・三〇四・〇三〇	八・三七六・七七〇	一・七三・八〇五〇	六・三二六・八八〇	二・一一一・四九〇	二二・七・六一〇	一・七三・八〇五〇
一五・四六・八〇七・五〇	一七九	五三・七〇〇										

稻川					
田	畑	宅地	山林	原野	計
一一・五三〇八・〇〇	六・五一三九・〇〇	一・四八二七・七〇	二二・〇〇	一一・二五・〇〇	一九・六六三・七〇
三・九二二・二四〇	八九四・一六〇	三・六三七・七一〇	二・〇	三・五〇〇	八・四五八・七二〇

六 戸数及人口

本町に於ける現住戸数は壹千六百七十にして現住人口は九千九百六拾六、之を明治廿二年自治制施行當時の八百六十四戸、四千六百二十二人に比すれば戸数に於て八百六戸を増し人口に於て五千三百四十人を増す而して尚漸次増加の傾向にあり

4. 自治制施行當時と昭和三年に於ける大字別戸数對照表

大字名	明治廿二年昭和三年		大字名	明治廿二年昭和三年	
	戸数	人口		戸数	人口
上青島	一五九	一七一	前島	一七四	六〇〇
下青島	一四三	一九七	志太	七四	一五五
水	四三	三一	稻川	五二	六四
南新屋	三三	三三	計	八六四	一六七〇

口 自治制施行以來の戸数統計表

年次	大字	
	上青島	下青島
明治廿二年	一五九	一四三
全廿三年	一五八	一三八
明治廿二年	三三	三三
全廿三年	三六	三六
明治廿二年	一七四	六〇〇
全廿三年	一八四	五〇
明治廿二年	七四	一五五
全廿三年	七六	一六七
明治廿二年	五二	六四
全廿三年	五二	六四
明治廿二年	八六四	一六七〇
全廿三年	八六四	一六七〇

全九年	全八年	全七年	全六年	全五年	全四年	全三年	全二年	大正元年	全四年	全三年	全二年	全一年	全四年	明治四年
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一五九	一六〇	一五八	一五八	一五八	一五四	一五二	一五六	一五八	一六〇
一六三	一六二	一六一	一五五	一五三	一五二	一四七	一三九	一三九	一三一	一三四	一三七	一三四	一三四	一三四
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四五	四五	六二	六二	六二
六四	六四	六四	六四	六四	六二	六二	六二	六二	六一	六二	六二	六二	六二	六一
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三九	三九	三九	三九	三九	三八	三八	三九	三八	三八
三三	三三	三三	三三	三二	三二	三一	三一	三一	三一	三二	三二	三二	三二	三二
四七五	四六六	四六三	四三二	四二六	四一八	四一一	三九五	三八四	三七二	三五〇	三四八	三四〇	三二五	三一六
一四七	一二七	一二二	一一四	一一二	一〇九	一〇〇	一〇四	九八	九〇	九〇	八七	八六	八一	七四
五九	六二	六二	六〇	六〇	六〇	五九	五三	五一	四八	四八	四七	四八	四八	四五
一一六	一一三	一一一	一〇八	一〇五	一〇五	一〇二	九八	九四	八六	九三	九二	八六	八九	八六
六〇	六二	六五	六一	五九	五七	五七	五六	五二	四六	四九	五〇	五二	五二	五三
一三六一	一三三三	一三二五	一二七一	一二五五	一二三七	一二二二	一一七九	一一五二	一一〇六	一〇九四	一〇九〇	一〇八〇	一〇六四	一〇四四

全廿八年	全廿七年	全廿六年	全廿五年	全廿四年	全廿三年	全廿二年	全廿一年	全廿年	全廿九年	全廿八年	全廿七年	全廿六年	全廿五年	全廿四年	全廿三年	全廿二年	全廿一年	全廿年	明治廿四年
一六三	一六二	一六五	一六一	一六一	一六三	一六三	一六〇	一五九	一五七	一五八	一五五	一五九	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
一三五	一三六	一三三	一三四	一三五	一四〇	一四二	一四四	一四五	一四四	一四五	一四六	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一三九
四四	四四	四三	四二	四一	四〇	三七	三七	三七	三六	三六	三五	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
六〇	六一	六一	六一	六四	六三	六二	六〇	六〇	五八	五八	五八	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五四
三九	三九	四〇	四一	四〇	四三	四六	四七	四六	四四	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四二
三〇	三〇	二九	二九	二九	三一	三一	三〇	三〇	三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
三〇二	二九四	二八五	二六九	二五七	二五二	二三八	二二七	二一九	二一一	二〇六	一九六	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七
七七	七一	七二	六九	六五	五九	五七	五五	五三	五三	五一	五一	四九	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
四六	四九	四五	四四	四四	四二	四二	四二	四一	四一	四一	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四二
八七	八九	八八	八一	七八	七八	七六	七七	七六	七三	七五	七六	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七
五六	五五	五八	五四	六〇	五八	五九	五六	五四	五四	五四	五二	四九	四八	四八	四八	四八	四八	四八	五三
一〇三九	一〇三〇	一〇一九	九八五	九七四	九六九	九五三	九三五	九一七	八九〇	八八八	八八五	八七二	八六四	八六四	八六四	八六四	八六四	八六四	八六五

大正十年	四一九四	四〇七五	八二六九	四〇五九	三八六六	七九三五	大正十四年	四七八一	四五九〇	九三七二	四五三七	四三一七	八八五四
十一年	四三一二	四二〇一	八五二三	四一三〇	三九二一	八〇五一	昭和元年	四九二三	四七三七	九六六九	四六八七	四四四一	九一二八
十二年	四五七六	四三九七	八九七三	四三三三	四〇三三	八三六六	二年	五〇二二	四八四〇	九八六一	四八三六	四五五七	九三九三
十三年	四六二八	四四四二	九〇七〇	四三八四	四三三四	八五二八	三年	五〇九四	四八七二	九九六六	四九五七	四六七三	九六三〇

二、第一回國勢調査

第一回國勢調査は大正九年十月一日午前零時の現在に依り行はる。其調査事項は一氏名、二世帯に於ける地位、三男女の別、四出生の年月日、五配偶の關係、六職業及職業上の地位、七出生地、八民籍別又は國籍別にして調査區、調査員等を定むること左の如くなりき。而して調査員は孰れも内閣より任命せられたり。

調査區番号	區	域	調査員氏名	調査區番号	區	域	調査員氏名	調査區番号	區	域	調査員氏名
第一區	上青島字里山紛島		大石卯作	第六區	青島字山原		堀田清一郎	第十二區	水上一園		青島佐太郎
第二區	上青島字三軒屋三軒屋		杉本竹藏	第七區	下青島柳久保用水路以北		増田松藏	第十三區	前島上、新田中通り		仲田喜重郎
第三區	上青島字瀬戸松原紺屋村		松野啓藏	第八區	内瀬戸谷川南		青島船太郎	第十四區	前島下、新田		谷野作次郎
第四區	上青島字新田床兵衛村		松下金太郎	第九區	内瀬戸谷川北		青島與一郎	第十五區	前島文差		佐藤常太郎
第五區	上青島字新田及下青島後新田		田中茂作	第十區	瀬戸前屋一園		飯塚喜太郎				出口吉平

第十六區	前島會下組、間屋新田		松永兼吉	第二十區	前島北組		原崎友吉	第二十四區	南新屋一園		曾根貞次郎
第十七區	前島停車場通日之出町		渡邊鶴吉	第二十一區	青木停車場境		池谷松藏	第二十五區	志太瀬戸谷往邊沼泉		森 誠 吉
第十八區	前島停車場通日之出町		合月幸吉	第二十二區	青木宮崎		仁科廣吉	第二十六區	志太瀬戸谷往邊以東		森 誠 一郎
第十九區	前島停車場通日之出町		石橋元次郎	第二十三區	青木輕便鐵道以東		佐野岩次郎	第二十七區	橋川一園		夏賀三吉

右の外豫備員として助役青島鋼太郎收入役塚本和古書記塚本修吉今牧田儀三郎全海丸原森任命せられたり。

前記調査員は孰れも其受持區域の各戸に對し申告書用紙を交付し置き十月一日各戸に就きて調査を行ひ夫れ夫れ記入報告したるが該調査の結果臨時國勢調査局より發表されたる本村の世帯數及男女別人口の總數は左の如くなりき。

世帯數 一四二五 人口男 三、八三三 女 三、八〇七 計七、六三九

ホ、第二回國勢調査

第二回國勢調査は大正十四年十月一日午前零時の現在に依りて行はる。調査事項は前回と同様なるも本縣に於ては附帶調査として同時に職業の調査を行ひたり調査區及び調査員の氏名を掲ぐれば左の如し

調査區番号	區	域	調査員氏名	調査區番号	區	域	調査員氏名	調査區番号	區	域	調査員氏名
第一區	上青島字里山紛島		大石卯作	第二區	上青島字春川水、野屋		青島七太郎	第三區	上青島瀬戸松原、紺屋村		河川奈重市

第四區	上青島新田、庄兵衛村	大石 角藏	第十四區	前島下、新田	谷野作次郎	第三十四區	青木停車場境	青島 金作
第五區	前島新田、下青島後新田、紅林岩次郎	第五區	前島 欠差	佐藤常太郎	第三十五區	青木宮脇	長谷川 大	
第六區	下青島宇山原、大芝原	飯塚兼吉	第六區	前島踏切南西側	楠田 金作	第三六區	青木南新原境	仁科 廣吉
第七區	下青島宇池田前	大石 猛夫	第七區	前島踏切南東側	出口 吉平	第三七區	青木藤相鐵道以東	作原 明藏
第八區	下青島宇井下、追分本松	池田 榮作	第八區	前島會下組間屋新田	安藤四郎兵衛	第三八區	南新屋一圓	曾根 茂作
第九區	内湖戸、谷川南	青島 郁太郎	第九區	前島停車場通目、出町	青島 安太郎	第三九區	志太瀬戸谷、往還以西	西村 仁作
第十區	内湖戸、谷川北	青島 淳一	第十區	前島停車場通目、丁目	合月 幸吉	第四〇區	志太瀬戸谷、往還以東	森 誠一郎
第十一區	湖戸新屋一圓	増田 貞助	第十一區	前島停車場通目、目	赤堀 重平	第四一區	志太 裏通	牧田 米吉
第十二區	水上、一圓	杉原 莊作	第十二區	前島停車場通目、目	石橋 元次郎	第四二區	縮川一圓	松永清之助
第十三區	前島上、新田中通り	伊田喜一郎	第十三區	前島北組	成岡 半五郎			

豫備調査員 塚本悠吉、牧田儀三郎、海老原森、堀田雅三、松永彌一郎、青島榮三郎、西郷太熊。

前記調査員は各戸に就きて精密なる調査を遂げ夫れ夫れ記入報告したるが該調査の結果其筋より發表されたる本町の世帯數及び男女別人口の總數は左の如くなりき。

世帯數一六六七 人口男四、五二八 女四、三六〇 計八、八七八

即ち第一回の調査に比し戸數に於て二百四十二戸、人口に於て壹千二百三十九人の増加を示せり。

七 町經濟及財産

1. 自明治二十二年年度 歲入決算表

年度	地價割	營業割	所得稅割	戸別割	營業稅割	小計	起債	稅外收入	總計
明治二十二年度	九三六、二二〇	五三、四四五	二二、七三二	二六、六九七	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
二十三年度	七八八、二五五	四七、一三三	二二、七〇八	二五、二八七	—	一、〇八二、三八二	—	一、〇八二、三八二	二、一六四、七六四
二十四年度	一一〇九、八七四	六三、九二〇	三三、二三三	二五、三八九	—	一、一三二、四二六	—	一、一三二、四二六	二、二六四、八五二
二十五年度	八二二、八三六	六二、二三七	三三、九六一	二〇、四六八	—	一、一四五、九〇二	—	一、一四五、九〇二	二、三七〇、七〇四
二十六年度	一一七六、〇〇〇	六四、一七一	三五、五〇二	二〇、九七三	—	一、二五五、六五二	—	一、二五五、六五二	二、六二六、三〇四
二十七年年度	一、五二六、四三六	八八、〇三三	四〇、七六四	二五、九一七	—	一、六八〇、一三〇	—	一、六八〇、一三〇	三、三六〇、二六〇
二十八年年度	一、七四九、五	六八、五九八	四九、九三四	二七、四〇六	—	一、九一五、四五三	—	一、九一五、四五三	三、二七〇、〇〇六
二十九年年度	一、八五七、七四六	七二、一三七	五〇、四一八	二八、三二二	—	二、〇五九、八七二	—	二、〇五九、八七二	三、三三九、七四四
三十年年度	一、〇二二、三六七	二七、四二一	七、五九八	九、七五三	—	一、一三七、一四四	—	一、一三七、一四四	二、二七四、二八八
三十一年度	一、三七一、二二二	一四、一八〇	七、九〇四	一〇、〇七二	—	一、五〇九、四七六	—	一、五〇九、四七六	三、〇一三、九五二
三十二年度	一、五二八、八八八	三六、〇九四	二九、四〇〇	一七、三八一	—	一、九八三、七六一	—	一、九八三、七六一	三、九六七、四七二
三十三年度	一、七八〇、二五	三三、一三五	三三、六九七	一九、八四九	—	二、〇五七、九〇三	—	二、〇五七、九〇三	四、〇一五、八〇六

歳入	項	豫算額	歳出	項	豫算額	歳入	項	豫算額	歳入	項	豫算額
一	一	五九七一	九〇九〇〇	一	八八二	二	二	二二	三	三	四〇七九
二	二	五九七一	九〇九〇〇	二	二二	四	四	四〇七	五	五	五九七一
三	三	五九七一	九〇九〇〇	三	二二	六	六	二二	七	七	二二
四	四	五九七一	九〇九〇〇	四	二二	八	八	二二	九	九	二二

歳入	項	豫算額	歳出	項	豫算額	歳入	項	豫算額	歳入	項	豫算額
一	一	二一五三	九〇九〇〇	一	八四	二	二	二一	三	三	二〇七二
二	二	二一五三	九〇九〇〇	二	二一	四	四	二一	五	五	二〇
三	三	二一五三	九〇九〇〇	三	二一	六	六	二一	七	七	二〇
四	四	二一五三	九〇九〇〇	四	二一	八	八	二一	九	九	二〇

歳入合計	歳入	三〇〇	歳出合計	歳出	七五
	歳入合計	二一九六		歳出合計	二一九六
歳入合計	歳入	七	歳出合計	歳出	七五
	歳入合計	七		歳出合計	七五
歳入合計		二一九六	歳出合計		二一九六

7. 昭和三年度青島町自作農維持創設資金歳入歳出豫算

款	項	豫算額	款	項	豫算額
一貸付金収入	一貸付金収入	五四〇五	歳入合計	歳入合計	五九九九
	二補給金	五四〇五		歳出合計	歳出合計
二補給金	二補給金	五九四	一公債費		一元金償還
三補給金	三補給金	五九四	一元金償還	一元金償還	三・一三五
歳入合計		五九九九	歳出合計		五九九九

町有財産の沿革及現在

本町の基本財産は明治二十四年度より歳入出決算残金の内毎年度蓄積すること、し銀行預けとして利息増殖し來りたるが明治三十一年静岡農工銀行設立に際し額面二千圓を引受け用後更に現金の蓄積を爲し明治四十五年二月基本財産蓄積條例を制定し爾來該條例に依りて蓄積を爲す今昭和三年度末現在に於ける基本財産及普通財産を擧げれば左の如し

基本財産現金之部	一金壹千九百八拾壹圓貳拾錢	但シ年利六未ニテ銀行預ケ中
基本財産株券之部	日本勸業銀行旧株百拾六株	額面五千八百圓 拂込済額 五千八百圓
	一全 新株五拾八株	額面貳千九百圓 拂込済額 七百貳拾五圓
	一富士製紙株式會社旧株六拾四株	額面參千二百圓 拂込済額 參千貳百圓
計額面金壹萬壹千九百圓	拂込済額金九千七百貳拾五圓	
基本財産土地之部	一京野 壹畝貳拾貳畝	時價金五拾五圓
普通財産土地之部		

一 役場敷地	壹反壹畝壹步	時價格金八千貳百七拾五圓
一 公立學校敷地	壹町九反六畝拾四步	全 金貳万九千四百七拾圓
一 隔離病舎敷地	貳反五畝拾壹步	全 金七百六拾壹圓
一 附屬建物(巡査部長所)敷地	五拾四坪	全 金五千四百圓
一 公園地	四畝拾八步	全 金參千四百五拾圓
一 墓地	六反參畝拾貳步	全 金壹千九百貳圓
一 火葬場敷地	貳反六畝貳拾六步	全 金四百參圓
一 雜種地	四畝貳拾八步	全 金七拾四圓
一 田(高洲村地内)	參反參畝拾六步	全 金壹千五百九圓
一 畑(高洲村地内)	壹畝九步	全 金七拾五圓
一 宅地(高洲村地内)	七坪	全 金拾四圓
普通財産建物之部		
一 役場廳舎一棟	此建坪九拾貳坪貳合五勺	時價格金壹萬圓
一 小學校舎拾六棟	此建坪壹千四百九拾七坪四合八勺(附附庫)	全 金拾萬貳千五百圓
一 隔離病舎四棟	此建坪五拾貳坪五勺	全 金壹千圓
一 附屬建物參棟	此建坪四拾壹坪五合八勺	全 金壹千五百圓

9. 罹災救濟基金の沿革及現在

當町罹災救濟基金は明治四十三年八月九日の非常水害に依り篤志家及び志太郡役所より配付を受けたる義捐金の内罹災者へ配與したる殘金五百餘圓及び級議院圖書館内臨時水害救濟會より寄贈の旨を以て志太郡役所より配付されたる四千參百八拾餘圓を罹災救濟基金として蓄積し置き以て他日の災害に備ふることにし爾來利殖したるものにして本町基本財産と共に町長の管理するところなり

昭和三年末に於ける現在高は左の如し

一 御筒置場四棟	此建坪拾六坪五合	時價格金壹千八百圓
一 焚煙草收納所壹棟	此建坪貳百坪	全 金七千五百圓
一 全 小使室壹棟	此建坪拾坪	全 金參百圓
一 全 倉庫壹棟	此建坪百拾貳坪五合	全 金五千圓

10. 窮民救助基金の沿革及現在

當町窮民救助基金は大正七年八月施行せし臨時糧米廉賣配給救濟費寄附金殘額金壹千七百七拾七圓八拾八錢を利倍増殖せむものにして町基本財産と共に町長之を管理す

昭和三年末に於ける現在高は左の如し

一金貳千參百圓五拾七錢

11. 小學校基本財産の沿革及現在

當町小學校基本財産は明治四十三年三月二十九日日本縣知事より「設備編制共に宜しきを得其の事務成績亦佳良なり」と認められ本縣教育資金使用規則第一條に依り金百圓を交付せられ且其後篤志者より若干の寄附金を受けたるを以て該金を基礎とし基本財産蓄積條令に依り其の利子及寄附金を蓄積して之が増殖を圖りつゝあり

昭和三年末に於ける現在高は左の如し

一金七百八拾九圓五錢 但年利六末にて銀行へ定期預け中

12. 大字部落有財産の沿革及現在

大字部落有財産は大正十一年中之が整理統一をなしたるが特別の事情に依り現存せるもの左の如し

一 墓地 五畝八歩 所有者 上青島

一 墓地 七段九畝貳拾歩 所有者 瀬戸新屋、水上、南新屋

一 雜種地 貳拾歩 所有者 全

ハ 生業及産物 一 生業

本町は其の成立當時(明治廿三年)にありては農業を營む者全町の約七割を占め商工業者は東海道往還に沿へる瀬戸、三軒屋、志太を中心とし、追分、水上、及び南新屋、田沼街道に沿へる前島の一部、上泉街道に沿へる下青島の一部に点々散在するに過ぎざりしが明治二十二年四月新に東海道線鐵道開通し

大字前島に藤枝停車場の設置を見るに至り藤枝停車場往還横須賀相良街道等の開鑿せらるゝや商工業者の來住する者多く村内商工業者も亦停車場附近に集まり而して新たに世帯を構ふるものは多く商工業を營むに至り戸數年々増加して然然たる市街を形成し大正十一年一月一日「青島村」を改稱して「青島町」となすに至れり

形勢斯くの如くなるを以て耕地は次第に縮小せられ農業は其の戸數常に現状維持の姿にて多少の副業を營むに非れば生活の支持を爲し難く商工業は年を逐ふて盛大に赴きつゝあり、往時の農業は米麥大豆、繭、藍、煙草、砂糖等を栽培して専ら自給自足の生活をなしたるが明治十年前後より盛に茶の栽培を爲し米麥及製茶を以て主産物となし農家半歳(翌九月)の生計は殆ど製茶の収入を以て支持するの狀態なりしが近年其の價格他の物價に比して低廉なるのみならず價銀の騰貴に伴ひ其利益漸く薄く加ふるに機械力を以て茶の製造をなすに至り次第に工業化せむとするの傾きありて農家としての茶業全盛期は既に過ぎ去りたるの觀あり茲を以て農家は米麥作を爲すの他或は柑橘を栽培し或は梨を栽培し或は養蚕を爲し或は養豚を爲し或は畜牛を飼養して牛乳を搾取し或は葉煙草、蔬菜、蓮根を栽培する等百方副業を求めつゝあり

本町に於ける純農業地は概して新田内瀬戸、瀬戸新屋、水上の四大字にして之に次ぐを上青島、下青島となす故に概して新田は農業最も進歩して米麥を産する他養蚕及畜産業盛に行はる内瀬戸は山間の部落にして米麥茶及薪を産し養蚕の業行はるゝも其産額多からず瀬戸新屋及水上は米麥茶を主産物とし柑橘、蓮根等を副産物とす志太、稻川、南新屋は米麥茶、柑橘を産し前島及下青島は米麥、梨及葉煙草を産し畜産及養蚕

38. 在副業とす上青島は米茶麥柑橘を産し養蚕及畜産を副業とし青木は専ら米麥を産し養蚕及畜産を副業とす

商工業の中心地は前島地内藤枝停車場通りにして之に次ぐを青木南新屋志太稻川及前島下青島の内藤枝川崎街道筋藤枝大洲街道筋上青島下青島の内國道筋なる瀬戸及三軒屋とす

從來國道筋に於ては運輸交通業に従事する馬力業及び荷車輓業最も多く其収入も亦少からざりしが最近荷物自動車の著しく運轉せらるるに及びて失業状態に陥るもの少からず人力車は其盛時には三丁餘輛を數へられざるも自轉車を使用するもの次第に多く擡て加へて大正八九年頃より自動車勃興し乘り乗合及貸自動車の運轉頻繁となれる結果今は僅かに七八輛に減少して餘剰を保てるに過ぎず
商工業の種類及分布の状態は一々之を記入すべくもあらず今試みに現住戸數の職業別を表示すれば左の如し

現住戸數の職業別調 (昭和三年十二月末日現在)

本業	
農業	工業
五八七	三〇七
商業	交通業
四五二	一五七
水産業	鑛業
—	—
公務自由業	其他有業者家事使用人
七〇	九六
二	—
計	一・六七〇

副業

農業	工業	商業	交通業	水産業	鑛業	公務自由業	其他有業者	家事使用人	計
六八	四一	一一九	三四	—	—	一八	三〇	—	三一〇

備考

農業ハ農耕畜産蚕業林業等
工業ハ機械器具木竹製品土木建築業化學工業紙工業飲食料品嗜好品製造業調度品製造業職工等
商業ハ物品販賣業娯々周施業金融保險業物品賃貸業旅館飲食店浴場業等
交通業ハ運輸業通信業馬車人力車業等
公務自由業ハ現役陸海軍人官吏公吏神官僧侶教員醫師産婆鍼灸業新聞通信員文藝家畫家音楽家寫信業
政治家技藝家等
其他有業者ハ日傭稼雑業者等ナリ

農家類別統計表 (昭和三年末調)

地主兼自作農	自作農	自作兼小作農	小作農	計
六一戸	五九戸	四八二戸	七〇戸	六七二戸

備考

農家一戸当り耕作反別ハ田七反七畝、畑一反八畝ナリ
自作兼小作農者シク増加シ小作農減小シタルハ昭和元年以来自作農ノ創設ニ努力シタルニ因ル

國稅營業者及縣稅營業者分布狀態一覽表 (昭和三年末調)

第一區	前島内 國稅二十三戸	第二區	前島内 國稅七十四戸	第三區	青木 國稅三十四戸
第四區	志太 國稅二十六戸	第五區	水上 國稅一戸	第六區	内瀬戸 國稅一戸
第七區	南新屋 縣稅五十六戸	第八區	柳川以北 縣稅九戸	第九區	柳川以南 縣稅九戸

國稅營業者種別表 (昭和三年末調)

製菓	菓子煉炭	酒	團扇	製織	傘	豆腐	蠶絲	竹行李	籠	鍛冶	指物	桶職	鐵業	定具
一戸	一戸	一戸	一戸	一戸	一戸	一戸	一戸	一戸	二戸	一戸	四戸	一戸	二戸	一戸

二産物

(1) 農産物

本町の農産物は米、麦、茶を最とし之以亞ぐを蒔、柑橘、業、煙草、蔬菜、畜産、梨等とす、今最近に於ける物産の産額を表示すれば左の如し

米及麥

年次	作付反別	收穫高	價	額	反当收穫高	年次	作付反別	收穫高	價	格	反当收穫高
		米						麥			

縣稅營業者種別表 (昭和三年末調)

洋品	製材	薪炭	紙	商	煙草	雜貨	房具	商	茶	商	豚	商	履物	漆物	製糸	蕎麥	販賣	苗木	賣	時計	印刷	酒類
二戸	七戸	一戸	一戸	一戸	一戸	一六戸	一戸	三戸	一戸	一戸	一戸	四戸	二戸	一戸	二戸	二戸	二戸	二戸	二戸	一戸	一戸	一戸

料店	料理	煮肉	類魚	類魚	清涼	醬油	炭物	藥種	古物	果實	土管	セ	土	木	建築	石工	系類	計
六戸	六戸	一戸	四戸	一戸	一戸	一戸	一戸	三戸	一戸	一戸	一戸	一戸	一戸	二戸	一戸	一戸	一七五戸	計

計

二八五戸

昭和元年	五〇四四反	九・三三一石	三二六・二二〇		昭和元年	三四四三反	三八六九石	三五六八三石
全二年	五〇四五反	一一・一〇五石	三〇九・九〇四		全二年	三四四〇反	三六九四石	三四三九四石
全三年	五〇四五反	一〇・〇九一石	二五七・九七〇		全三年	三三七二反	三二五一石	三三・五六八石

備考

一 農家一戸当り耕作反別ハ田七反七畝歩 畑一反八畝歩ナリ
 一 米ノ平年收穫高ハ九千六百石内外ニシテ反当收穫高ハ平均一石九斗ナリ
 一 麥ハ大麥最モ多ク裸麥之ニ次ギ小麥ハ極メテ少ナシ

食用主要作物

年次	大豆	小豆	蕎麥	甘藷	馬鈴薯	豌豆	蚕豆	胡瓜	越瓜	南瓜
昭和元年	一六石	二〇石	五石	三八六二〇	二・六〇〇	六石	二〇石	五六〇〇	四四五五	九〇〇
全二年	二六	二〇	五	二八〇八〇	三・五〇〇	五	一六	六七五〇	四〇〇〇	一一〇〇
全三年	二三	一八	三	九・五七〇	七・一三〇	五	一六	六・九〇〇	四〇〇〇	一二七〇

年次	茄子	青芋	蘿蔔	蕪菁	葱頭	葱	漬菜	甘藍	蓮根	干蒟
昭和元年	七七七〇	四七〇〇	五四〇〇〇	一六〇〇〇	一〇〇〇	二・六〇〇	四〇〇〇	一・五五〇	一六〇〇〇	六〇〇
全二年	八二二〇	一五・八四〇	六・七〇〇	一六六六〇	一・〇〇〇	二・四〇〇	六・二〇〇	一・九八〇	一三・二〇〇	六九〇
全三年	七六五〇									

果實

年次	梅	桃	枇杷	梨	柿	葡萄	柑	橘	價額計
昭和元年	二七石 三七八石	二四石 七二石	七〇石 四二石	二八五石 三三九石	三六五石 四七五石	二〇五石 二六七石	四三石 二六石	三三石 七四石	三三七四三
全二年	二八 三六四	二九 五二	七五 三八	三〇八五 三七七二	四三八〇 四三八	五九四九 八六五	九〇 三六	一六九七四	
全三年	二六 四二〇	二九 五一	四〇 三二	三九五九 九八九	四五二六 四五二		八五 三五		

製茶、養蚕、業、烟草

年次	茶種反別 製茶戸數	製茶反別 製茶戸數	養蚕反別 養蚕戸數	業反別 業戸數	烟草反別 烟草戸數	業反別 業戸數	業反別 業戸數	業反別 業戸數	業反別 業戸數
昭和元年	七八〇	七六五	二六	二七	六九	二二八	二二〇	二〇九	七〇二
全二年	七七五	七九二	二六	二七	六九	二二八	二〇九	七一九	四二九八
全三年	七七五	七八二	一三三	八三五	九一	一七三	二五五	二三四	七八三

備考

「茶ノ製造法ハ明治四十年頃迄ハ専ラ手揉ナリシガ四十一二年頃ヨリ粗揉機ノ使用ヲ見ルニ至リ大正十年頃ヨリハ精揉機ヲ使用スルニ至レリ昭和三年ニ於ケル機械數ノ内訳ハ葉打機五台粗揉機百九台揉捻機八台精揉機十一台ニシテ生葉ヲ買ヘレ製造スル工場ハ四戸ナリ

「昭和三年十一月末日現在桑園反別基本調査ノ結果ハ二十五町五反四畝二十三歩ナリ

「葉煙草ハ大正十一年ヨリ耕作ス初年ノ耕作反別二町九反十四歩耕作戸數八十戸ニシテ爾後年々大差ナシ

家禽

三全 年	二全 年	元昭 和	次 年	
			成 牛	牝 牛
一五〇	一七五	一九八	牝	牝
三三	三一	四四	牝	牝
五七	六七	八四	牝	牝
二八	三九	四六	牝	牝
二九七	三三二	三三三	計	
一	九	一五	成 馬	
二五	二六	二五	牝 馬	
一	一	一	牝 馬	
二五	三五	四〇	計	
二七	三九	五〇	成 豚	
一二	九	五	牝 豚	
四五	四一	二二	牝 豚	
七四	二二	七	計	
二九	二二	八四	牝 豚	
	一七五	六一	牝 豚	
	一五五	五九	牝 豚	
	三三〇	一三〇	計	
六七七	一三三	三五四	成 鶏	
二四九	三〇七	四二九	牝 鶏	
三九八	八五七	三三八	計	
三	四	一	成 鴨	
二	二	一	牝 鴨	
六	六	一	計	

備考

「犢駒ハ二才未滿ノモノ仔豚ハ十ヶ月未滿ノモノヲ云フ

「昭和三年ニ於ケル牛ノ出産四頭家兎ノ出産ハ四百六頭ナリ

昭和三年ニ於ケル豚ノ出産八九十二頭ナリ

「昭和三年ニ於ケル牛飼養戸數二百十九戸、馬飼養戸數二十五戸、豚使用戸數九十九戸、鶏飼養戸數四百九十七戸ナリ

牛乳産卵蜜蜂

年 度	牛 乳		鶏 卵		蜜 蜂	
	數 量	價 額	數 量	價 額	飼養戸數	箱 數
昭 和 元 年	二七九石	二二三〇圓	三三〇五ヶ	六〇一圓	四 戸	一 六 箱
全 二 年	五六二	九一九二	三三三〇	五六〇二	二	五
全 三 年	四七三	九三七〇	三〇〇八	五三〇二	四	一六
			三〇〇	二〇		
			二	二〇		
			一六	二〇		
			八五	三三		
			一二七	三四		

(口) 工 産 物

當町の工産物は製材製函和紙綿織物絹及絹織交織物染色乳製品木竹製品傘菓子清涼飲凉水清酒醬油等にして其産額就れも甚多からず製材製板製函は好況時代に於ては一時甚だ熾なりしも目下は沈滞不振の状況にあり今左に最近三年間の産額を表示すれば左の如し

織物及染色

年 次	綿 織 物		絹 織 交 織 物		染 物	
	機 業 台 數	職 工 數	機 業 台 數	職 工 數	機 業 台 數	職 工 數
	一五〇	三三	一五〇	三三	一五〇	三三
	三三	三一	三三	三一	三三	三一
	五七	六七	五七	六七	五七	六七
	二八	三九	二八	三九	二八	三九
	二九七	三三二	二九七	三三二	二九七	三三二
	一	九	一	九	一	九
	二五	二六	二五	二六	二五	二六
	一	一	一	一	一	一
	二五	三五	二五	三五	二五	三五
	二七	三九	二七	三九	二七	三九
	一二	九	一二	九	一二	九
	四五	四一	四五	四一	四五	四一
	七四	二二	七四	二二	七四	二二
	二九	二二	二九	二二	二九	二二
		一七五		六一		五九
		一五五		五九		一三〇
		三三〇		一三〇		
	六七七	一三三	六七七	一三三	六七七	一三三
	二四九	三〇七	二四九	三〇七	二四九	三〇七
	三九八	八五七	三九八	八五七	三九八	八五七
	三	四	三	四	三	四
	二	二	二	二	二	二
	六	六	六	六	六	六

年次	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額
昭和元年	四	八四	四	四七	一	一〇	二	七	一	六
全二年	四	七四	四	四一	二	一〇	二	八	一	七
全三年	三	六八	三	三二	二	七	一	五	一	三

製板製材、製函及和紙、乳製品

年次	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額
昭和元年	五	四二	一〇	一〇	一	四	一	一	一	一
全二年	四	三九	六	六〇	一	四	一	一	一	一
全三年	四	八八	六	〇七	一	四	一	一	一	一

木竹製品、菓製品其他

年次	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額
昭和元年	三	三二	五	五五	一	一	一	一	一	一
全二年	三	三四	六	六三	一	一	一	一	一	一
全三年	四	七一	七	七六	一	一	一	一	一	一

清酒、醬油、菓子、清涼飲料水、マニラ麻、真田

年次	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額	製造工場数	生産額
昭和元年	一	六〇	一	七〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇
全二年	一	六一	一	七〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇
全三年	一	六三	一	七〇	一	一〇	一	一〇	一	一〇

以上は農産物及工産物の總てを網羅せるにあらすして其の主要なるものを掲記せるに過ぎざるも本町に於ける生産總額は約壹百萬圓にして之を現住戸數に平均すれば壹戸當り六百圓内外なり

明治二十二年度營業者調 (役場備付議事録ニ據ル)

今明治二十二年即ち青島村組總當時に於ける營業者調を得たれば参考として左に之を掲ぐるべし
なしめ、當時に於ける當町の商工業が如何なる状態なりしか思ひ半ばは過ぐるものあるべし

内譯

- 旅籠屋 六戸
- 飲食店 二拾八戸
- 陸運店 壹戸
- 質屋 二戸
- 湯屋 二戸
- 仲買商 壹戸
- 卸賣兼小賣商 八拾四戸
- 雜商 拾三戸
- 古着古道具古金商 六戸
- 理髮業 壹戸

1. 道路

本町に於ける道路は國道縣道町村組合道及び町村道の四種にして國道第一號線(東海道往還)東西を貫通し縣道川崎線藤枝驛を中心として南北に通じ縣道燒津線は未だ全通に至らざるも當町地内は殆ど完成す縣道吉永線は町の南端を通じ町村組合道藤枝停車場線は志太温泉の傍らを経て瀬戸谷伊久身の山間部に通じ町村組合道藤枝線は藤枝停車場より南大洲村地内大井川畔に達し町村組合道藤枝停車場線は高洲村を経て大富村に通じ而して町村組合道藤枝停車場線は當町西南部より六合村御清細島を経て榛原郡初倉村に通ずるの路線にして縣道燒津線と共に開通の曉は當町の運輸交通上一に新生面を開くべき有望の路線たり

町村道は其數八十餘線にして改良を要するもの少からず目下鋭意改築中に屬せり
今各路線の現況及沿革を記せば左の如し

種別	名稱	町内延長	平均幅員	摘要
國道	第一號線(東海道往還)	壹里八町	三間乃至六間	昭和二年度三年度に於て南新屋地内六間幅トナル
縣道	藤枝線	二十六町三十三間	三間乃至五間	内青島町地内國道重用九町外藤枝町地内國道重用十二町三分
縣道	藤枝停車場線	二十六町八分	五間	外七町五十五間ハ藤枝川崎線重用

町村道	町村道組合	町村道	町村道	町村道	町村道	町村道
燒津線	吉永線	伊久身線	藤枝線	大洲線	大洲線	初倉線
十七町三十三間	二町四十間	十四町十九間	十三町二十九間	十七町五十九間八分	十六町四十五間	五里十四町五十間
三間	三間	二間	二間	三間乃至五間	二間	三尺乃至十二尺
島田町ヨリ國道重用一里二十三町四十間 岡部燒津線重用五町十間 高洲村豊田村燒津町地内 壹里十七町四十七間	六合村大洲村相川村靜濱村吉永村地内二里十七町三十五間	外十四町五十一間八分國道重用	外大洲村地内二十一町三十三間藤枝町地内國道重用十一町二分青島町地内九町藤枝川崎線重用六町三十間 島田燒津線重用三町二十間	内十七町三十三間藤枝川崎線重用二里六町八分藤枝停車場線重用	六合村地内二十三町三十間初倉村地内縣道島田川崎線重用	山道ヲ念ム

(1) 國道第一號線 (東海道往還)

東海道往還は昔官道と稱し京都より江戸に通ずる最古の驛路にして本町の中央を東西に貫通す道幅平均三間餘兩側に幅九尺つつの並木敷ありて數百年を経過せる並木松の現存せるもの尙少なからず本町地内の延長は西六合村境より東藤枝町境迄壹里八町にして馬力人車輓荷馬車輓等を兼業とする商家農家殆ど相半して軒を並べ市街の形を成せる所亦少なからず

明治二十二年東海道鐵道開通前は旅人の往來物資の運搬等總て本道路に依りたるを以て人馬の往來絶ゆることなく沿道には茶屋旅籠屋等も少なからざりしが現今は主として島田藤枝間の運輸交通道路たる

に止まるの觀ありと雖も藤枝高田間乗合自動車の運轉あり荷物自動車の運轉も亦頻繁なり

(四) 縣道川崎線

縣道川崎線は藤枝町鬼岩寺を起點とし當町志太稻川南新屋青木前島を經過し高洲村大洲村相川村及榛原郡吉田村を經て同郡川崎町藤波を終點とする重要道路にして明治二十二年工を起し同二十三年竣功す開鑿當時は横須賀街道と稱し後相良街道と稱したる時代ありき総延長四里十八町二十三間二分道幅三間にして本町内に於ける經過里程は二十六町三十三間(内九町國道重用)運輸交通頻繁にして相良行乗合自動車の運轉及び相良行乗合馬車の便あり

備考 國道分岐より藤枝停車場に至る間は道幅五間なり

(ハ) 縣道藤枝線

縣道藤枝線は藤枝町鬼岩寺を起點とし當町志太稻川南新屋青木を經て藤枝停車場に至る重要道路にして総延長二十八町二十二間道幅五間にして人車馬の往來最も頻繁 汽車發着の都度乗合自動車の運轉あり架合馬車の便ありて交通至便なり

(ニ) 縣道島田線

縣道島田線は島田町より吉永村に至る路線にして六合村道悦島下に於て國道を分岐し同村細島、御請を經て當町の南端(上青島字庄兵衛村)を通じ大洲村五平忠兵衛及び相川村を經て吉永村に達するの豫定にして六町村道路組合に於て工事施行中なりしが大正十五年十一月十三日静岡縣告示五四一號を以て府縣道

に認定せらるる道幅三縣^間なり

當町地内の延長は僅々數町に過ぎざるも開通の曉は^初藤枝停車場^倉線新田大道線^五藤枝停車場^平線等と連絡して交通頗る便利となるに至るべし

(ホ) 縣道島田線

縣道島田線は當町を中心として島田町及焼津町を連結する郡下屈指の重要道路にして當町瀬戸新屋より國道を分岐し高洲村の北部及豊田村の中央を貫ぎて焼津町に至る延長壹里三十五町二十間幅員三間にして當町及び焼津町地内は工事略ほ完了す其全通を見る蓋し數年の内なるべく開通の曉は運輸交通の便極めて大にして當町の發展に寄與するところ多かるべし

大正十二年青島町外五町村道路組合を組織し同十三年度より縣補助を得て改築工事を施行し來りたるが大正十五年十一月十三日静岡縣告示五四一號を以て府縣道に認定せられ昭和二年度以降縣費を以て工事を施行せらるることとなりたるに依り從來の道路組合を解散し昭和二年度より府縣道^{島田}焼津線改築工事費寄附組合を組織して之が事業の促進を計りつゝ^{あり}規約左の如し

府縣道島田線改築工事費寄附組合同規約

51. 第一條 志太郡島田町より同郡焼津町城之腰に至る府縣道^{島田}焼津線改築工事費地元寄附金徴収支辨並に之に伴ふ事務を共同處理する爲め志太郡島田町六合村青島町高洲村豊田村焼津町の六町村を以て府縣道^{島田}焼津線改築工事費寄附組合を組織す

第二條 本組合役場は静岡縣志太郡青島町役場内に置く

第三條 本組合會議員の定数を拾名とし關係組合町村會に於て其町村公民中町村會議員の被選舉權を有する者より左記の通り選舉す

- 島田町 壹名 六合村 壹名 青島町 貳名
- 高洲村 貳名 豊田村 貳名 焼津町 貳名

第四條 組合會の組織及び組合會議員の選舉に關しては前條に規定するものを除くの外町村會の組織及町村會議員選舉の例に依る

第五條 本組合に組合管理責任者壹名を置き青島町長に囑託す管理責任者たる町長故障ある時は其代理者之を代理す

第六條 本組合に収入役壹名を置き青島町収入役之を囑託す其故障ある時は収入役 代理吏員之を代理す

第七條 組合吏員の組織選任及任免に關しては前二條に定むるものの外町村吏員の組織選任及任免の例に依る

第八條 本組合の費用は左の割合を以て各町村に分賦す

- 亀田町 壹厘八毛 六合村 貳毛 青島町 參分七厘貳毛
- 高洲村 壹厘八毛 豊田村 貳分四厘 焼津町 參分五厘

附則 本規約は昭和二年七月一日より施行す

沿革 昭和三年二月第八條を改正し昭和三年度より施行す

因に當町選出 現議員は仲田喜重郎 原崎友吉の二名なり

(ハ) 組合町村道伊久身 藤枝停車場線

組合町村道伊久身 藤枝停車場線は元志太郡伊久身村を起点とし瀬戸谷村稲葉村を経て當町志太の中央に出で藤枝停車場に通ずるの道路にして曾て縣道たり郡道たりしことあり明治三十年開鑿工事に着手し同三十年竣功す當時は伊久身街道と稱し後瀬戸谷街道又は瀬戸谷西街道と稱せしことあり藤枝停車場より志太温泉を経、稲葉村堀之内に至り縣道藤枝 谷村線に合し伊久身村に至る樞要の路線なり道幅二間にして當町志太地内に於ける延長は十四町十九間なり

青島町外三村道路組合理約

第一條 本組合は静岡縣志太郡青島町外三村道路組合と稱す

第二條 本組合は静岡縣志太郡青島町稲葉村瀬戸谷村伊久身村を以て組織す

第三條 本組合は左記町村道の維持修繕及管理に關する事務を共同處理するを以て目的とす

一 伊久身線 自志太郡青島町志太三十六番地ノ一ノ二地先
藤枝停車場 至志太郡稲葉村堀之内四百四十四番地ノ五地先

第四條 本組合役場は静岡縣志太郡稲葉村役場内に置く

第五條 本組合會議員の定数を拾名とし関係組合町村會に於て其町村公民中町村會議員の被選舉權を有する者より左記の通り選舉す

青島町 三名 稲葉村 三名 瀬戸谷村 二名 伊久身村 二名

第六條 組合會の組織及組合會議員の選舉に關しては前條に規定するものを除くの外町村會の組織及町村會議員選舉の例に依る

第七條 本組合に組合管理者一名を置き稲葉村長に囑託す管理者たる村長故障ある時は其代理者之を代理す

第八條 本組合に収入役壹名を置き管理者所屬の収入役之を囑託す其故障ある時は之を代理すべき者代理す

第九條 組合吏員の組織選任及任免に關しては前二條に定むるものを除くの外町村吏員の組織選舉及任免の例に依る

第十條 本組合の費用は左の割合を以て各町村に分賦す

青島町 參割 稲葉村 四割九分五厘 瀬戸谷村 壹割二分五厘 伊久身村 八分
因に當町選出の現議員は森誠一郎 松永莊一の二名なり

(ト) 組合町村道藤枝線

組合町村道藤枝線は元藤枝往還と稱し藤枝停車場を北に距る約壹町の處より藤枝線を分岐し前島、下青島を経て大洲村に至り榛原郡初倉村を経て小笠郡堀之内に達する豫定を以て開鑿されたる道路なるが大井川架橋困難なる爲め大洲村善左衛門大井川堤防に至りて其工事を中止しあり

本道路は明治三十一年初倉村坂部村大洲村相川村青島村の協議計畫に係り同三十三年六月十四日出願三十四年一月三十一日日本縣知事の許可を得て工事に着手し三十五年四月十四日竣功す本町地内の延長十三町二十七間に於て道幅二間曾て本縣第三類道路となり後郡道たりしが郡制廢止後町村道となり現今青島大洲二町村 道路組合に於て維持修繕を爲す交通頻繁にして兼合自動車の運轉あり

組合規約は左の如し

青島町外一々村道路組合規約

第一條 本組合は静岡縣志太郡青島町外一々村道路組合と稱す

第二條 本組合は静岡縣志太郡青島町大洲村を以て組織す

第三條 本組合は左記道路及附屬物に關する費用負担事務を共同處理するを以て目的とす

一 藤枝大洲線 區域 自志太郡藤枝町鬼岩寺百番地ノ一地先
至志太郡大洲村善左衛門五百二十三番地ノ一地先

第四條 本組合役場は静岡縣志太郡青島町役場に置く

第五條 本組合會議員の定数を四名とし関係組合町村會に於て其町村公民中町村會議員の被選舉權を有する者より左記の通り選舉す

青島町 二名 大洲村 二名

第六條 組合會の組織及組合會議員の選舉に關しては前條に規定するものを除くの外町村會の組織及町村會議員選舉の例に依る

第七條 本組合に組合管理若輩名を置き青島町長に囑託す管理若たる町長故障ある時は其代理者之を代理す

第八條 本組合に収入役壹名を置き青島町収入役に之を囑託す其故障ある時は収入役代理吏員之を代理す

第九條 組合吏員の組織選舉及任免に關しては前二條に定むるものを除くの外町村吏員の組織選舉及び任免の例に依る

第十條 本組合の費用は左の割合を以て各町村に分賦す
青島町 五分 大洲村 五分

但し棚山川橋梁の維持修繕に付ては青島町八分大洲村二分とす

第十一條 本規約は大正十二年四月一日より施行す

沿革 昭和三年十月大洲村彌左衛門より善左衛門に至る道路(延長六百三十間)を区域内に追加す
因に當町選出の現議員は紅林吟助 堀田清一郎の二名なり

(4) 組合町村道大藤枝停車場富線

組合町村道大藤枝停車場富線は大富村役場所在地より高洲村安太夫を経て藤枝停車場に達する道路にして舊町地内は総て縣道藤線大線富線を重用す大富村及高洲村地内の改築工事は大正十四年度より昭和三年度に於りて施行し工事全く竣功す道幅二間に於て近く乗合自動車の運轉を見むとす 組合規約左の如し

静岡縣志太郡大富村外二町村道路組合規約

第一條 本組合は静岡縣志太郡大富村外二町村道路組合と稱す

第二條 本組合は静岡縣志太郡大富村、高洲村、青島町を以て組織す

第三條 本組合は左記道路及其附属物に關し費用負担の事務を共同處理するを以て目的とす

大藤枝停車場線富線 区域自大富村中根新田九十八番地先至藤枝停車場

第四條 本組合役場は静岡縣志太郡大富村役場内に置く

第五條 本組合會議員定数を八名とし関係町村會に於て其町村公民中町村會議員の被選舉權を有する者より左記の通り選舉す

大富村 三名 高洲村 三名 青島町 二名

57. 第六條 組合會の組織及組合會議員の選舉に關しては前條に規定するものを除くの外町村會議員の組織及町村會議員選舉の例に依る

第七條 本組合に管理者壹名を置き大宮村長に囑託す管理者たる村長故障ある時は其代理者之を代理す
第八條 本組合に収入役壹名を置き大宮村収入役之を囑託す其故障ある時は其代理者之を代理す
第九條 組合吏員の組織選挙及任免に關しては前二條に定むるものを除くの外町村吏員の組織選挙及任免の例に依る

第十條 本組合の費用は左記各號に依り之を各町村に分賦す

一 改良及維持修繕に要する費用 地元町村の負担とす

二 其の他の費用 大宮村百分の四十五 高州村百分の四十五

沿革 本規程は大正十三年度より施行 昭和四年度より第十條費用負担割合を現在の通り改正施行す

因に當町選出の組合會議員は仲田喜重郎 石田魯一の二名なり

(イ) 組合町村道 藤枝停車場線

組合町村道 藤枝停車場線は當町藤枝停車場より下青島上青島及六合村細島御請を経て谷口橋に至り

初倉村に通ずる路線にして關係三町村は深く其の必要を認め昭和三年度の始めに於て之が計畫を立て同年八月組合設置の決議をなし九月十九日其筋の許可を得たり改築すべき道路の延長は六合村地内千三百五十間青島町地内千五百五十間にして昭和四年度縣費の補助を受け六合村地内より工事に着手することとなり之れが完成を見るには約五年を要すべし全通の際は運輸交通の利便大なるものあるべし

組合規約左の如し

静岡縣志太郡青島町外二村道路組合規約

第一條 本組合は静岡縣志太郡青島町外二村道路組合と稱す

第二條 本組合は静岡縣志太郡青島町六合村榛原郡初倉村を以て組織す

第三條 本組合は左記道路及び其附屬物に關する費用負担事務を共同處理するを以て目的とす

初倉 自志太郡青島町前島
藤枝停車場線 至榛原郡初倉村坂本

第四條 本組合役場は静岡縣志太郡青島町役場に置く

第五條 本組合會議員の定數を十一名とし關係町村會に於て其町村公民中町村會議員の被選挙權を有する者より左記の通り選挙す

青島町 五名 六合村 五名 初倉村 一名

第六條 組合會の組織及び組合會議員の選挙に關しては前條に規定するものを除くの外町村會の組織及町村會議員の選挙の例に依る

第七條 本組合に組合管理者壹名を置き青島町長を以て之に充つ管理者たる町長故障ある時は其の代理者之を代理す

第八條

本組合に収入役壹名を置き青島町収入役を以て之に充つ収入役に故障ある時は収入役代理吏員

之を代理す

第九條 組合吏員の組織選任及任免に關しては前二條に定むるものを除く外町村吏員の組織及任免の例に依る

第十條 本組合の費用にして其改良及修繕工事に要するものは地元町村負担とす但栃山川に架設すべき

橋梁費用の負担は青島町百分の五六合村百分の五十とす

第十一條 前條以外の費用は左の割合を以て各町村に分賦す

青島町 百分の四十五 六合村 百分の四十五 初倉村 百分の十

附則 本組台規約は許可の日より施行す（昭和三年九月十九日許可）

因に當町選出議員は田中伏一郎、塚本和吉、杉本竹藏、仲田喜重郎、原崎友吉の五名なり

の 町村道及其改良工事

町村道は耕地整理施行地を除くの外概して舊來の徑なるもの多く其幅五六尺にして屈曲せるもの多きにより之が改良を企劃し昭和三年度より約十年を以て道路網の完成を遂行せむとす而して之が第一着手として昭和三年度には下青島一本松（小学校傍）より瀬戸新屋を経て水上に通ずる幅十一尺延長二百二十一間の道路を改築し引續き新田に於て新田大道線（幅十二尺延長四百四十八間）の改良工事に着手したるが昭和四年度に於ては内瀬戸より瀬戸に通ずる道路、瀬戸より下青島に通ずる道路、水上より火葬場に至る道路、三軒屋より六合村細島に至る道路等改良の豫定にして次年度に於ては更に瀬戸

より新田新田に至る道路の開鑿に着手せんとし目下夫れ夫れ調査中なり

2. 橋梁

(1) 勝草橋

勝草橋は瀬戸川に架設しある國道筋の橋梁にして長さ五十二間幅二間にして明治八年志太村菟川村及藤枝宿鬼岩寺町の有志者初めて架設の計畫を爲し九年の年期を以て其筋の認可を受け同年十一月開通、橋錢を取りて架設費の償却及び維持修繕の費に充て通行の便を開きしものなるが年期明けに至り更に継年を出願したるも僅か壹ヶ年の継年を許されしのみにて明治十八年十二月本縣に引渡し爾後縣費を以て維持修繕をなす

現今の橋梁は明治四十三年八月九日の洪水にて流失後架設したるものにして其幅二間橋長五十八間の土橋なるも近き將來に於て改築の際は壯麗堅牢なる鐵筋コンクリート橋に改めらるべし

橋名の由來及び往時の橋錢定額左の如し

橋名を「勝草」とせしは志太の國音齒桑に通じ齒桑の異名を勝草と云ふが故にて即ち志太橋の意なりと云ふ命名者は徳川藩の國學者伊佐岑満氏なり氏は號を「如是」と言ひ伊佐先生とて當時有名なる書家なり

自明治八年 勝草橋々錢定額表
至全十八年

人壹人	金貳厘	人力車壹輛	金五厘	牛馬壹匹	金五厘	馬車壹輛	金貳錢五厘	荷物壹荷	金四厘
兩掛壹荷	金四厘	荷牛馬壹匹	金壹錢	荷車壹輛	金壹錢	駕籠壹挺	金五厘	長持壹棒	金壹錢五厘

(四) 青木橋

青木橋は内瀬戸谷川に架設しある國道筋の橋梁にして幅四間長さ五間大正十五年五月の架設にして當町に於ける最初の鐵筋コンクリート橋なり

(ハ) 瀬戸橋 其他

瀬戸橋は東光寺谷川に架設しある國道筋の橋梁にして大正十四年二月の竣功長さ七間の土橋なり

此他塩出谷川國道筋に架設しある稲川橋(長三間土橋)枔山川に架設しある谷川橋(長十四間)よし原橋(長十間)を始め内瀬戸谷川東光寺谷川に架設しある橋梁は其數、數ヶ所なるも孰れも木橋又は土橋なり

3. 車輛

運輸交通の變遷進歩の状態を知らむが爲め左に車輛の統計を示す

年度	運別		通				運		輸	
	馬車	人力車	自轉車	自動車	荷積馬車	荷車	リマカー	荷積自動車		
明治廿四年度前以	—	不詳	—	—	—	—	—	—	—	
全廿五年度	—	六一	—	—	—	一六〇	—	—	—	

年度	馬車	人力車	自轉車	自動車	荷積馬車	荷車	リマカー	荷積自動車
明治廿七年度	—	六四	—	—	—	二〇一	—	—
全廿九年度	—	六六	—	—	—	二二七	—	—
全卅一年度	—	六五	—	—	—	二六三	—	—
全卅三年度	一〇	五九	—	—	—	二四二	—	—
全卅四年度	九	五六	—	—	—	二七八	—	—
全卅五年度	八	五〇	—	—	—	二七〇	—	—
全卅六年度	八	五二	四	—	—	三一九	—	—
全卅七年度	八	五二	七	—	—	三一九	—	—
全卅八年度	八	五四	〇	—	—	三一九	—	—
全卅九年度	八	五一	二	—	—	三五五	—	—
全四十年度	八	五三	九	—	—	三三六	—	—
全四十一年度	七	五五	九	—	—	三七二	—	—
全四十二年度	七	五九	九	—	—	四一一	—	—
全四十三年度	八	五四	四	—	—	四一九	—	—
全四十四年度	八	五一	八	—	—	四一四	—	—

大正元年度	六	四九	六六		二四	四五														
全二年度	五	五〇	八四		二四	四四七														
全三年度	五	三七	一二四		一一	四四六														
全四年度	五	三五	一四六		一九	四八三														
全五年度	五	三四	一六六		一六	四九五														
全六年度	三	三三	二二二		一四	五一四														
全七年度	三	三三	三八四		一四	五三三														
全八年度	三	三六	四〇八		一一	五四七														
全九年度	二	三四	四九六		七	五五八														
全十年度	三	三二	六〇二 自動自轉車一		九	五六六														
全十一年度	二	三二	七三二		一一	五〇九														
全十二年度	二	三〇	八一〇		一六	五七三														
全十三年度	二	二六	九四五		一七	五五三														
全十四年度	二	二三	一一四七		一七	六一三														
昭和元年度	二	二一	一二三七		一四	六〇九														

昭和二年度	二	一九	一・三〇七 一〇七	四	一一	五九四	一二七	三
全三年度	二	一七	一・二八八 九	八	一四	五三四	二四七	六

附記

人力車及び馬車は明治二年初めて東京に於て發明製造されたるものなりと言ふ、當地方にて

人力車荷車等を使用し始めたは明治六年頃にて用來年々増加し其構造も亦大いに改良され

たるものなりと云ふ則ち明治五六年頃迄は旅人の往來荷物の運搬等總て人肩馬背に依りたる

4. 鐵道

(1) 國有鐵道

我國に於て東京横濱間に始めて鐵道の開通したるは實に明治五年九月十三日なり而して爾來着々工事
事を進め明治二十二年に至りて東海道線は當町（東海道線は當町青島、上青島）青島、（下青島）上青島地内に布設せられ前島地内の中央に停車場
を設置し「藤枝驛」と稱せらる明治二十二年十六日を以て開通す

本町地内鐵道線路の延長は二哩七十鎖にして藤枝驛より東京驛迄の距離は百三十一哩六分時間を要す
ること普通列車に於て五時間五十六分、半急行列車に於て五時間十七分なり

明治四十年六月二十四日複線開通して列車運轉度數頗る増加す則ち現在の列車運轉回數は晝夜九十

七回にして内譯左の如し

内譯

〔旅客列車
貨物列車〕

通過

(上り)十六回
(下り)十三回

(上り)十一回
(下り)十三回

停車

(上り)十三回
(下り)十五回

(上り)九回
(下り)七回

計五十七回
計四十回

(三) 最近三年に於ける乗降人員並に旅客賃金収入

年度	乗降人員		旅客賃銀収入
	乗車人員	降車人員	
昭和元年度	三五八〇六一	三八一・九五八	一七七・六三三・ <small>四</small> 五八錢
全二年度	三四一・一四五	三六六・三〇〇	一七七・〇八七・八四
全三年度	三五八・一六三	三八四・五八四	一八七・六三〇・一七

備考

乗降客實人員は右表以外藤相鐵道の中継客毎年約十一万人にして乗車客六分降車客四分の割合にして前表乗降人員に加算すべきものなり

(三) 最近三年に於ける貨物發着數量及運賃収入

年度	發送噸數	到着噸數	運賃収入
昭和元年度	三九・二〇四噸	六二・一七八噸	二〇〇・七二三・ <small>四</small> 三九錢
全二年度	三八・五八四	六一・二七五	二〇三・二四二・八一
全三年度	三二・五一四	六〇・九〇七	一六八・八三一・二五

備考

昭和三年度は柑橘產類非常の不作なりし爲例年に比し約四千壹百噸の減収を見たり

貨物發着噸數及収入の遞減事由は財界の不況も其一原因なるが主なる原因は昭和二年七月六日より藤相鐵道全線にて貨物の連帶運輸を開始せし結果當驛に發着せし同鐵道沿線の貨物が漸次藤相鐵道に於て取扱はるゝ事となりたるが爲なり

(三) 藤枝驛より東西隣接驛及主要驛に至る哩程及賃金表

上驛名	哩程	賃金			下驛名	哩程	賃金		
		一等	二等	三等			一等	二等	三等
焼津	四・ <small>四</small> 一分	三九錢	二六錢	一三錢	島田	四・ <small>七</small> 分	三五錢	二六錢	一三錢
静岡	一一・四	九九	六六	三三	濱松	三五・三	二七〇	一八〇	九〇
沼津	四六・〇	三四五	二三〇	一一五	名古屋	一〇三・〇	七〇八	四七二	二三六
國府津	八三・四	五九一	三九四	一九七	京都	一九四・八	一一七六	七八四	三九二
横濱	一一三・四	七六二	五〇八	二五四	大阪	二二一・六	一二九三	八六二	四三一
東京	一三一・六	八五五	五七〇	二八五	神戸	二四一・九	一三七七	九一八	四五九

(四) 私設藤相鐵道

明治四十四年一月十五日志太 藤原西郡有志相謀りて藤相鐵道株式會社を創立し當町前島藤枝驛を中心として藤枝町より相良町に至り十六哩の間軌間二呎六吋蒸氣動力に依る鐵道を敷設すべく計畫し夫々官廳の手續きを經て大正元年十二月二十八日初めて大手藤枝新驛間二哩三分の工事に着手し翌二年十一

68. 月十日竣工引續き六井川細江静波間等工を進め大正七年六月十三日に至つて相良町迄の竣工を見るに至れり右の内六井川は假線を以て連絡し居りしも大正十三年四月一日富士見橋の架替と共に併用を許され茲に全線の開通を見るに至れり其後大正十四年一月十四日大手岡部間同十五年四月二十日相良地頭方間を延長し全長二十二哩八分となれり

藤枝新驛より各驛に至る哩程及賃金表

藤枝方面行									
驛名	哩程	旅客賃金	川崎相良方面行						
瀬戸川	一・四	八	高洲	一・三	七	片濱	一・五	五	五
岡出山	一・七	〇	大洲	二・三	二	太田濱	二・九	六	六
慶全寺前	二・一	二	上新田	二・八	一	相良	一・七	五	五
大手	二・五	四	大井川	三・九	一	相良新	一・三	六	六
農學校前	二・七	六	神戸村	五・七	二	波津	一・四	六	六
水守	三・三	九	上吉田	六・七	三	須々木	一・五	六	六
八幡橋	三・六	二	根松	八・一	三	落居	一・六	六	六
横内	四・七	九	細江	八・八	四	地頭方	一・七	七	七
岡部	五・四	三	川崎町	九・九	四		一・七	七	七

備考 全線延長八十二哩八分ニシテ賃金壹圓八錢ナリ

自動車營業

藤相鐵道株式會社は數年前より自動車事業を兼營して兼合自動車を運轉す營業路線は左車藤枝驛間二哩七分藤枝中山間五哩中山市ノ瀬間五哩中山坂下間四哩藤枝驛御前崎間(川尻迂廻)二十五哩二分並に川崎大井川間八哩總延長四十九哩九分使用着數は(八人乃至十八人乗)十五輛なり

5. 交通機關進化の概要

明治→大正→昭和と世の文化の進展に連れて交通機關の進展も亦著しいものであるが歩行から駕籠へ駕籠から馬車人力車自轉車へ鐵輪から護謄輪へ汽車電車自動車へと既往六十年間に於ける交通機關の变化と進歩とは眞に驚くべきものがある而して目下單用及び通信機關たる飛行機も亦早晚運輸交通の一機關たるに至るであらう 今試に之等交通機關進化の概要を録すれば封建時代の遺物たる駕籠の人力車に变化したるは明治二三年頃よりことに屬し次第で衆合馬車の現はるゝあり 東京横濱間に汽車の運轉を開始したるは明治五年の九月十三日なりしと雖も其東海道線の全通は明治廿二年七月一日に屬す爾來山陽九州東北と漸次開通して今や全國津々浦々に及び單線より複線となり今や漸次電化して複々線たらむとしつゝある 東京市内に鐵道場車の生れたるは明治十五年六月而して之に代るべき電車の施設開通を見たるは明治三十七年とある自轉車人力車共初めは鐵輪なりしが中頃護謄輪に進化した、人力車の全盛期は明治三十年頃であり 自轉車の著しく増加したのは明治の末葉からのごとである、自轉車は

明治の末葉から輸入せられ大正の初め頃には僅かに高貴大官の乗用として中央都市に用ひられ其數も算へ得る程の少數であつたが大正七八年頃より激増し非常の勢を以て全國津々浦々に行渡る様になつて全く民衆化されて仕舞つたのである其乗車賃金の如きも初めは非常に高かつたのであるが最近各都市には至るところ圓タクがあつて非常に便利とされて居る高貴大官の乗用としては明治年間とは殆ど二頭立の馬車に限られたのであつたが大正以來は自動車となつたのである飛行機の墮落に驚異の眼を睜つたのは大正 年頃であつたが今は左程に珍しがらぬ様になつた、大衆運輸の長距離交通機關が汽車であり之に次ぐが電車であるは云ふ迄もなく自動車と自轉車とが交通機關として長く請法がられることも疑なきところである只此の間にあつて僅かに餘喘を保ちつゝある馬車及人力車が何時迄其生命を保ち得るであらうか 運輸機關としては最近數年來荷車に代るにリリヤーカーが表はれ馬力に代るに荷積自動車が表はれて其勢力を専らにしつゝあり

交通機關とは何等の緣故もないが燈火の交遷にも亦着しいものがある ケン屑火打石松明或は行燈から手ランプ燐寸燭燭ホヤ付ランプ瓦斯燈電燈に至つたのであつて東京に初めて電燈の点火を見たのは 明治二十年のことであるが漸次地方の都市に及び而して次第に全國の津々浦々に及ぶことゝはなつた 當地方に電燈の点火されたのは大正元年からのことであつて大部分の点火を見たのは、大正三年の春であつた 但僻陬の地に於ては今尚石油ランプに不便を忍びつゝあるが夫は極めて少數であり近く点火を見ることゝ信ずる

尚ほ東京に電話の開通したのは明治三十一年一月十六日であり、當地方(藤枝局)に於て始めて電話の交換 事務を開始したのは明治四十一年五月十六日である

東京に於てラジヲ放送局の開所を行つたのは大正十四年三月二十二日であるが間もなく全國津々浦々に於て放送を受け得ることゝなつたのである

6. 通信

1. 郵便及電信(青島郵便局)

當町は元藤枝郵便局の集配區域にして其直轄を受け居りしが明治三十四年三月一日青島村前島五十六番地の一(現青島郵便局所在地)に前島郵便 受取所を設置せられ石川銚次郎氏其取扱人を命ぜらる

明治三十八年四月一日「前島郵便受取所」を無集配三等郵便局に改められ「前島郵便局」と改稱、石川銚次郎氏局長を拜命す

明治三十九年一月一日「藤枝驛郵便局」と改稱せらる

明治四十一年三月三十一日「青島郵便局」と改稱せられ同時に集配事務の取扱を開始す、其集配區域は青島町、高洲村、大洲村、及稲葉村(宮原中山を除く)の四ヶ町村にして市内及市外の區域左の如し

市内…青島町の内

志太(但し温泉を除く)
 稲川、南新屋、青木、
 前島(但し新田、新田三、新田三、飯田島を除く)

市外

青島町の内(市内を除きたる區域全部)
 高洲村、大洲村、
 稲葉村(但し宮原中山を除く)

備考 郵便物の集配は市内は一日三回、市外は一日一回とす
當町に於ける郵便物切手賣捌所並にホストの所在地左の如し

- 上青島(瀬戸) 植原精一方 下青島(三軒屋) 田村太吉方
- 下青島 堀田 鍊方 前島(藤枝驛通) 青地才藏方
- 前島(驛賣店) 杉山退三方 前島 雪島正一方
- 前島 岡村大次郎方 南新屋 曾根茂作方
- 志太 森誠一郎方

大正 五年五月二十一日電信事務を開始す爾時藤枝郵便局との間に電話送受なりしが大正十四年三月十六日より機械装置を爲せり
今昭和二年度に於ける青島郵便局の事務取扱件数を擧ぐれば左の如し

引受配達	小包郵便	電信	受	替	貯金
二六九 七三二通	三八一	〇四九通	一七五件	七〇六件	二五〇件
一〇五九 四五三通	六六 七七七	二二 〇六二通	一〇八 六六日	九八 七八八日	五三 一六五日
					二二 六六件
					四六 三三六

振替貯金	受	國庫金	受	郵便年金	受	年金恩給	受	保	險
三九 九二九	六五 八六日	六五 五三	三三八 日	二七 二〇日	一 日	一 日	三〇 六六日	二 三 八八件	九 九 九
									二 三 九 七 二

口 電 話

電話は藤枝電話の特別區域に属し居るを以て架設費及維持料に多額の費用を要するが故に加入者割合に増加せずと雖も志太稲川青木南新屋及藤枝停車場附近の重なる商店及官公署學校會社銀行等に於ては之に加入して多大の便利を受け居れり 目下普通區域に編入方其筋へ請願中に付之が目的達成の暁は加入者激增するに至るべし

藤枝特設電話は明治四十一年五月十六日を以て開通せられ大正十四年四月一日に至る普通電話に変更せらる當町に於ける目下の加入数は六十五口なり

備考、藤枝驛構内公衆自動電話は大正十五年八月二十日を以て開設せらる
灌漑用水

本町の灌漑用水は之を大井川に仰ぐものと内瀬戸谷川、瀬戸川及其他の谷水に仰ぐものとあり即ち上青島下青島、前島、南新屋、青木南新屋の大部分及水上の一部は前者に属し内瀬戸志太、稲川、及瀬戸新屋、水上、青木、南新屋の一部は後者に属す今左に其概要を記すべし
用水路の主なるものは木屋用水路にして該用水路堰入口は六合村大字道悦島小字高島大井川東岸にありて一に大澤用水と云ふ、六合村外四ヶ町村(六合村、青島町、大洲村、高洲村、大富村)用水組合を設け大井川に堰入工事をして木屋用水路に引入れ之を枡山川に落して庄右衛門待井、方太夫待井、三待井、横井待井、柳久保待井、前島待井等の井堰を設けて各用水路に引入れ以て灌漑の用に供す

一木屋用水の本町灌漑流域は上青島下青島、~~新田~~請新田瀬戸新屋前島青木南新屋水上の八大字にして其灌漑田反別は四百餘町歩、堰入費用(組合費用)の本町負担歩合は総額の三分三厘三三七一とす、今本用水を引入る、爲め枋山川に設置しある各井堰の位置及灌漑區域及別費用の負担歩合等を記せば左の如し

一庄右衛門町井は六合村御請にて木屋用水の枋山川に合流せる所より約一町の下流にあり六合村外一町(六合村青島町)用水組合を設け六合村長之を管理す費用の負担歩合は六合村六分五厘青島町三分五厘なり、本町に於ける灌漑田反別は六十八町七反歩にして其區域左の如し

上青島の内字細島東、切戸南、新田下、宮下、道北、道南、後新田北、八百島、源助塚、

~~新田~~請新田の内字柳島、大道通、二反島、谷川南、宮下、宮西、八百島、離島、

下青島の内字谷川南、庄兵衛前、八百島、横井、

一萬大夫待井は六合村御請の万大夫と稱する家の屋敷沿にあり明治三十一年四月青島村外一村(青島町六合村)用水組合を設け青島町長之を管理す費用負担歩合は青島町七分七厘六合村二分三厘なり

本町に於ける灌漑田反別は三十七町二反歩にして其區域左の如し

上青島の内字谷川南、玄力東、新溝上、北一里山、一里山、岸境、道悦境、二待井上、陣屋、道上

北三軒屋、北二軒屋、

下青島の内字一里山

一二の待井は本町~~新田~~請新田字一里山に在り其灌漑地は上青島下青島瀬戸新屋、~~新田~~請新田にして町長之を管理し來りしが明治四十三年八月九日の洪水にて堤防欠壞と共に井堰破壊し川床非常に低下して堰入不可能の状態に至りしを以て同所より約百間上流に設置しある六合村北島待井と合併して同所へ新たに水門を作り用水路を開鑿するの議を決し六合村長及北島待井關係者へ交渉の結果見、試し期間を五年と定め費用負担歩合を六合村壹分五厘青島町八分五厘として假組合を組織することとし明治四十四年五月下旬水門伏替及新水路百間の堀鑿工事を起し六月上旬之を竣功したるが用水引入の成績良好にして且つ井堰工事費用も合併前に比し幾分軽減せるに付見、試し期間満了後も引續き之を繼續しつゝあり、現今井堰の名稱は假に~~北島待井~~合併井堰と稱するも多くは「合併待井」と略稱し居れり、本町に於ける灌漑田反別は八十三町四反歩にして其區域左の如し

~~新田~~請新田の内字一里山

上青島の内字南三軒屋、紛島下、横井、山鼻、稻垣、出井久保、南一里山、紛島、

下青島の内字土井下、山裏、川久保、池田前、瀬戸、畑田、二軒屋、

瀬戸新屋の内字龍太寺、坂下、新屋敷、筏鼻中川原、溝添、龍太寺下、アラマキ島、和古、今井作、チマガイト、

クネ下、小池、坂下、街道下、カワハギタ、

一横井待井は上青島字出井久保にあり灌漑田反別十四町二反歩にして其區域左の如し

下青島の内字廣島、一本松、池田前、谷

マ柳久保待井は上青島字出井久保に在り明治三十一年四月青島村外二ヶ村（青島村、高洲村、大富村）用水組合を設け青島町長之を管理す費用負担歩合は青島町五分八毛五、四六、高洲村四分八厘九毛二、三、大富村二毛二三にして本町に於ける灌漑戸別百三十六町九反歩其區域左の如し

前島の内字石神、藤島、御藏廻り、横井、芝田、田中島、落久保、神成島、川成島、植松、新田、新田、新田、三、青木の内字重右衛門田、神樂田、大木、大、太郎助島、高島新田、ピン田、梅木島、銀島、惣太屋敷、寺下、ニトメ、前ノ島、清水ウタリ、長田、治郎右衛門田、清左衛門田、惣八島、ブタイ、

南新屋の内字横割、カウマド、芝田、治郎右衛門田

備考 明治四十四年四月木造水門破損に付き石造アーチ形に水門を改築す工費百二十八圓四十二銭を

要したり

一前島助井は前島字新田三（通稱半丸沼島）に在り一名鑓石門待井と云ふ、大洲村彌左衛門、高洲村兵太夫及本町前島の一小部分に灌漑す、本町の費用負担歩合は拾分の壹なり

以上の用水井堰は近年枋山川の河底低下したるを以て工事幾分増加之傾向あり毎年五六月より八九月の候大雨出水の節は井堰の破損すること一兩度に及ぶことあれども直ちに修繕するを以て灌漑用水に差支ゆることなし

又本町北部に位置せる内瀬戸水上の大部分瀬戸新屋南新屋青木の一部分の用水は内瀬戸川より引入るものにして灌漑反別六十九町四反余に及ぶ其概要を記すれば左の如し

内瀬戸に於ては山間の谷水を引入れ使用する外内瀬戸谷川より數ヶ所堰入をなして用水に充つ其末流水上に灌漑し水上の池の末流池尻川及二待井用水の掛ける水と合して南新屋に灌漑す尚南新屋の北部及青木の一部は塩出谷川の水を引入れ灌漑す

志太稻川の用水は稻葉村瀬古字黒穴下と稱する所にて瀬戸川の水を堰入れ瀬戸川湯水の場合は瀬戸川に川堀を爲し瀬戸獅子鼻と稱する所より稻葉村堀之内尻の捨て水を引き來り黒穴下の水門に引入るゝを例とするも用水充分ならざるを以て旱天の際は往々田^面に龜裂を生じ畑作も亦旱害を被ることあり

黒穴下の用水堰入は稻葉村瀬古及本町志太稻川三大字の組合なり

第二目 沿革

一、志太郡の由來

掛川誌卷十二志太郡の條に云 志太郡和名抄志太萬葉集思太斯太駿河風土記止駄又或他書に志田に作る今和名抄に隨ふ

瀬戸川の西岸に在る瀬古村に並んで志田村あり是郡名の起る所なり志田の本村は山間にてへ瀬古の下にも志田の地あり山草の格注最も多し因りて村名とせしならむと島田の桑原黙齋云へり云々
 「大日本地名辞書」に云 志太と名付けしは此の郡の内シタと云ふ草の多く生ふる故にやあらむ凡其地に多く生ふるものをもて郡名又は郷名に負する例甚だ多し近江國蒲生郡武藏國橘樹郡遠江國榛原郡など是なり今此の志太郡西北の方皆山に傍たる村里にしてシタと云へる草至つて多し大津御などにては此草にて籬を結び葉梨の御にては薪の料にも充つ俗名ウラジロと云ふ

沿革概要

本町は往古より駿河國志太郡に屬し起源淺からず今政治の沿革を尋ぬるに徳川幕府の政事は各領主に於て支配したるを以て駿河國田中藩主本多領たる上青島村が駿河請新田水上村南新屋村青木村志太村稲川村及瀬戸新屋村の一部は田中役所の直支配を受け遠江國横須賀藩主西尾領たる下青島村は横須賀役所の直支配を受け遠江國掛川藩主太田領たる瀬戸新屋村の一部は島田陣屋代官所の支配を受け美濃國岩村

城主松平能登守の領たる前島村は横内陣屋代官所の支配を受け江戸裏四番町なる旗本三井領たる内瀬戸村は其直支配を受く而して各村々には庄屋名主年寄組頭百姓代等を置きて年貢の取立諸役の割當を始め百般の民政を取扱はしめたるなり

明治元年王政維新後は本町各大字(旧各村)共總て静岡藩の管轄に属し島田郡政役所(後に郡方役所となる)の支配を受け明治四年藩を廢し縣を置かるゝに及び静岡縣の管轄となりぬ
今左に順を追ふて王政維新後の変遷を記さむ

明治元年戊辰九月四日

徳川 龜之助

其方領地七十萬石駿河國一圓其餘遠江 陸奥兩國に於て下賜候旨仰出され置候處陸奥國は目今未だ平定に至らず候に付今般改めて別紙の通り駿河國一圓其餘遠江三河兩國に於て都合七十萬圓下賜候旨仰出され候事

(別紙)

駿河 遠江の國の内御渡相成候高 二十三萬六千三百六十石餘 これは先達て御渡相成候分

全 十六萬四千五百七十八石餘 これは此度高附目錄御渡相成候分

合 高 四十萬九千三十八石餘

此度御渡可相成取請高

高十七萬九千五百二十一石餘

遠江國諸候領

全三萬五千七百七石餘

駿河國久能山神領

全二萬九千四百十四石餘

三河國御領

全八萬七千三百六十七石餘

全國旗本知行

合 高 十一萬六千四百八十二石餘

總高合して 七十萬石

明治二年己未六月 静岡藩に属す

明治二年六月十七日 任静岡藩知事 徳川 家達

(郡政役所と唱へ島田宿にて取扱ふ後郡方役所と改む駿遠凡十萬石支配)

(頭) 明治二年九月 今堀 登代太郎

郡方政役 比條 平次郎

郡 方 吉田 徳平次

明治三年庚午二月二十八日 男 谷 勝三郎

郡 方 齋藤 東太郎

全 小坂 用二郎

其外凡て十四五人

明治三年庚午 苗字を免ぜらる

明治四年辛未四月二十四日 戸籍法發布せらる

明治四年辛未七月十四日 太政官布告を以て廢藩置縣の令あり(三府七十二縣に分つ)

明治四年十一月十五日 駿河國一圓を静岡縣とす

静岡縣權令 大迫 貞清

静岡縣參事 南部 廣弟

明治五年壬申正月二十五日 島田驛出張所(島田郡方役所)を廢して本廳に併合せらる

同日 静岡縣管内(駿河國一圓)を八十一區に分ち每區正副戸長を置かる

同年四月五日 太政官布達に依り庄屋名主年寄の名稱を廢せらる

静岡縣管轄第七十八區 上青島村、細島村、缺請新田、下青島村、内瀬戸村、瀬戸新屋村

戸長 小澤 三四郎

副戸長 松野孫十、町井平四郎、田中雄次郎、飯塚久作、青島雄三郎

山本守吉

静岡縣管轄第七十七區 前島村、築地上村、築地下村、南新屋村、水上村、青木村、志太村、瀬戸村

戸長 西村松五郎

副戸長 青地半三郎、曾根喜右衛門

明治六年五月二十四管内八十一區を改正して七大区となし每區正副大区長を置き每大区を區分して四十五小區となし正副戸長を置く

本町の大部分は當時第六大区八小區に 屬せり

第六七大区長 瀧川 元起 (第六七大区扱所八田中返手町ニ置カル)

杉山 喜平次

八小區 (上青島村、下青島村、缺請新田、内瀬戸村、瀬戸新屋村、前島村、水上村、南新屋村、

青木村、志太村、瀬古村、築地上村、築地下村、兵太夫村)

八小區長 青地 半三郎 (八小區事務所八前島養雲寺ニ置カル)

池谷 勤右衛門

小區には正副戸町を置き副戸長は各村より一名づつを出す戸長の職を勤めたる者左の如し

松野孫十、青島源三郎、曾根盤三郎、安藤重助、八木九平、西村松五郎、増田惣右衛門

曾根茂吉

副戸長の職を勤めたる者左の如し

松野孫十、青島徳藏、松山次作、青島源三郎、青島雄三郎、紅林儀三郎、曾根盤三郎

安藤重助、八木九平、渡辺吉平、増田仁平次、青島與五郎、森三平、西村角藏

増田惣平

明治十二年三月十二日大小區を廢して郡制を施行せらる

志太益津郡長 杉山喜平次

明治十二年三月三十日 毎村に戸長壹名ずつ選まる

戸長の職を勤めたる者左の如し

上青島村戸長 松野孫十、小澤三四郎

下青島村戸長 松山次作、石野甚藏、渡邊兵右衛門

秋田衛請新田戸長 紅林儀三郎、田中雄次郎

内瀬戸村戸長 青島源三郎、青島雄三郎、青島茂平、青島吉五郎、青島源市郎、青島政平

瀬戸新屋村戸長 山崎清三郎、入井平三郎、曾根盤三郎

前島村戸長 八木九平、仲田菊太郎

青木村戸長 青島與五郎、曾根吉五郎、作原松藏

南新屋村戸長 曾根喜右衛門、青島徳次郎

水上村戸長 村松守左衛門、村松久次郎、村松又藏、村松守喜藏

志太村戸長 森三平、森繁六、西村角藏

稻川村戸長 増田助三郎

明治十七年七月一日 組合戸長役場を設けらる(当時の郡長近藤準平)

一 上青島村外四村組合戸長役場(上青島村、瀬戸南六、田番地、新福寺に置かる)

(上青島村、下青島村、秋田衛請新田、内瀬戸村、瀬戸新屋村)

戸長 町井平四郎 辞シテ執務セズ

田中美喜保 自明治十七年六月六日 至今十九年六月六日

大楠巖 自明治十九年六月七日 至今二十二年二月末日

二 前島村外八村組合戸長役場(前島村、宇神成島、百二十八番地に置かる)

(前島村、青木村、南新屋村、水上村、志太村、稻川村、瀬古村、築地上村、築地下村)

戸長 青地半三郎 自明治十七年七月一日 至今十八年七月一日

渡邊弘 自明治十八年十一月一日 至今十九年十一月一日

池谷祥之助 自明治十九年二月末日 至今二十二年二月末日

明治二十一年四月十七日 市町村制公布せらる

明治二十二年二月二十六日 静岡縣令第十九號を以て町村の中區域名稱等改定、三月

一日より施行の旨令せらる 其名稱區域を定めらる、左の通り

青島村

旧上青島村、下青島村、秋田衛請新田、内瀬戸村、瀬戸新屋村、水上村、前島村、青木村、南新屋村、志太村、稻川村の内瀬戸川以西

任静岡縣志太郡青島村戸長

大楠 巖

明治二十二年二月二十八日 静岡縣告示第六號を以て旧各町村の名稱は自今大字とする旨告示せらる

明治二十二年四月一日より町制施行（當時の郡長松田寅卯）

明治二十二年六月十三日 當選認可 青島村長 青地雄太郎

全年六月二十九日 元青島村戸長大楠巖より事務引渡を受く

置縣以來の歴代の知事及郡長氏名左の如し

静岡縣令

大迫 貞清

奈良原 繁

関口 隆吉

時任 爲基

小松原英太郎

千家 尊福

加藤 平四郎

志波 三九郎

山田 春三

志太郡長

杉山 喜平次

近藤 準平

梅澤 敏

松田 寅卯

心得置 塩藤四郎

馬場 晴利

加藤 秀壽

朝比奈 良忠

新納 謙助

静岡縣知事

亀井 英三郎

李家 隆介

石原 健三

松井 茂

笠井 信一

湯淺 倉平

安河内 麻吉

赤池 濃

関屋 貞三郎

道岡 秀彦

白男 川讓介

伊東 喜八郎

松本 學

長谷川 久一

志太郡長

辻 芳太郎

寺田 榮實

小川 省治郎

小山 綱太郎

鎌田 介政

古澤 俊次

飯沼 一省

兒玉 九一

園田 通陽

根岸 時次郎

鈴木 勝太郎

酒見 新一

篠田 茂助

88. 三 旧村の沿革

1. 各大字(旧村)の沿革

大字沿革の概要を各別に記せば左の如し

旧上青島村

一 疆域

1 本村は現青島町の西南端に位し北は内瀬戸に接し東は下青島に東南は板築請新田及大洲村五平に隣し南は大洲村源助及六合村細島に西は六合村岸及道悦島に境す地勢平坦にして國道東海道往還に沿ひ農業に適す

2 本村は元止駄郡大津庄青島郷に属す昔時本郷村と稱せしを青島村と改稱したるもの如し、青島五郎左衛門家系に據るに「前略天正中4年東照宮駿河遠目筋御平遣時康高関道御嚮導走廻働之様子思相應爲御褒美駿州志太郡本郷村屋敷地二個所の所免除被成下之旨高刀與左衛門兼之同人書判附子孫今以爲家寶晚年大須賀家致仕免除之地居住改本郷村自分苗字與青島村変名代々此村子孫爲居住云々」とあり

又駿河記曰「名義は名義は元葦原之地其れを劫退いて田に墾す故に此稱あるか云々」

上青島村鑑曰「天和三年上村下村に分れ元録三年長谷川藤兵衛支配の節御免杖を分つて上村下村と分郷す、降つて貞享四年上青島村と改稱す云々」

明治二十二年町村制施行に際し町村區域名稱改定せられ青島村の大字となる

二 小字名

1. 駿河記云

上下青島小地名 十助松原 楠島 稻垣新田 山久保 岩鼻 座頭カネドコ 戸井越 山上 丸山 清七ヶ谷 十二社 或地蔵ヶ谷 衣掛楠ト丸志原 中河原 一本松 川久保 道慶 川萩 土下 小名十三社所 今後鼻ト云フ 杉谷 行人塚 高妙 奥越内地ト界山

2. 天保年間上青島豆別帳より寫す

七右衛門下、文右衛門上、屋敷下、藪上、藪下、清九郎屋敷、三郎次前、屋敷裏、屋敷、溝久保、久右衛門下、半十元屋敷、玄カ田、道上、玄カ上、惣九郎上、作太夫前、惣太夫西、傳九郎屋敷下、次郎三前、六兵衛前、市左衛門下、山根、又田、三郎次上、善兵衛前、傳三前、庄兵衛田、源兵衛裏、源兵衛上、道西前、文右衛門前、清三郎裏、清三郎北、細道、作右衛門裏、惣九郎前、庄左衛門前、市左衛門西、與十下、藤左衛門前、彌十裏、磯右衛門下、傳九郎屋敷、長三郎西、堤添下、堤添、彦兵衛裏、堤下、ふたひ、柳下、往還、孫右衛門西、新田下、權三郎作、惣兵衛前、太平屋敷、五郎兵衛新田、屋敷廻り、久保、金十作、廣道、長三郎田、次郎三裏、出井久保、勘兵衛新田、本平洲、松原、下新田、與五衛前、岸境、二反島、五新田、瀬戸久保、向久保、治右衛門前、源助田、喜三郎田、喜三郎裏、喜三郎屋敷下久保、喜三郎屋敷下、庄兵衛裏、庄兵衛屋敷南、庄兵衛屋敷北、新溝北、又右衛門川原、庄兵衛屋敷下川端、源助境、彦右衛門田、新溝向、五兵衛島、與三郎屋敷添

乙.自治區造成當時の小字名(明治三十二年四月)

瀬戸下、瀬戸、瀬戸南、松原、南二軒屋、北二軒屋、北三軒屋、神明上、谷川澤、玄カ東、玄カ、新溝上、北一里山、一里山、岸境、道悦島、二待井上、南一里山、南新溝上、陣屋道上、紛島、南三軒屋、紛島下、横井、山鼻、稻垣、湖ノ上、出井久保、細島東、切戸南、新田下、宮下、道北、道南、後新田北、八百島、源助境、屋敷廻り、後新田、川南、後新田下、谷川南、寄合新田、川原、一本松、土下、三、管轄

寛永の頃

田中領

慶長年代より徳川氏之を領し寛永年代より田中城主の領となり享保十五庚戌年本多伯耆守(旧田中城主)の領となり(安永年代より其の一部分旗本の土日向徳次郎の采地となる)子孫世襲し明治元年徳川家達(領)となり今四年静岡縣の管轄となる

旧高及反別

寛永改

一高 四百二十五石八斗

田額 五百六十六石三斗三升三合

田額 八十七石五斗四升八合

田中領
日向次郎知行所

明治九年

一總反別 百十六町四反五畝四歩
内田 九十九町六反二畝六歩 畑 五町四反二畝十三歩 宅地 八町七反二十歩
山林原野 二町五反一畝十四歩 田荒地 一反八畝十一歩
五 戸數人口

年號	戸數	人口(男)	人口(女)	計
享保十六年	一二六	三一二	二七六	五八八
元文三年	一二六	三一九	二七八	五九七
明治八年	一六一	三六五	三八九	七五四

駿河誌に云ふ (駿河誌は明治十七年静岡縣廳に於て編纂せられたるものなり)
戸數 本籍 百六十二戸(平民) 社 一戸(村社) 寺 一戸(曹洞宗) 計 百六十四戸
人口 男 三百七十二口(平民) 女 三百七十一口(平民) 計 七百三十三口

旧下青島村

一疆域

1.本村は現青島町の中中部より南部に位する部落にして北は瀬戸新屋に東は前島に接し南は駿河新田及大洲村五平に西は上青島に西北は内瀬戸に堺す地勢平坦にして田圃よく開け其一端東海道往還に接

2 本村の創立は上青島村に同じ

明治二十二年町村制施行に際し町村区域名稱改定せられ青島村の大字となる

二 小字名

1 正保四年検地帳に云

道北廣島 瀬戸西大道北 北一里山腰 北町 村々東南 岩崎 溝ヨリ北 内瀬戸入口道場 谷川澤西 道上橋西 道上橋南 瀬戸町南 前島境 前島西 前島かいと

2 承應二年検地帳に云

向じ橋 谷川澤 紛じ橋 でき新田 壹の待井 岩はな 境田 谷川澤橋北

ろ 寛文四年検地帳に云

茶屋西道南 茶屋西道添 三軒屋瀬戸道上 家裏 三軒屋裏 谷川澤橋上 壹里山南 壹里山道南 谷川澤橋下 市野待井 瀬戸町南 屋締浦 五郎左衛門前 松原下

4 寛文十二年検地帳に云

鳥井下 谷川澤 屋敷下 せんべいや道南 さかや廻り 小屋前 前島堺 古みそ 行人塚山島 茶屋町北左衛門道北 城土井下 ひし田 大道南 光正寺前下

5 下青島芝田新田小地名享保十五年検地帳に云

與三郎前北通 庄兵衛前道下 中道尻 中道頭 南久保頭 南久保 南久保下 彌五兵衛裏 日本上見 五平村北邊 五平村南頭 五平村境北通 清四郎田 九平田 孫助田 市左衛門田上 市郎左衛門田上 上青島村古田下 中通久保 中通久保古田下 北上見 道北 中兵衛新田境 甚四郎田上 市郎左衛門田細道 藤助畑 藤助田 久保 南久保 中畑上 中畑 畑南 北道上 畑北 八兵衛畑上 道上三角田 七郎右衛門田 長左衛門田下 淵南 大傍下 九郎左衛門田 次郎作田 長五郎田 太平田 長左衛門田 待井南 寺田 寺田上 待井北頭 待井下 三郎左衛門田上 久兵衛新田境淵南 同所寺田畑下

6 自治區造成當時の小字名(明治二十二年四月)

杉ノ谷 十二社山 土井下 山裏 川久保 一本松 廣島 彌左衛門山 岩城山 池田前 墓所北 蒲高畑 寺中 南 築上 光正田 大芝原 川原 谷 埋土井下 重兵衛西 正蓮寺 本宮山 大藪 藤五郎山 山上 土井 畑田 瀬戸 二軒屋 瀬戸西 淵ノ上 紺屋島 三軒屋 一里山 庄兵衛前 八百島 谷川南 横井 後新田 寺下

三 管轄

寛永ノ頃

横須賀領

93. 慶長年代より徳川氏之を領し 爾來幕府の直轄たり 明和七 庚寅年西尾隠岐守(横須賀城主)の領となり 子孫世襲し 明治元年徳川家達の領となり 同四年静岡縣の管轄となる

24. 旧高及反別

1 正保四年

反別 十八町七反六畝二十八歩
分米高 百八十石五斗三升四合

2 承應二年

反別 二十七町三反三畝二十九歩
分米高 二百七十二石四斗三升八合

3 寛文四年

反別 三十一町二反五歩
分米高 百十二石九斗八升一合

4 寛文十二年

反別 四十九町七反五畝二十五歩
分米高 五百三石五斗五升三合

5 寛永改

高 百二十二石五斗五升
田額 六百七十七石七斗五升

田額 七十八石五斗四升

芝地高

6 明治九年

總反別 百二十五町三反八畝二歩

内 田 百一町七反七畝十六歩 畑 六町三反七畝二十七歩 宅地 七町二反四畝八歩

山林原野 九町九反四畝二四歩 田荒地 三畝十歩 畑荒地 七歩

五 戸數人口

年 號	戸 數	人口(男)	人口(女)	計
明治四年	一三〇	二九二	二九七	五八九
明治十三年	一三八	三三〇	三三四	六五七

駿河村誌に云

戸數 本籍 百三十七戸(平民) 社 一戸(村社) 寺 一戸(曹洞宗) 計百三十九戸
人口 男 二百九十九口(平民) 女 二百八十九口(平民) 計五百八十八口

旧 兵衛門 請新田

一 疆 域

95.

1 本新田は現青島町の南隅に位し北は下青島に東は下青島及大洲村忠兵衛の一端に南は大洲村五平に

接し西は上青島に堺す地勢平坦にして田圃開け農業に適す

2 本新田は元止駄郡大津庄に属し寛文中江戸町人喜兵衛五兵衛の兩人青島地先大井川古河跡開墾許可を得久兵衛市右衛門の兩人をして事業をなせしむ後喜兵衛病死するに及び久兵衛之を受け継ぎ五兵衛は市右衛門に譲りて江戸に歸ぬ降つて寶永二年酉年窪島市郎兵衛代官たりし時御請新田高三百四十三石餘の内高百三十五石七分郷す、この地正徳二辰年土岐伊豫守の領地となるに及び名を~~新田~~請新田と改稱す

駿河記に云ふ

請所と唱ふ説は慶長年間皆川成せし後寛永年頃まですべて此辺芝地川原にてありけるを他國の民を移住し追々開發して田を耕し、が三十三村地先手餘りの地ありけるを武藏江戸の産井上五平と云ふもの請負人となり下請人久兵衛治兵衛長左衛門と云ふ者等開發せり故に御請成は請所新田と云ふ村里殊に今芝地持添と唱ふなり

明治二十二年町村制施行に際し町村區域名稱改定せられ青島村の大字となる

二、小字名

1 貞享元年検地帳に云

溝上、溝向、二反島、谷川中川原、正蓮寺南、背戸久保道、細島尾、谷川端あたり、アラマキ田、柳島市右衛門後、八百島、岩鼻、溝口、横井下、前新田

2 自治區造成當時の小字名

前新田、柳島、大道通、二反名、谷川南、谷川通、岩鼻、宮下、宮西、八百島、壹里山南、離島、谷川北

三、管轄

寶永二年より

田中城主 内藤紀伊守領

正徳二年より

田中城主 土岐伊豫守領

享保十五年より

田中城主 本多伯耆守領

慶長年代より徳川氏之を領し寶永年代より田中城主の領となり内藤紀伊守土岐伊豫守を経て享保十五庚戌年より本多伯耆守の領となり子孫世襲し明治元年徳川家達の領となり全四年静岡縣の管轄となる

四、旧高及反別

貞享元年

反別 十一町八反六畝十七歩

分米高 百十八石九斗五升七合

明治九年

總反別 三十七町一反六畝二十歩

内田 三十二町六歩 畑 七反十一歩 宅地、三町七反二畝十七歩

山林原野 五反九畝二十七步 田荒地 一反三畝十八步

五、戸数人口

年號	戸数	人口(男)	人口(女)	計
正徳三年	二一	一	一	一
明治四年	三六	九七	一〇六	二〇三

駿河村誌に云ふ

戸數 本籍 三十九戸(平民) 社 一戸(村社) 計四十戸
 人口 男 百三〇(平民) 女 百二〇(平民) 計二百五〇

旧内瀬戸村

一、疆域

1 本村は現青島町の西北^隅に位し北は志太に東は瀬戸新屋に接し東南は下青島に南は上青島に面し西は六合村東光寺に西北は稻葉村谷稻葉に堺す地勢大方山地にして丘陵起伏し 南方に金地あり繞らすに山を以てし別に一寰をなせる山間の部落なり

2 本村元止駄郡大津庄に属す起源年號干支詳ならずと雖も口傳に大化年間の創立なりと云ふ昔時は大川畔にして瀬戸町或は行燈町と稱へられたる地の内瀬なり故に内瀬戸の名起れりとなり、其後東南一部を割

きて一村となす現在の瀬戸新屋之なりと其年月不詳

又駿河記に曰「名義は地形迫門の意按ずるに此所瀬戸の稱ありと雖も元來和名抄に云葦原郷のむとか土地迫物の形あるに依つて地名とするものならむか」

明治二十二年町村制施行に際し町村区域名稱改定せられ青島村の大字となる

三、小字名

1 文和風土記に云

上町屋、殿街道、木下戸、カバ澤、楯下、長手、大西ノ谷

2 駿河記に云

上町屋、下町屋、殿街道、下木戸(是等の地名を採するに此の村中を官道として田の谷を越へ六地藏前に出でし時の名なるべし)石原田、馬込口、三度所、古徳田、トネ田、楯丁、坂下、長手、ヲキ田、蛭田、塚田、餅田、カバ澤、溝井、

る慶長四年検地帳に云

99. 壺丁田、北の谷、マツシタ、マチヤ、シモキド、サカシタ、堤ゾエ、アナ田、石原田、タカツブリ、ク
 ラバサマ、アライダ、ヨコマクリ、コトクダ、向山、タテテフ、姪ヶ谷、三通田、山畑、川バタ、壺丁
 田前、マモト、ムカイカイト、町屋、エノキダ、西ノ谷、大縄添、小バタケ、三田庄、谷川澤、ドシヤ
 前、マサキ、谷田、ヒルダ、山サキ、ドオノダ、道レヤウ前、オキダ、ミツブリ、マゴメ、トネダ、ナ

100. ガウツリ、西明寺、田ノマ、ゲツデ、マブシタ、川上、

4. 慶長九年御検地帳に云ふ

石原田、ケシダ、イチガイト、アライダ、マシサキ、寺ノ先、マブシタ、ヨコマクリ、ニタンダ、トノ
ガイト、マツシタ、ミロクデン、マナマ、下木戸、クラバサマ、マモト、西ノマ、北ノマ、クロウチメ
ン、三田小、坂下、田ノマ、コトクダ、谷田、キシシダ、向山、タテテフ、長ウタリ、カジメン、エノ
キダ、マゴメグチ、ツ、ミゾイ、ゲツデ、コバタケ、ミトオリダ、トイダ、カンバサマ、寺領、マゴメ
ヒルダ、フシマダ、谷川澤、西明寺、カハバタ、ムカイガイト、タカツブリ、江谷、熊藏畑、東フクハ
タ、マシキノ内、

5. 寛文十二年検地 云

マヘダ、御藏前、クラバサマ、奥五兵衛セド、河向、クロウチメン、北ノ谷、家前、藤七前、奥五兵衛
前、畑田、三石島、藤助澤、船ヶ久保、ムカイガイト、三反田、下木戸、トノガイト、ヨコマクリ、コ
トクダ、マダ、谷田道添、清ヒケ谷、塚田ナワテゾエ、ジツデ、馬込口、モチダ、榎木田、小畑、下ノ
大島、マサキ、三通田、河バタ、ヒルダロ、イカリ、ビシヤウデン、イリマウメン、西明寺イカリ、小
ノ田、ウバケ澤、ノダケノクチ、トイダ、カンバサマ、西ノマシキ、東ノマシキ、上ノダンセド、上ノ
段、モトシンメイ、谷川澤、谷川澤敷ノ外、谷川澤敷ノ内、宿島カヘ地、御ウエダ、山サキ、鳥ゴエ、
石原田、壹丁田、イチガイト、鎮ヶ崎、アライダ、ヨカマダダ、マブ下、谷本、ニカマダダ、岩下、

高ツブリ、西ノ谷口、池ノ澤、口無澤、大西ノ谷、一ノ谷口、向ガイト、シラヒゲ、マチマ道下、町屋
松下、丸山腰、堀合、池田、三田庄、坂下、田ノマ、トチダ、マダ、向山道下、タテ町、フカダ、ナカ
ツタリ、マダブリ、カチメン、トウデン、道添、寺段、マゴメ、堂ノ脇、マシキノ内、コサグチカマ、
セキマ、カイト、トウカンブチ、細谷口、ダントウカマ、西ノ谷道上、タルノクチ、マムシ澤口、大ワラ
マコモ澤口タルノオク、ムメノキ澤、中ムネ、マダメノ谷、山ハタケ、ドウオンダ、ツチバシ、オイノ
澤、花立ノ峰、向山、池田ノ峰、丸山、細屋ノ峰、自害澤峰、ハラキリガマ、ヒルダノオク、焼ヶ澤オ
ク、妙ヶ澤、ノダケガマ、カンバサマオク、

6. 自治區造成當時の小字名(明治三十二年四月)

101. 向山、田ノ谷、セキマガイト、サンダシヨ、坂下、トチダ、マダ、タテテウ、ナガウタリ、フカダ、ド
ウデン、大シマ、ミトオリダ、マサキ、ツツミゾエ、トイダ、エホシ山、エホシ山向、カンバサマ、瀧
川、焼ヶ澤、シラノタ、サイミヨウジ、イリマウメン、ビシマデン、ヒルダ、コバタケ、エノキダ、カ
ジメン、ジツデ、ツカダ、コトクダ、ヨコマクリ、シモキド、トノガイト、マツシタ、マチマ、ホリア
イ、イケダ、丸山、コサグチ、シラヒゲ、ミロクデン、ムカイガイト、イチガイト、マリガサキ、イツ
ウダ、アラヒダ、マブシダ、ヨカマダダ、マヘダ、ニタンダ、イシハラダ、ヒガシマシキ、ウヘノタン
ナカノマシキ、テラマヘ、マシキノウチ、クラマヘ、ウラヤマ、ナカノダン、カハバタ、マゴメ、ノダ
ケ、船ヶ久保、トウウシダ、北ノ谷、中峰、ツチバシ、クラバサマ、谷本クロチメン、タカツムラ、イ

102.

チノマ、イケノサワ、クチナシザワ、マモシザワ、ヲ、アラ、マコモザワ、ウメノギザワ、タルノマ、
西ノ谷、谷ノ澤、ヒカゲ、ジガイザワ、ホソマ、岩田山、谷川澤、ママサキ、トリゴエ、
三、管轄

享保年間迄

田中領

天和以降

旗本三井領

慶長年代より徳川氏之を領し用來幕府の直轄たり天和二年旗本^の士三井萬三郎の知行となり子孫
世襲し明治元年徳川家達の領となり同四年静岡縣の管轄となる、

四、旧高及反別

1 慶長四年

反別 二十七町三反四畝二十二歩

分米高 三百二十六石二斗二升四合

内七石六斗四升四合 荒地

2 慶長九年

高 二百九十九石四斗三升二合

内 六石五斗 寺社領

残高 二百九十二石九斗三升二合

高辻

3. 寛文十二年

反別 二十九町三反四畝十歩

分米高 三百三十六石九斗八升七合

内 三石 寺領

残高 三百三十三石九斗八升七合

御納取高

4. 寛永改

高 二百九十二石九斗三升二合

田額 三百五十一石五斗四升四合

三井堀吉知行所

5 明治元年

総反別 三百四十三町二反三畝十一歩

内田、四十町二反二畝十七歩 畑 二十四町五反四畝十五歩

山林原野 百九十一町五反一畝十歩 田荒地 一反一畝二十四歩 畑荒地 三町八反一畝三歩

開墾試作地 八十三町一畝十歩

五、戸數人口

(年號) (戸數)

人口(男)

人口(女)

計

103.

慶長四年

五

一

一

一

元録十年	一八	一	一
享保年間(碓氷)	二五	一	一
寛文五年	二五	七二	一四二
元文三年	二八	七一	一四三
明治四年	五〇	一二三	二四四

駿河村誌に云
 戸數 五十二戸(士族二戸、平民五十戸) 社 二戸(村社二座、無格社) 寺 二戸(曹洞宗) 計 五十六戸
 人口 男、百二十口(士族三〇、平民百十七口) 女、百十九口(士族四口、平民百十五口) 計 二百三十九口

旧瀬戸新屋村

一 疆域

1 本村は現青島町の中央部より北に向つて位置し北は稻葉村瀬古に接し東は水上及南新屋に南は下青島に西は内瀬戸に堺す。地勢西北は概ね山地なりと雖も他は一般に平坦にして國道東海道其中央を貫き耕耘の業に適す

2. 本村は元止駄郡大津庄に属す。起源年號干支不詳なるも内瀬戸村より分村したるものなりと云ふ。駿河記曰、此村は内瀬戸新田と云ふ依つて此里は水上村に入會したるところなりと云々

明治二十二年町村制施行に際し町村區名稱改定せられ青島村の大字となる

二 小字名

1 駿河記に云

六地藏、茂場、中川原、丁塚

2 寛文十二年検地帳に云

さか下、井かたはな、新や屋しき、居屋敷、寺の下、新まきじま、皮はき田、荒まき島、屋敷内、わご、きうつか、とぶ、いまい作、水ノ上境、小池、小池神田、谷川澤、なき引、ぐざい、小田、一ノ谷、二ノ谷、たきがや、龍太寺山、喜太夫屋敷、上ノ山、あま川、むかい山、七反田、街道下、惣太屋敷、作太夫作り、藏のせと西方、まは荒、中川原、中川原寺作、中川原権三瀬戸、権三屋敷、せど方、ほたあひ、溝をへ、山はな道上、高島、添揃、といこし、冢ノ前、彦左衛門、前ほたあひ、山のはな、常圓屋敷、茶かいと、市左衛門ほた、ゆふ下、屋敷下、居屋敷、くね下、西どぶ、ほそや、池はた、池はる上、の山、大はせりや、大はせりやいも下、三郎太夫屋敷、塚のたん、あらひ田、いなは田、入口、小あら澤、大あら澤

3 自治區造成當時の小字名(明治二十二年四月)

105. 龍太寺山、坂下、街道下、新屋屋敷、イカダバナ、中川原、溝添、龍太寺下、川ハギ田、アラマキ島、和古、今井作、クネ下、チマカイト、天ヶ谷、向山、グサイ、ナギシケ、イナバ田、堤内、瀬ヶ谷、一

三、管轄

元録の頃

掛川領

寛文十二年より

御代領

寶永二年より

御代領

明和七年より

御代領

慶長年代より徳川氏之を領し元録の頃は掛川領たりしが寛文十二年より御代領となり寶永二乙酉年其

一半本多豊前守(田中城主)の領となり明治七庚年他の一半太田攝津守(掛川城主)の領となり子孫世襲し

明治元年徳川家達の領となり同四年静岡縣の管轄となる

四、旧高及反別

寛文十二年

反別 二十二町五反三畝二十三歩

分米高 二百六十八石三斗九升三合

寛永改

高 二百七十八石二斗一合

明治元年

高 二百六十三石五斗一升三合

内 百五十五石一斗二升二合

百八石三斗九升一合

明治九年

総反別 六十一町九反五畝十四歩

内田 二十八町七反八畝二十九歩

宅地 二町七反三畝二十歩

畑 五町五反二畝十六歩
山林原野 二十四町九反一畝七歩

五、戸數人口

年號

戸數

人口(男)

人口(女)

計

元録十年

三一

一

一

一

明治四年

四七

一〇八

九七

二〇五

明治六年

四七

一一四

一〇三

二一七

駿河村誌に云

戸數 本籍四十六戸(平民)

社 一戸(村社) 寺 二戸(曹洞宗) 計 四十九戸

人口 男 百十三口(平民) 女 百一口(平民)

計 二百十九口

旧前島村

一 疆域

1 本村は現青島町の東部にあり東は高洲村築地上及高柳に南は同村兵太夫及忠兵衛に西は下青島に北は青木及西益津村稻川に堺す地勢平坦にして農業盛なりしか明治二十二年東海道鐵道本線開通して、藤枝停車場の所在地となるに及び道路四通八達して交通便に商工業の中心地たるに至れり

2 本村元止駄郡大津庄に属す創立年代詳かならずと雖も駿河國誌に前島は古への驛家にして島田の南にあり、國府より七里餘也云々、駿河國名寄帳に止駄郡前島庄並大津庄前島村云々とあり前島の名の初めて書に見へたるは貞應二年の光行街道記に「幡豆藏の宿を過ぎて大堰河を渡る云々、笠をかたふけて駿河國に移りぬ前島を過ぐるに浪はた、ねど藤枝の市を通れば花は咲きかゝりたり、前島の市には波の跡もなし皆藤枝の花にかへつ」とあり、又仁和三年の親行東國紀行にも「まへじまの宿を立ちて岡部の云々」とあり依りて考ふるに此地は往時大堰川（今の大井川なるべし）の東岸にありて既に驛家をなしたるも慶長九年大井川堤防破壊し志太郡南部一帯洪水汎濫の際大部分川成となり其後漸次新田を作りたるも驛の繁華は藤枝に移りたるものならむか

明治二十二年町村制施行に際し町村區域名稱改定せられ青島村の大字となる

二 小字名

1 自治區造成當時の小字名（明治二十二年四月）

石神、藤島、御藏廻り、横井、芝田、田中島、落久保、飯田島、神成島、植松、前島境、新田一、新田三、

新田三、

三、管轄

享保十九年より

美濃國岩村領

慶長年代より徳川氏之を領し享保十九 甲寅年より松平能登守（美濃國岩村城主）の領となり子孫世襲し

明治元年徳川家達の領となり同四年静岡の管轄となる

四 旧高及反別

1 慶長十九年

反別 七十九町二反五畝十九歩

今米高 八百七十九石八斗九升二合

2 寛永改

高 九百九石六斗七升八合

3 明治九年

内田 百三十一町三反六歩

畑 四町八反四畝廿六歩

宅地 十五町二反五歩

山林原野 四町七反二畝十一歩

田荒地 二反三畝廿五歩

畑荒地 一反三畝六歩

開墾試作地 一反五畝二十八歩

五 戸數及人口

年號	戸數	人口(男)	人口(女)	計
明治十六年	一八〇	—	—	—
明治十七年	一七二	—	—	八四四

駿河村誌に云

戸數 本籍 百七十一戸(平民) 社 一戸(村社) 寺 三戸(曹洞宗) 計 百七十五戸
 人口 男 四百二十口(平民) 女 四百七口(平民) 計 八百二十七口

旧青木村

一、疆域

1、本村は現青島町の東北部に位置し北は稻川に東南、前島に圍まれ西は南新屋に接し東北の一端志太に境す地勢平坦にして府縣道藤枝川崎線及藤相鐵道の通ずるあり農業に適し又商工業に適す、
 2本村元止駄郡大津庄に属す創立起源不詳なるも現青島與之助所藏の寛文年間の記事によれば青島與太夫なる武士の浪人美濃國岩村より來り外五名と共にこの地の芝切をなす云々とあり
 名義の因つて起るところ詳ならざるも駿河記に曰、地神の森木等による號にや云々
 明治二十二年町村制施行に際し町村の區域名稱改定せられ青島村の大字となる

二、小字名

1 明和元年

往還通、六兵衛田、四郎兵衛田、孫三田、かくら田、橋合、三石島、新三作、松根、溝合、とら、太郎助島、川村、高島、うたり、川は田、梅木島、そふへ、すま田、角田、村下、かち作、中屋敷、惣大屋敷、天神下、寺下、傳兵衛下、屋敷、石原、五郎左衛門田、其兵衛田、松原崎、前島、芝田、道下門、道下、長田、枚取、傳兵衛屋敷、柿田、次、衛門田、寺田、こけ島、清左衛門島、惣八島、舟久保、ぶたい、喜太郎下、藤兵衛西、善七島、長二郎島、左五こき、寺前、にとめ、祢ぶの木、

2.

重右衛門田、神樂田、橋合、三石島、大ボタ、溝合、松根、太郎助島、高島新田、高島、ビン田、梅、木島、村下、鍛冶作、惣太屋敷、ウタリ、寺下、ニトメ、前ノ島、其兵衛田、清水ウタリ、長田、右右衛門田、清左衛門島、惣八島、ブタイ、孫三屋敷、善七島、長治郎後、宮脇、子ブノ木、

三、管轄

寛永改 田中領

慶長年代より徳川氏之を領し寛永八辛未年田中城主の領となり明治元年徳川家達の領となり同四年靜岡縣の管轄となる、

四、旧高及反別

慶長九年

反別 三十一町二反二畝三歩
分米高 三百六十四石五升
寛永改

高 三百五十九石六升九合
田額 三百六十四石六斗二升三合
明和元年

反別 三十町七反六畝十歩
高 三百五十九石六升九合
明治九年

総反別 四十二町十五歩

内田 三十二町七反八畝十六歩、畑、二町四反九歩、宅地、六町二反四畝十八歩

山林原野 四反四畝九歩、田荒地 三畝六歩、畑荒地、九畝十七歩

五、戸數及人口

年號	戸數	人口(男)	人口(女)	計
元文三年	三八	九二	八三	一七五
明治十六年	五三	一四三	一二七	二七〇

駿河村誌に云ふ

戸數、本籍 五十五戸(平民) 社 一戸(村社) 寺 一戸(曹洞宗) 計 五十七戸
人口 男 百四十口(平民) 女 百二十七口(平民) 計 二百六十七口

旧南新屋村

一、疆域

1 本村は現青島町の北部にある部落にして北は志太に東は青木に接し西南は瀬戸新屋及水上に面北は瀬戸新屋の一端及稲葉村瀬古に堺す地勢西北は概ね山地なれども他は殆ど平地にして農業に適せり。國道東海道往還東西に貫通し縣道藤枝川崎線國道の中央より南に向つて分岐し交通便なるを以て商工又は運輸交通の業を營む者少ならず。

2 本村元止駄郡大津庄に属す起源年號詳かならずと雖も駿河記曰く、「此村昔より水上瀬戸新屋の南にある新田地なり」云々

又口傳に據れば武田信玄の幕下曾根大隅守の後裔曾根某なる者今の南新屋の北部「秋台」なる所に居住して一部落を作るに至れり後東海道往還の通ずるに及び其の一族漸次南方に居を移し遂に今の南新屋村をなすに至れり秋台より南方に分家したるの故を以て南新屋の名義は起れるなりと、此説或は眞ならむか現に此の附近曾根の姓多し

る明治二十二年町村制施行に際し町村の区域名稱改定せられるに及び青島村の大字となる

二、小字名

1 安永三年

屋敷島、居屋敷、屋敷前、かうやど、ほり口、向屋敷、池廻り、治郎左衛門島、やなぎ、芝田、丸田、よこ割、ひる田、砂田、了恩寺前、きの根、山廻り、まんなし、だい、道そへ、川はらい、

2、

川拂、藪先、大い、寺下、新ナシ、山廻、宮前、了恩寺前、砂田、横割、芝田、治郎右衛門島、カウマド、曲山、堀口、向屋敷、池廻り、蛭ヶ谷、秋合、

三、管轄

慶長年代より徳川氏之を領し寶永二乙酉年本多豊前守(田中城主)の領となり、明治九年徳川家達の領となり同四年静岡縣の管轄となる

四、旧高反別

寛永改

高 二百五十三石

明和元年

高 二百五十三石

納米 百十七石六斗四升三合

此儀 三百三十六俵四升三合

壹俵三斗五升入

明和九年

高 二百五十三石

納米 六十一石九斗六升三合

此儀 百七十七俵一升三合

全

安永三年

反別 二十町八反三畝十七坪

高 二百五十三石

納米 百十二石二斗一升五合

此儀 三百二十俵二斗一升五合

全

天明八年

高 二百五十三石

納米 九十石四斗五升六合

此儀 二百五十俵一斗五升六合

全

享和元年

高 二百五十三石
 納米 五十四石九斗九升八合
 此儀 百五十七俵四升八合 全

文化元年
 高 二百五十三石
 納米 百十二石二斗一升五合
 此儀 三百二十俵三斗一升五合 全

文政三年
 高 二百五十三石
 納米 百十二石二斗一升五合
 此儀 三百二十俵三斗一升五合 全

弘化四年
 高 二百五十三石
 納米 百十六石四斗六升七合
 此儀 三百三十二俵二斗六升七合 全

明治九年
 高 二百五十三石
 納米 百十六石四斗六升七合
 此儀 三百三十二俵二斗六升七合 全

総反別 三十八町七反五畝二十三歩

内田 二十四町五畝五歩 畑 三町三反二畝十六歩、宅地 一町八反三畝十八歩、山林原野 八町九反三歩 田荒地 一反四畝九歩

五 戸數人口

年號	戸數	人口男	人口女	計
明治四年	三八	一	一	一
明治十七年	四六	一	一	一

駿河村誌に云

戸數 四十一戸(主族二戸平民三十九戸) 社 一戸(村社) 寺 一戸(曹洞宗) 計 四十三戸
 人口 男 百二口(主族六口平民九十六口) 女 九十四口(主族五口、平民八十九口) 計 百九十六口

旧水上村

一 疆域

117. 1 本村は現青島町の中央より稍北に偏したる所に位置し東部より北部は南新屋に堺し北部の一端より西部南部東南部は瀬戸新屋に圍繞せらる地勢西部より東南部にあけ山を繞らし南に開くるの地なり農業に適すれども古來排水不良にして水損の虞れあり國道東海道往還其南端に通じ交通便なり

2 本村は元止駄郡大津庄に属す起源年代不詳なるも駿河記に云ふ、水上の名如字上古此地大池なり水乾ひて水田となる云々

又富河院不動尊由來書に云 入皇七十八代後白河天皇の御宇長寛元年中宇多上人と稱する行解非凡の高僧關東下向の際錫を當地に振ふの時里民の迎請により密宗奥義の水想觀を觀修し三所の山領に七箇所の護摩壇を築き晝夜の精修によりて大洋地の惡龍化身し水涸れて陸と変ず故に以て水の上の舞起る云々

此地現在の地勢より見又堀抜井堀鑿の結果等に徴するに昔時大池たりしや疑なし而して護摩壇の跡今尚存せり

元録六画年に至り太田攝津守の所領となり御檢地の際水上と改稱すと

或云正徳四年に至りて水上と改稱すと孰れが真なるか今俄かに断じ難きも水の上村を改めて水上村と稱するに至りしは古記録に依りて明か也

明治二十二年町村制施行に際し町村の區域名稱改定せらるゝに及び青島村の大字となる

二、小字名

1 元録六年水帳云

九郎兵衛前、砂田、居屋敷、寺の前、權七前、前田、道添、榎田、榎田道添、藏後、藏前、五斗目、屋敷浦、大道端、どぶ、ふたい、傳藏田、まさかり田、しやくじ、寺後、屋敷後、小右衛門前、九郎兵

衛面、長通り、池端、あふの田、次郎太夫作、松根、宮脇、わき田、神田、槁詰、地藏免、惣入屋敷、平五郎かしの、前尻寄下、前尻、七郎兵衛屋敷、山崎、道上、八反田、たきがや、切戸、二反田、井ノ口、いかり、ざつこ田、いかにと、はたごや、土井の口、鳥越へ、なき引、かわはぎ田、

2 寶曆十二年水帳 云

九郎左衛門前、藏後、あふの田、砂田、藏前、次郎太夫作、居屋敷、大道端、松根、居屋敷浦、ふたい、たき畑、寺の前、寺の裏、權七前、前田、道添、榎田、榎田道添、どぶ、傳藏田、まさかり田、しやくじ、小左衛門前、長通り、池端、神田、槁詰、地藏免、五斗目、惣入屋敷、平五郎かしの、前尻、七郎やしき、たきがや、いの田、いかにと、鳥越へ、長通り、道上、切戸、いかり、はたごや、なき引、井の口、八反田、二反田、ざつこ田、土井の口、せど、往還端

る駿河記云

トリゴウ、ハタゴマ、戸井口、廣道、八反田、山崎、マヒテリ、平五郎海道、ナガドウ、池端、マツ根、シロ臺、エノ木田、

4

シマクシ、榎田、鳥越、機子ヶ谷、二反田、イカリ、前尻、八反田、龍ヶ谷、切戸、カワハギ田、

三、管轄

119. 元録六年より

掛川領

寶永二年より

田中領

慶長年代より徳川氏之を領し同九甲辰年酒井備後守の領となり元録六 癸酉年太田攝津守(掛川城主)の領となり寶永二乙酉年本田豊前守(田中城主)の領となり明治元年徳川家達(領となり全四年静岡縣の管轄となる

四 旧高及反別

慶長九年

高 三百二十三石六斗五斗

竿詰一割

元録六年

高 三百三十二石五斗四升七合

寶曆十三年

高 三百三十二石五斗四升七合

寛永改

高 三百二十三石六斗五斗

明治九年

總反別 三十四町四反七畝二十八步

内田 二十六町五反二畝廿三歩

畑 一町五反十九歩

宅地 一町五反七畝二歩

山林原野 四町八反八畝十五歩

五 戸數人口

年號	戸數	人口(男)	人口(女)	計
元録六年	四〇	一	一	一
明治十七年	三七	一	一	一七〇
明治二十年	三四	八二	八六	一六八

駿河村誌云

戸數 三十七戸(平民) 社一戸(村社) 寺一戸(曹洞宗) 計 三十九戸
人口 男七十五口(平民) 女七十六口(平民) 計 百五十一口

旧志太村

一 疆域

一 本村は現青島町の北端に位し中央に稻葉村瀬古を挟みて東西二部落に分る北は瀬古川を隔て、藤枝町鬼岩寺と相對し東は稻川に南は南新屋及内瀬戸に堺し西北は稻葉村谷稻葉に接す地勢西部落は概ね山地にして志太嶺泉の在るところに僅に數戸の人家あり東部は平地にして東海道往還に添ひ人家稠密せる農商業地たり

2 本村元止歌郡大津庄に属す起源詳かならずと雖も志太郡巡村記に云ふ、當村の民家往昔は瀬古村の與塩場の西の谷に在り後世今の所に移す云々

又新編駿河記に云 當里東瀬戸川南官道を境結瀬川尾橋 西は南新屋北は瀬古を界されど田額山林は相交す古志の傳へには昔は今の官道村落の地は悉く河原にして古の村落の地は北に敷町入つて山際の中に住せり後世官道の方に移り住すと成り、総て両毛作の場は少く水田多し農人の暇瀬戸川水ある時は旅客を舟すを以て助成とすと

掛川誌の一節にも瀬戸川の西岸にある瀬古村に並んで志田村あり是れ郡名の起るところなり志田の本村は山間にて(瀬古の下にも志田の地あり)山草の格注最も多し因りて村名とせしならむと島田の桑原黙齋云へりとあり

今も尚ほ志太の山間助左衛門谷と云へる處には敷基の墳墓存せり

明治二十二年町村制施行に際し町村の區域名改定せらる、や青島村の大字となる

二、小字名

1 元録六年新田小地名

西ノ宮、日暮山

2

家地太、長敷、久保、的場、ヒジイ、道上、和田、石之本、すねこき、ヒツタラ、秋合、塚田、穴下、

西ノ宮、大谷、日暮、万九郎谷、大官島、大島、なべづる、中尾、池ノ谷、又右衛門谷、清ミケ谷、小路ヶ谷、塩場ヶ谷、茨ヶ谷、おきか谷、シヤリコウへ、右ヶ澤、左リ澤、菖蒲ヶ谷、欠ノ谷、木切谷、

三、管轄

寛永改

田中領

慶長年代より徳川氏の領たり寛永二乙丑年駿河大納言忠長の領地となり同八辛未年松平大膳亮同十二年水野監物同十九壬午年松平伊賀守正保元甲申年北條出羽守の領地となり慶安元戊子年徳川氏代官の支配所たり同二乙丑年西尾丹後守延寶七戊辰年太田攝津守寛永二乙酉年内藤豊前守正徳二壬戌年土岐岐伊豫守享保十五庚戌年本多伯耆守之を領し明治元年徳川家達の領となり同四年静岡縣の管轄となる

四 旧高及反別

寛永改

高 二百七十八石三斗六升八合

田額 三百二十三石九斗二升六合

安政五年

高 三百二十三石九斗二升六合

納米 百十二石三斗六合

此儀 三百二十俵三斗六合

(九十五升御救引壹俵三斗五升八)

万延元年

高 三百二十三石九斗二升六合
納米 百十三石八斗九升一合

此儀 三百二十五俵一斗四升一合 (七十五俵御救引^{壹俵} 三斗五升八)

文久元年

高 三百二十三石九斗二升六合

納米 百十三石九斗八升五合

此儀 三百二十五俵二斗三升五合 (六十俵御救引 〃 〃)

元治元年

高 三百二十三石九斗二升六合

納米 百十四石六斗九升四合

此儀 三百二十七俵二斗四升四合 (七十五俵御救引 〃 〃)

慶應元年

高 三百二十三石九斗二升六合

納米 七十七石八斗六升八合

此儀 二百十九俵二斗一升八合 (百七俵三斗四升五合御檢見御引 〃 〃)

慶應三年

高 三百二十三石九斗二升六合

納米 百十四石九斗二升六合

此儀 三百二十八俵一斗二升六合 (五十八俵御救米引 〃 〃)

明治九年

總反別 百二十一町一反二畝五步

内田 二十六町四反九畝二十八步 畑 六町六反二畝十九步

山林原野 八十五町七畝二十八步 田荒地 一反六畝八步 畑荒地 三反三畝二十一歩

開墾試作地 二反八畝二歩

五 戸數人口

年 號	戸 數	人口(男)	人口(女)	計
嘉永四年	六四	一三一	一三七	二六八
明治二十年	七三	一八〇	一七〇	三五〇

駿河村誌云

戸數 六十六戸(主族三戸平民六十四戸) 寄留四戸(平民) 社二戸(村社二座無格社一座) 計 七十一戸
 人口 男 百五十八口(主族二口平民五十七口) 女 百六十四口(主族三口平民百六十一口) 計 三百二十二口

旧稲川村

一、疆域

1 本村は現青島町の東北隅に在り北は瀬戸川を隔て、西益津村稲川に對し東及南は青木に西は東海道往還を挟みて志田に堺す地勢平坦農商に適する一區域なるも水利不便にして旱魃の患あり

2 本村元止駄郡大津庄に属す昔時稲川村と稱せしは現西益津村稲川の総稱なりしなり起源年號詳かならずと雖も現今本村に属する稲川の大部分を占むる「尼ヶ島」は口碑に據るに大昔こゝに在住の若森岡廣右衛門外僅かに五名のみ平安朝の頃桓武帝の后尼流島の刑に處せられ止駄郡南部の海岸に漂着す森岡廣右衛門なる若保護を加へたれども遂に遠州豊田郡に没す此時遺髪を貰ひ來りて埋む今尚森岡廣吉空地址の一隅に其石碑存す依りて此の地を尼ヶ島と稱すと

明治二十三年町村制施行に際し町村の區域名稱改定せらるゝに當り旧稲川村は瀬戸川を堺として相分離し瀬戸川以東は西益津村の大字となり瀬戸川以西は青島村の大字となれるなり

二、小字名

1

尼ヶ島、勘十、明石、清水、三ノ坪、松下、喜右衛門島、

三、管轄

寛永改

田中領

慶長年代より徳川氏之を領し其後田中領となり城主屢々交代して享保十五年に至り本多伯耆守の領となり子孫世襲し明治元年徳川家達之領となり同四年静岡縣の管轄となる

四、旧高及反別

旧高 不明

明治二十二年

總反別 拾八町二反十七步

内、田 十二町八反九畝二十四步

空地 一町六反六畝六步

畑 三町六反三畝二十一歩

山林原野 二十六歩

五、戸數人口

駿河村誌云

戸數 百四十二戸(主族三戸平民百四十戸) 社一戸(村社) 寺一戸(曹洞宗) 計 百四十四戸

人口 男 三百六十一口(主族四口平民三百五十七口) 女 三百三十一口(主族五口平民三百二十六口)

計 百四十四口

但稲川村は明治二十二年町村制施行の際瀬戸川を界として分離したるを以て本村に属する稲川分のみの戸數人口は之を知る由なきも戸數約五十戸人口二百七十八口なりしならむと推せらる

古文書寫

元文三年

村鑑御吟味ニ付書上帳

駿河國志大郡上青島村

寛文十二年

長谷川藤兵衛様御檢地

元禄八年

野田三郎左衛門様御檢地

一高 五百五拾貳石九斗九升六合

本田
新田

此譯

百貳拾五石九升七合

本田畑

内 六拾三石三斗七升

前々無地無反別水引内瀬戸溝代共

八升

賣川欠石入卯起返去己迄三ヶ年歛下分引

壹斗貳升壹合

賣川欠石入ノ内卯起返去己迄三ヶ年歛下ノ處又候再川成引

三石四斗

去己ノ石砂入引

残五拾八石四斗四升八合

有高

内 田 五拾七石五斗二升六合

恒河毛作本田石盛上十三中十二下十ヲ

畑屋敷 九斗貳升貳合

本畑屋敷石盛屋敷十ヲ上畑九ツ中畑七ツ下畑五ツ

百貳拾貳石八斗貳合

古新田

内 貳斗七升九合

年々荒

貳斗貳升

寅川欠石入引

壹斗貳八合

寅川欠石入ノ内卯起返去己迄三ヶ年鎌下ノ分引

壹斗

寅川欠石入ノ内卯起返去己迄三ヶ年鎌下ノ處又候再川成引

四斗五升三合

寅起不足引

五石三斗八升

去己ノ石砂入引

残百拾六石貳斗四升四合

有 高

内 田 壹石四斗八合

但両毛作新田石盛上十二中十六下十ヲ

畑屋敷 拾四石八斗三升六合

新畑屋敷石盛屋敷十ヲ上畑九ツ中畑七ツ下畑五ツ

貳百六拾貳石四斗九升八合

請新田

内 貳斗七升七合

郷藏屋敷引

貳石九升七合

田成畑村高不足引

五斗八升七合

年々荒

壹斗

寅川欠石入引

貳石七斗八升二合

寅川欠石入卯起返去己年迄三ヶ年鎌下分引

三斗六升七合

寅起不足引

三拾石三斗

寅川欠石入ノ内卯起返去己年迄三ヶ年鎌下ノ處又候再川成引

拾九石八斗二升

去己ノ石砂入引

残貳百六石壹斗六升八合

有 高

内 田 百六拾三石貳斗八升五合

但両毛作請新田石盛中十二下十ヲ

田成畑 四拾貳石八斗八升三合

石盛十ヲ

貳拾四石六斗七升

亥改新田

内 貳斗七升三合

前々川成引

壹石八斗四升

寅川欠石入引

三斗六升

寅川欠石入卯起返去己年迄三ヶ年鎌下ノ分引

壹石壹斗四升

寅川欠石入ノ内卯起返去己年迄三ヶ年鎌下ノ處又候再川成引

四石貳斗九升

去己年石砂入引

残拾六石七斗六升七合

但両毛作石盛十ヲ

拾七石九斗六升七合

子改新田

内 三斗二升

寅川欠石入

五升

寅起不足引

残拾七石壹斗四升七合

但両毛作石盛十ヲ

正徳三辰年

内藤豊前守様御檢地

拾三石三斗三升七合

辰改新田

内 田 六石七斗四升三合

但両毛作石盛十ヲ

畑 六石五斗九升四合

石盛五ツ

寶永元申年

窪島市郎兵衛様御改

六石壹斗

石盛十ヲ 申ノ見取場

一 高 五石四斗四升三合

瀬戸茶屋町御除地

是ハ權現公様駿府御在城ノ節相良御殿へ度々御越被爲遊候節大井川川越仕候ニ付御除被下置候

一 田中御城内へ道法壹里半御座候

一 江戸迄道法五拾里御座候

一 用水ハ大井川ヨリ木屋水門へ堰入引取申候尤モ枡山川入會ニ流申候

一 日損所ニテ御座候

一 水損所ニテ御座候

一 小物成無御座候

一 運上物無御座候

一 家數百廿六軒 内壹軒寺、壹軒庵、當午改

一 惣人數合五百九拾七人 内三百五十人男、二百七十六人女、貳人出家、貳人山伏、貳人神子當午改

一 寺領高無御座候

一 牛 五疋 馬 四疋 當午改

一 農業ノ間ハ男歩行日雇取、女木綿取賣仕候

一 秣刈場御料私領下青島村、内瀬戸村、瀬戸新屋村、當村石四ヶ村入會山ニテ刈來り申候

一 御林無御座候

一 百姓持山五ヶ所 雜木立ニ御座候

一 土橋 壹ヶ所 但長七間横三間 内瀬戸村掃除丁場

是ハ御入用ヲ以テ御掛替御修繕共ニ被爲遊候

一 土橋 十ヶ所 是ハ百姓入用ニテ掛ケ申候

一 駿府へ道法五里御座候

一 燒津港へ道法三里御座候

一 谷川當村南ニテ西ヨリ東へ流レ申候尤モ石川ニテ御座候 川幅二十間

一 籠出し抗出し川倉數ヶ所御座候

一 惡水吐無御座候

一 東海道島田宿へ助郷村ニテ御座候

一 東海道往還通りニ家居御座候

一 東海道通り往還掃除丁場高柳村築地村小土村小屋敷村柳新屋村右五ヶ村觸元ニテ御座候平生右ノ場所見廻り御通りノ筋右村方へ申遣ハシ掃除爲仕候

一 古城無御座候

一 渾獵場無御座候

一 出井水場無御座候

右ハ此度村鑑帳御吟味ニ付個條ノ通り相認メ差上申候通り相違無御座候以上

駿河國志太郡上青島村庄屋

元文三年午

平次郎 印

全村全前

太郎左衛門 印

全村年寄

半十郎 印

全村百姓代

源四郎 印

全村全前

久五郎 印

田中御役所

享保十六年

駿河國志太郡上青島村明細帳

寛文十二子歳

長谷川藤兵衛様御檢地

元録四未歳

野田三郎兵衛様御檢地

元録八亥歳

野田三郎兵衛様御檢地

正徳二辰歳

内藤豊前守様御檢地

一 高 五百六拾六石三斗三升三合

内 拾三石三斗三升七合

新・田畑

六拾石七斗四升四合

前々無地無反別永引並御蔵屋敷代高不足相引

田 四拾壹町六反七畝拾三歩 本田上十三、上十二、中十一、下十、新田下十

内 三拾九町壹反七畝廿歩 兩作仕付申候

畑屋敷 七町九反四畝廿二歩 本畑上九ツ中七ツ下五ツ屋敷十ヲ 田成畑十ヲ 新畑下五ツ

一 前々川成高貳斗七升三合地未起返不申候

一 用水掛リ木屋水門川ノ水ヲ引申候尤モ枋山川入會流申候

一 小物成運上物無御座候

一 家數百貳拾六軒、人數五百八拾八人 男三百十二人、女二百七十六人、牛七疋、馬十一疋

一 村高五百五拾貳石九斗九升六合ノ内 高貳百四拾三石三斗三升四合 用水掛リ

一 小物成米金無御座候

一 燒津港へ道法三里拾丁程御座候

一 當村獵場御座候

一 塩濱無御座候

一 去ル己年以前迄ハ大助リニテ御座候得共其後被仰渡ニテ打込ニ仕隔年代嶋田宿助郷役相勤申候

一 稼ハ農業ノ間男ハ歩行日雇取、女ハ木綿機等仕リ候

一 當村薪炭賣不申候

一 東海道往還掃除丁場高柳村築地村小土村小屋敷村柳新屋村右五ヶ村ノ觸元ニテ御座候ニ付平生右ノ

場所見廻懇所御座候得ハ早速申遣ハイ掃除為仕候尤モ御通りノ節ハ右ノ村方へ申遣當村ヨリ世話役丁場被罷出候

一 秣刈場御料私領入會内瀬戸村山ニテ草刈取申候當村ヨリ秣刈場迄壹里餘御座候尤モ入會山へ迄道法入

丁御座候得共右ノ場所ニ草無御座候ニ付右奥山へ壹里餘參リ候

一 大井川當村隔申候ニ付防村ニテハ無御座候得共木屋水門組合ニテ御座候ニ付満水ノ時節ハ木屋水門口

迄ハ足少々宛差出申儀モ御座候

一 當村名主組頭持高ノ内諸役村中ニテ償ヒ除キ置候高五拾石名主組頭四人分

一 當村名主給米七俵村中ニテ付置申候

一 谷川當村南ニテ西ヨリ東へ流申候川幅拾五間

一 御入用被下候御普請所川除籠出シ數ヶ所御座候

一 堤川除御座候前々御入用被下置候場所

一 籠出シ數ヶ所御座候右同断

一 往還並ニ御田地圍ヒ堤長五百九十八間御座候此内ニ松曲リ木少々御座候是ハ川通りニテ御田地川成場所故満水ノ節ニハ右ノ松木伐リ候テ出水ノ度毎ニ百姓防ギ申候夫故先年ヨリ右ノ木百姓方へ伐取リ防

來申候

- 一 當村東西道法拾三丁餘南北三百間御座候
- 一 當村隣海岸村へ九町、細島村へ四町、下青村^島へ七町御座候
- 一 寺 壹軒 禪宗 新福寺
- 是ハ寺領一切無御座候
- 一 宮 壹ヶ所 禰宜 勘左衛門
- 是ハ社領一切無御座候ニ付村ヨリ少々合カ米出候
- 一 造酒屋三軒御座候得共近年酒造不申候
- 一 當村百姓奉公人男壹人給金壹匁分、女壹人給金壹分ニ未夏冬仕着セ吳申候
- 一 當村ニ紺屋無御座候
- 一 石切り壹人御座候
- 一 當村作物米麥大豆菜種等作り申候
- 一 山伏三人御座候
- 一 浪人無御座候
- 一 虚無僧無御座候
- 一 歌比丘尼無御座候
- 一 穢多無御座候

一 さくら無御座候

一 立場 壹ヶ所 字三軒屋 嶋田宿へ壹里八町、藤枝宿へ壹里御座候

右ハ當村前々有來候儀書上候處少シモ相違無御座 自然後日右書上ノ外相違ノ儀出來仕候ハ何分ノ曲事ニモ可被仰付候 以上

享保十六年亥

駿州志太郡上青島村名主

- 十郎右衛門 印
- 組頭
- 平次郎 印
- 組頭
- 半十郎 印
- 惣百姓代
- 長三郎 印

田中御役所

享保拾六年亥七月

駿河國志太郡内瀬戸村明細書上帳

寛文十二年

長谷川藤兵衛様御檢地

一高 三百五拾壹石五斗四升四合

内瀬戸村

内 貳拾七町四反六畝六步

本田(上田十三盛、中田十二盛、下田十盛)

内 四町七反五畝五步

麥作仕付申候

壹町三反七畝八步

新田 下田 十盛

壹町六反六畝七步

本田畑(屋敷十盛、上畑九盛、中畑七盛、下畑五盛)

七反四畝二十二步

新田畑、下畑 五盛

一前々河成山崩之内高七石九斗六升本田新田永引之内成年迄ハ起返不申候外九升三合御藏屋敷

一高 三百五拾壹石五斗四升四合

本田新田共

内 八石五升三合

本新田永引

拾五石三斗一升八合

本田新田畑方

残三百貳拾八石壹斗七升三合

内 七拾四石三斗壹升六合

早損場所

六拾貳石九斗壹升七合

水損場所

百九拾石九斗四升

用水掛り

是ハ谷川通出水又ハ岸村水下ニテ用水掛り

一 小物成運上鎗炮

貳挺

壹挺ニ付百文宛上納仕候

一 家敷 貳拾五軒、人數 百四拾貳人(男七拾貳人、女七拾人) 馬 九疋

一 當村高之内川成石砂入 無御座候

一 御年貢之内三分一金高ハ 無御座候

一 御年貢米納壹俵四斗八余米壹升三合ハ四斗壹升三合ツツ前々ヨリ上納申條

一 焼津港へ道法貳里半餘 御座候

一 去ル己年迄ハ大助郷ニテ島田町へ相勤申候其後ハ被仰渡候テ打込ニ成格年ニ相勤申候

一 男ハ農業之間秣刈取コヤシニモ仕候

一 女ハ手前入用之木綿はた仕候

一 御領内上青島村三軒屋橋橋七掃除仕來申候

一 秣ハ當村ノ内野山入會郷ニテ上青島村下青島村瀬戸新屋村水之上村ニテ功申候尤入會郷ヨリ草米樽錢

ニテモ一切取不申候

一 大井川増人足ハ前々ヨリ出シ不申候

- 一 當村川幅貳間、長貳拾町百姓自普請仕候
- 一 當村名主持高之内三拾石村中ニテ諸役除 申候
- 一 當村名主組頭給米 無御座候
- 一 見取場所 無御座候
- 一 當村ニ樋六ヶ所 御座候
- 一 御入用ノ御普請場 無御座候
- 一 籠出等 無御座候
- 一 田地 砂ニ而 御座候
- 一 百姓林 八ヶ所 御座候
- 一 御林 無御座候
- 一 井林 無御座候
- 一 當村西東道法貳拾貳町余北南拾七町余御座候
- 一 古城趾 無御座候
- 一 御朱印高三石五斗 國役金相懸リ申候
- 一 御除地 高壹石八斗 國役金相懸リ申候
- 一 御除地 高壹石貳斗

宮三ヶ所神主 岩本數馬
 禪宗延命寺領
 禪宗光明寺領

- 一 當村ヨリ隣郷村々へ 西ハ東光寺村江壹里余、東ハ瀬戸新屋村江十三町、南ハ上青島村江土町、北ハ谷稻葉村へ
- 一 壹里半 御座候
- 一 造酒屋 無御座候
- 一 紺屋 無御座候
- 一 稲草ハ 橋本、青から、白笹、黒ひげ、黒せん本、
- 一 山伏 無御座候
- 一 浪人 無御座候
- 一 虚無僧 無御座候
- 一 比丘尼 無御座候
- 一 穢多 無御座候
- 一 非人 無御座候

右ハ當村前々有來候儀書上候處少共相違無御座候以上

享保十六年亥七月

駿州志太郡内瀬戸村

田中御領御役所

名主 太左衛門 印
 組頭 清左衛門 印

大井川の河状及流域の変遷と田中城の興廢

大井川の河状及流域の変遷と田中城の興廢とは志太郡の地理及歴史に至大の關係を有し本町の沿革に交渉するところ亦尠からず特に大井川流域変遷の迹を繙ねて本町地勢の变化に想致する時は興味津津たるものあり依りて考古徳昔の資料として大井川の河状及流域の変遷と田中城興廢の概要を左に掲ぐるこ
と、なしぬ

(4) 大井川の河状及流域の変遷

大井川は駿河國安倍郡井川村田代の最北部、甲斐國南巨摩郡及信濃國下伊那郡の境に聳ゆる白根山（海拔壹萬貳百十三尺）の南面なる溪谷より發源し駿遠の境を流るゝ激流にして常に上流より多量の土砂を流出し其水溷濁して四時殆ど清澄することなし故に暴雨一たび至る時は河水忽ち漲溢激怒して淵を瀨となし瀨を淵となすこと稀なりとせず隨つて古來河状流域の変易せしこと推知するに難からず左れど其志太郡大長村神座及榛原郡五和村横岡以北の上流に於ては其兩岸山嶺に挟まれ水勢浸蝕力を逞ふるに由なきを以て其河状殆ど移動の迹を認ざるも横岡及神座以南の下流に於ては兩岸の山嶺漸く開け沿岸平坦の地を有するに依り往々河道変易の迹を認む殊に志太郡島田町より東南一帶數里の地は海濱に臨める平野にして元來大井川の排出せる土砂を海水の爲めに反撥せられて堆積し漸次陸地を構成したる地域なるを以て往古は漠々たる砂磧荒原東西に渡り河水氾濫して流脈定處なく縱横に河道を穿つて乱流せしもの

の如し、源光行の『海道記』貞應二年（建長元年）四月十二日の條に『（山崎）豆蔵（山崎）の宿を過ぎて大堰川を渡る此川は川中に渡り多く又水さかし流れを越へ島をへだて、瀨々瀨々に分れたり此道を二三里行けば四望かすかにして遠情抑へ難し時に水風例より烈しく白砂霧の如く立つ笠をかたむけて駿河の國に移りぬ云々』とあり、『駿河國志』には『志太浦は大井川の裾也志太の浮島とも云也』とあり、新宮高平曰く『藤枝驛の面なる青島村は古岩城の浦とて海岸なりし』と（今青島村）古老の傳ふるところに據れば昔者本川は中流に於ては横岡前出より南に直下し今の五和村牛尾なる牛尾山の面を過ぎ竹下、島村の邊りを流れ牛尾山は志太郡大長村相賀に屬し地脈之と連接せしを天正中、中村一氏牛尾山と相賀との間を開決し雨來河水牛尾山の東方を流過し以て今日の河状となり牛尾山は遠江の地籍に入り其旧河道は横岡新田竹下、島村の部落を成すに至れりと云ふ又下流に於ては志太郡なる今の島田町の北方山麓に沿つて都智山（或は枳山に作る）より東六合村阿知ヶ谷、岸村青島町上青島前島より南東を流れ和村田尻一色の間に至り海に入りしことありしと傳ふるものあり、蓋し島田町東南一端の平地は拓植の道開け築堤水防の設けありし後と雖も河水横流の慘禍を受けしこと屢なりしを以て古昔の記録流亡して當時の状況後世に傳はらざるものあり、續日本記光仁帝の條に『寶龜十年十一月十五日辛巳駿河國言以去七月十四日大兩氾濫決三郡堤防壞百姓廬舍又曰田流亡其數居多』とあり、又駿河風土記に『國造伊豫部直末干此云々當時所築之島田之堤志津機之要障今尚存之』とあれば水防のこと古昔より開けざるにあらざりしも動もすれば沃漬して里落を掃蕩せしことありしや疑ひなし故に其下流の状況今日の如く定まれるに至れるに

は幾何の変遷を経たりしや文献の徴すべきものなければ之を詳かにすることを得ずと雖も現今の河状を成せる最後の変遷の遺跡は歴然存して湮滅せざるものあり即ち現今の河状を成せる以前の大井川の下流は今の島田町の地域の下より大洲村源助善左衛門相川村上新田静濱村上小杉下小杉の境界の北方を流過して海に入りし證據之なり、現に是等諸部落の境界の北方を廻りて一帯に川成新田多く六合村青島町以南の村名字名に島洲の如き水辺の陸地に縁ある名稱多く且つ大洲村以南海に至る迄の大井川東岸四ヶ村十五ヶ大字の往時遠江國榛原郡に屬し居りたるを明治十二年駿遠兩國の境界は大井川の中央を以て其境ひとなすこととなりたる際始めて駿河國志太郡の地籍に編入されたるを見て之を知るを得べし、

河状流域の変遷は略ほ以上に盡きたりと雖も以下洪水被害の状況築堤、渡津、架橋の変遷等に就き記述するところあるべし

大井川の治水は往昔より官府の意を用ひられし事業にして王朝より降りて鎌倉足利の時代に至る迄守護地頭等の地方役人に命じて堤防の築造修補等を爲さしめられけるが應仁以降戰國の世となりては諸國鬭争止む時なく復た治水修堤に意を用ゆるの暇なきに至り乃ち田園廬舎流亡し滿目蕭條たる荒原とはなり又故に古老の傳へて元龜天正の頃は西の方初倉村(榛原郡初倉村)より東の方内瀬戸(志太郡青島町内瀬戸)に至るの間は荊棘所々に散在叢生せる砂磧にして狐狸豺狼出沒し夜陰は全く行人絶へたりと云ふもの真に近し然るに徳川氏海内の乱を裁定して府を開き銳意を圖るに及び堤防の事最も意を用ひられ元和の頃より荒蕪の地も漸く拓開せられて夫の慶長九年の災後島田人民の其驛北に避けたりし者も漸次復歸し所

在に聚落を造るに至り治水の事業も隨て發達し寛永の頃までには堤防の修理略ほ成功を告ぐるに至れり大井川の洪水及其被害の舊時に屬するものは文書散逸して其詳を知り難しと雖も近代に於ける災害の重なるものは文書と口碑に傳はるものに依りて其の梗概を知るを得べし即ち慶長九年七月の霖雨には洪水氾濫して島田向谷の大堤を決潰し島田の驛家を始めとし志太郡下の諸村大半田園廬舎を流亡せしと云ふ、又安永八年八月、天明七年七月、享和二年六月洪水あり堤防を破壊し家屋を流出すること勢なからず又文政十年河水大いに氾濫し其氾濫し其被害最も甚だしく其際島田町に於ては堤防を破壊され之を修理するに金千八百二十三兩永五百十六文を支出し大洲村諸部落に於ては田園民舎の流亡によりて凡二十餘萬兩の損害を蒙り相川村部内に於ては耕宅地の十分の九餘六合村の内道悦島は地積三分の一を荒蕪し細島は高八十九石八斗三分の熟田に砂石流入して不毛となれり降つて萬延元年の洪水には島田町又堤防を砂られ修理の爲めに金二千四十二兩一分永四百八十八分の費用を要し明治九年明治十七年及明治二十九年に於ても洪水ありて堤防を破損せられたりき、

大井川は舊幕時代にありては架橋渡船を設くることを禁ぜられしを以て人馬皆之を渡渉せり傳へ云ふ徳川三代將軍家光公の上洛するや駿河大納言徳川忠長舟橋を造りて歡待せり然るに家光は甚だ之を不満なりとせし由なりと、唯其の水流は河中を幾條となく別れ流れしにより水の深淺を知る者は難なく徒渉することを得るも之を熟知せざる者は途中溺没の虞れあることを免かれざるに依り往來の人は皆川會所に就き賃錢を出して川越人足を僦ひ或は蓮台に踞して之を舁がしめ或は肩車に凭り之を渉れり蓮台は其

形梯子の如き物を用ひ請候などは殊に塗物の欄干あるものを豫め本陣に備へ置き駕籠のまゝ之に乗せ人足二三十人して擔ひたり左れど普通の旅人は人足の肩に乗りて渡るを例とす其渡津の東海道に當れるは東岸島田町と西岸金谷町との間に於て島田金谷の両所に川會所を置き渡川のことを處辨せしめられたり

其川會所の役員等は兩所略ぼ同一なれば茲には島田川會所の役員組織に就き其一班を掲ぐべし

取締二人嘉永年間より之を置く給料年額十二三両を給す取締は島田驛に置かれ陣屋長官之を命ず

明治初年は静岡縣廳之を命ぜり

川庄屋四人(或は二人若くは三人置きしことあり)給料は年額七八両を給す川庄屋は島田陣屋にて之を命ず 明治初年は其人員を三人と定め後之を廢せらる

年行事頭取二人年行事十一人年行事は傳馬を扱ふ問屋場に於て問屋年寄及川庄屋列席に於て申付く其人員は島田驛上組(二丁目)にて二人中組(三丁目乃至六丁目)にて二人を使命せり給料は年十二三兩の外に一日百三十二文の辨當料支給されたり

小頭十人川越人夫を六組に分ち一番より六番に至る組毎に之を置く給料年額五六兩外に一日七十二文の辨當料支給されたり

口取四五十人川越人夫中走いたる者をして之を勤めしむ組毎四五名配置し小頭に屬し其の組合の事を扱はしむ

川越六百四十七人初め五百人許りなりしも後此員數に定められ一日の雇料七十八文乃至百文を給す

川越人夫は初め辨當を運搬し後川入となり進んで本川越となる島田町通りに住居する者及向島組の者より之を出せり

川越賃錢川越賃錢は正徳 年度の御制定にて脇通水川越一人に付九十四文以下八十四文まで川越より之を買上げの守合は五分五厘を川越人四分五厘を諸列として積立御用通行は総て無賃越立なるを以て積立金の内を以て買上げを爲し殘金は川方一式の諸費に充つる定めなり

川會所は川の留め明け及河水の増減を日々島田陣屋(駿府紺屋町代官所の出張町)に報じ陣屋よりは直ちに宿繼の急使を馳せて幕府道中奉行に申告せしなりとぞ

又東海道に於ける本川の渡津は水流方向の交易に依り屢々移動せしことあり慶長九年大洪水の後には島田の驛家今の元島田に移りしを以て官道も此處に出ることとなり西岸牛尾より東岸向谷伊太を経て元島田に出でしことあり又菊川を發し牧野原を過ぎ鎌塚に下り大井川を渡り島田に出で又は鎌塚より直ちに前島にかゝり藤枝に出でしことありと傳ふ之れ備へに徒歩に依りて人馬を通行せしにより水流の分合深淺の及更は即ち渡津の移轉を要して然りしなるべし然るに明治四年架橋渡船の禁解けしを以て東海道を上下する人は島田金谷の間に於て夏時水量多き季節に在りては渡船に依り冬季減水の季節に在りては瀬々に假橋を架して之を通行せしめたりしが明治十二年始めて島田金谷間に七百三十間の長橋を架く然れども屢々流失の厄に遭へるを以て汽車開通後之が繼續架設を爲さず明治二十二年十一月に至り下流相川村地先に「富士見橋」架設せられ後更に「谷口橋」「蓬萊橋」等の架設を見るに至る而して昭和三年

年四月に至りて島田金谷間に堅牢壯麗なる大鐵橋の架設を見るに至れり經費實に百七拾餘万圓幅員四間にして延長五百六十間五分なり

田中城の興廢

史に稱す足利の末其の臣一色左衛門尉信茂（此處にもし徳一色知伊の城と稱へ又藤枝の城といふ）後今川氏の臣由井美濃守某之に代る、封録一萬八千石也、永録年中（元龜前天皇の御）長谷川次郎右衛門正長一族二十餘人其勢三百餘騎を以て之を守りしが同十三年（元龜）正月甲斐の武田信玄花澤城棟（花澤）を屠りたる餘勢を以て一擧之を拔く正長走つて徳川氏に投ず信玄乃ち其臣馬場美濃守氏勝に命じ更に馬出曲輪（曲輪）を構へしめ改めて田中城（田中城と云ふ其形勢に似たる故なり）と云ふ、信玄の歿後其子勝頼叔父一色右衛門尉信龍をして守らしめ後依田右衛門尉信蕃之に代る天正六年三月八日徳川家康大井川に陣し諸軍田中城を攻め翌年五月又之を圍みしも城兵防戦克く努む八年五月三日又攻む信蕃能く防ぎて落ちず、九年二月二十日又攻む信蕃力竟に謁きて甲斐に走る之より徳川氏に歸し十年七月七日高力河内守清長城主となる食録一萬石也、十八年家康關東に移りし後中村少輔一氏當國に守護たりぬ時其老臣横田内膳正村詮（詮）茲に居城し慶長六年（慶長）二月酒井備後守忠利之を守りしも十五年家康駿府（駿府）在城の後は御番城となり寛永二年（寛永）元正天皇の御紀駿河大納言忠長の領封（封）となりて御付三枝伊豆守守昌爰に居し同年松平大膳亮忠重、九年大久保荒之助忠直、十年内藤豊前守在番す、同十二年水野監物忠善當城に封せられし後城主の交代左の如し

受封年 城主名 祿高 摘要

寛永十二年	水野監物忠善	四萬五千石	十九年三州吉田へ御所替
全 十九年	松平大膳大輔	二萬五千石	四年遠州掛川へ御所替
全 年	松平伊賀守忠晴	二萬五千石	正保元年遠州掛川へ御所替
正保元年	北條出初守氏重	二萬五千石	慶安二年遠州掛川へ御所替
慶安二年	西尾丹後守忠輝	二萬五千石	延寶七年信州小諸へ御所替
延寶七年	酒井日向守忠能	四萬石	天和二年十二月十四日落去知行取場伊井掃部頭へ御預
全 九年	土屋相模守政直	四萬五千石	貞享元年二萬石の加増にて大坂御城内となる
貞享四年	太田攝津守資直	五萬石	寶永二年奥州柵倉へ御所替
寶永二年	内藤豊前守式信	五萬石	正徳元年豊前守に任じ翌二年大坂御城内となる
正徳二年	土岐伊豫守頼殷	三萬五千石	享保十六年大坂御城内となる

享保十六年（中御門天皇の朝）本多伯耆守正矩上野國沼田より移封（駿河國志太郡六十三村益守郡三十三村三万石）せられ其後子孫代々（本多紀伊守正供本多伯耆守正温本多豊前守正意本多豊前守正寛本多紀伊守正憲）爰に居せしも明治元年九月四日日本多紀伊守正憲城主たりし時徳川家達公封を駿遠に受け静岡藩（一萬石）と稱するに至り本藩は安房國白濱（磯部）に移封せられ今四年七月廢藩置縣の後廢城となれり

あ、春風秋雨爰に三百歳高草の山屹として聳へ瀬戸川の水旧に依つて流るゝも粉壁鮮やかに巍然として半空に聳へたりしは田中城全く其影を留めず日本丸趾や紺碧の水深く湛へたりし塹壕の址や或は茶圃と化し或は水田となりて僅かに其の佛を留む知らず兵馬相交り劍戟相撻せしは何の處を試に秋草離々たる廢墟の邊、杳然たる古松の下に立つて回首冥想すれば史興油然として湧き依り去るに忍びざるものあるべし

第三目 名勝遺跡

當町名勝遺跡の傳ふべきもの少なからず 今左に其の主なるものを掲げて考古遊覽の資に供すべし

一 名勝

【烏帽子山】 大字内瀬戸の東端にあり岩山にて其形烏帽子に似たり 全山松及常磐木繁茂し眺望甚佳し之に對する良の山を志太平と云ひ 俗に「へノ字山」と云ふ 其形への字に似たる松山にして眺望佳し

庚子道の記

(享保五年)

武 女

(二月晦日) 瀬戸川を渡りて見ゆるを烏帽子山と云ふ。柳さびのひやしきにはあらで。もろ肩竈にこもりたるがいとおかしと覺ゆ

中空の日記

(文政元年)

香川景樹

(十一月十五日) 右の方に烏帽子山と云ふありて其形いと烏帽子に似たりと云ふに知らず過ぎたるを悔ゆ。遙かに來て後、山の後よりふとさし出でたり

おもほへず見こそかはせれ烏帽子山たそぐとなれもふりかへりけむ

(風土記に曰く) 其形烏帽子に似たり登り八丁餘巖山なり之に對する良の山を志太平と云ふ松山なり

【金比羅山】 大字志太にあり山上に琴平神社鎮座するを以て之の名あり 脚下に瀬戸川の清流を臨瞰